

平成30年1月調査

# 裁判員制度の運用に関する意識調査

平成30年3月

最高裁判所



# 目 次

本報告書を読む際の注意 ······	3
I 調査の概要 ······	5
II 調査結果の概要 ······	7
1 裁判員制度の周知状況 ······	7
(a) 裁判員制度の実施について ······	7
(b) 裁判員制度の内容 ······	7
(c) 裁判員に選ばれる可能性 ······	7
2 裁判員制度の周知媒体 ······	8
3 裁判や司法への関心度 ······	9
4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象 ······	10
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4 の印象を持つことになった原因 ······	11
6 裁判員制度の実施により期待すること ······	12
(a) 裁判がより公正中立なものになる ······	13
(b) 裁判がより信頼できるものになる ······	14
(c) 裁判所や司法が身近になる ······	15
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる ······	16
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる ······	17
(f) 事件の真相がより解明される ······	18
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる ······	19
(h) 裁判が迅速になる ······	20
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる ······	21
7 現在実施されている裁判員制度の印象 ······	22
(a) 裁判がより公正中立なものになった ······	23
(b) 裁判がより信頼できるものになった ······	24
(c) 裁判所や司法が身近になった ······	25
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった ······	26
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった ······	27
(f) 事件の真相がより解明されている ······	28
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなった ······	29
(h) 裁判が迅速になった ······	30
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった ······	31

8 裁判員制度についてQ 7 の印象を持つことになった原因	32
9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	34
10 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）	37
11 裁判員として刑事裁判に参加したいか	39
12 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報	40
13 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	42
14 制度開始前・実施への期待・実施後の変化	43
15 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化（Q 3, Q 11）	46
16 集計結果表（Q 1, Q 2, Q 4, Q 5）	56
III 調査票（付：今回調査単純集計結果）	65
標本抽出方法	73

## [本報告書を読む際の注意]

1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answerの略)。

このとき回答計およびM. T. (Multiple Totalの略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

【回答票】: 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問

3 数値結果 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

4 統計表等に用いた符号は以下のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの

— : 回答者がいないもの (グラフ中の記載は略)

5 職業別の分析で、「その他」は回答者が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。

6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。



# I 調査の概要

## 1 調査目的

裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

## 2 調査項目

- (1) 裁判員制度の周知状況
- (2) 裁判員制度の周知媒体
- (3) 裁判や司法への関心度
- (4) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象
- (5) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象を持つことになった原因
- (6) 裁判員制度の実施により期待すること
- (7) 現在実施されている裁判員制度の印象
- (8) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
- (9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
- (10) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
- (11) 裁判員として刑事裁判に参加したいか
- (12) 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報
- (13) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

## 3 調査対象

- (1) 母集団：全国20歳以上の者
- (2) 回収数：2,000人
- (3) 抽出方法：層化2段無作為抽出法

## 4 調査時期

平成30年1月13日（土）～2月4日（日）

## 5 調査方法

調査員による個別面接聴取

## 6 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

## 7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29歳	122（6.1%）	114（5.7%）	236（11.8%）
30～39歳	148（7.4%）	143（7.2%）	291（14.6%）
40～49歳	188（9.4%）	178（8.9%）	366（18.3%）
50～59歳	149（7.5%）	148（7.4%）	297（14.9%）
60～69歳	170（8.5%）	177（8.9%）	347（17.4%）
70歳以上	192（9.6%）	271（13.6%）	463（23.2%）
計	969（48.5%）	1,031（51.6%）	2,000（100.0%）



## II 調査結果の概要



## II 調査結果の概要

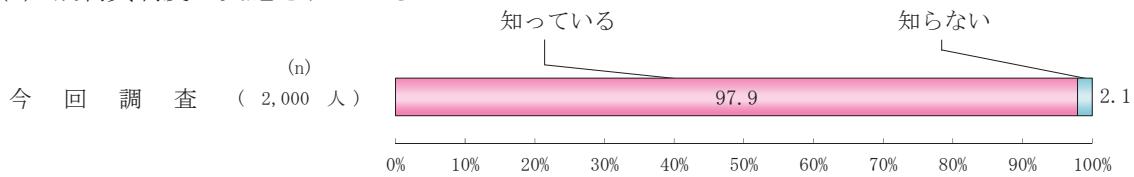
### 1 裁判員制度の周知状況

#### (a) 裁判員制度の実施について

Q1 【回答票1】 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

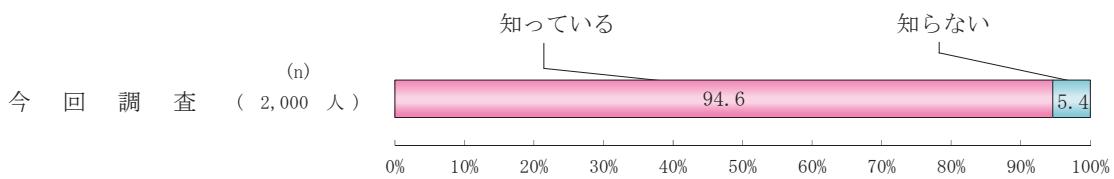
(a) 裁判員制度が実施されている



裁判員制度が実施されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が97.9%、「知らない」は2.1%となっている。

#### (b) 裁判員制度の内容

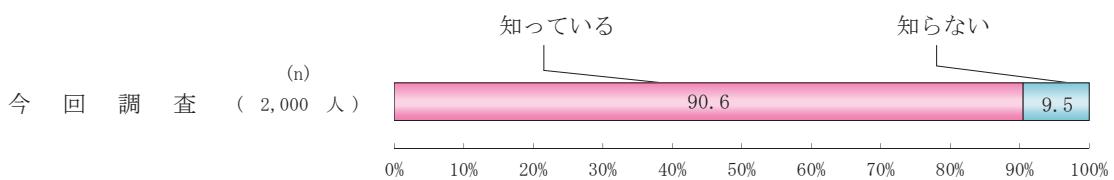
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が94.6%、「知らない」は5.4%となっている。

#### (c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



20歳以上の有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が90.6%、「知らない」は9.5%となっている。

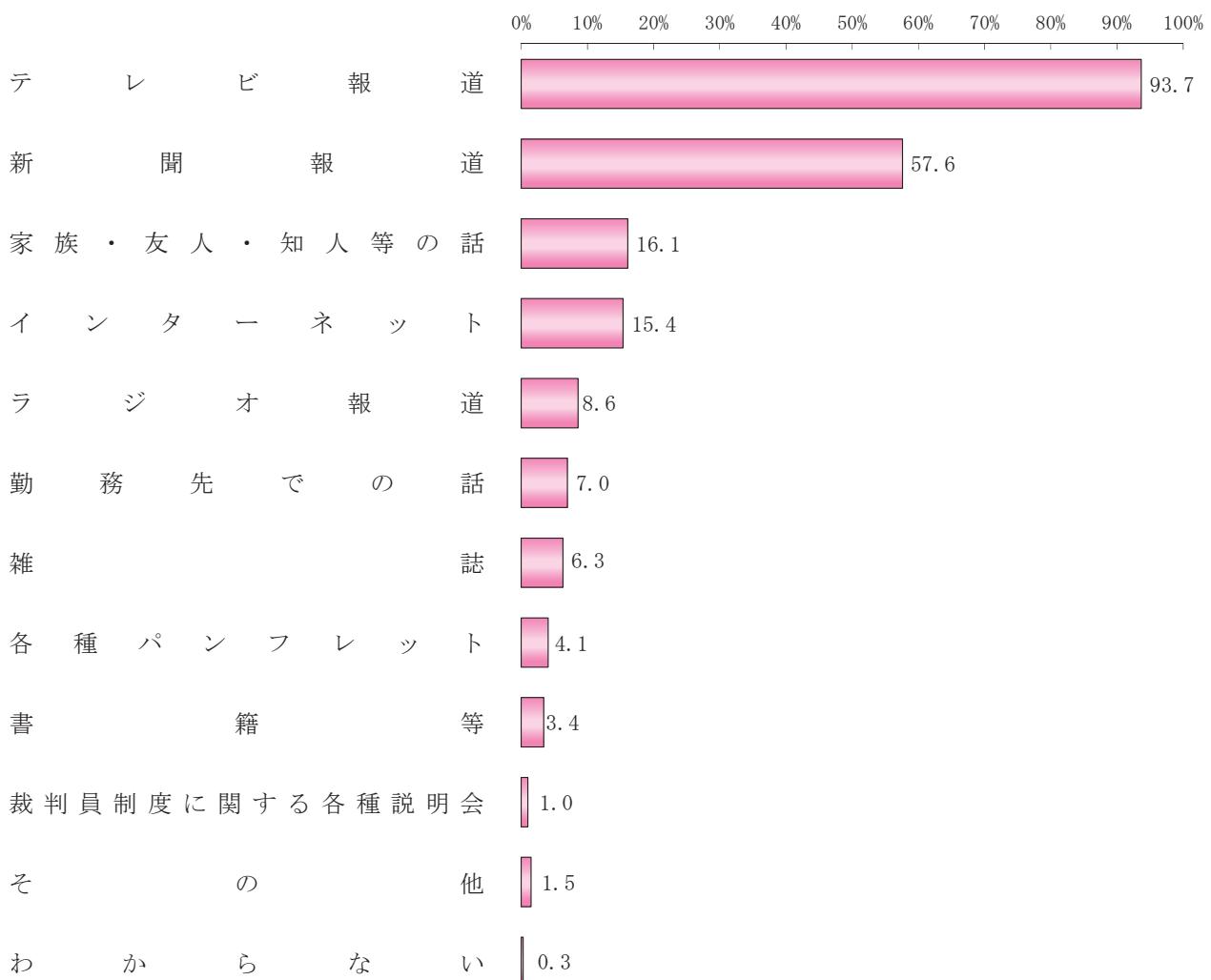
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は56頁を参照。

## 2 裁判員制度の周知媒体

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q10を聞く】

Q2 【回答票2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。

当てはまるものを、次のなかから全てあげてください。(M. A.)



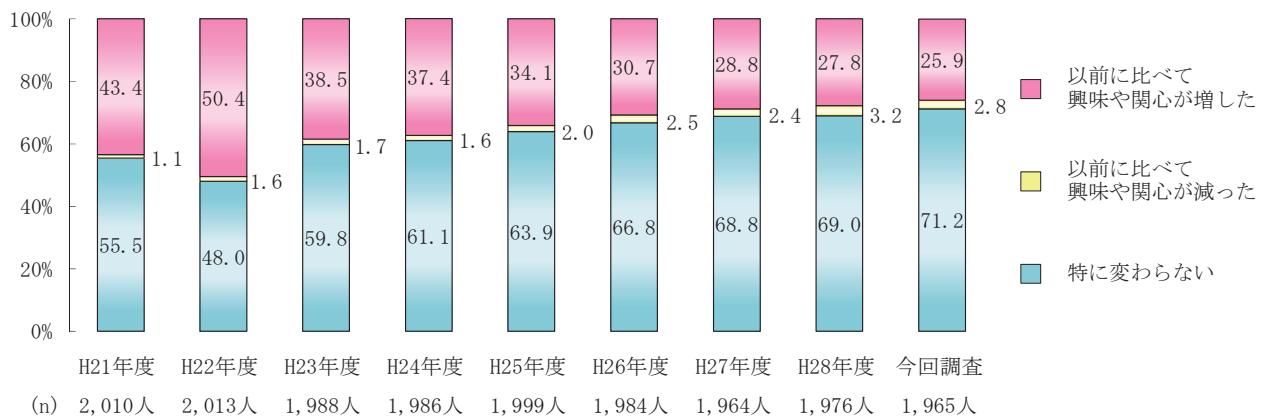
(n=1,965人, M.T.=215.0%)

裁判員制度を知っている人に、何から知ったかを聞いたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が93.7%と最も高く、以下、「新聞報道」(57.6%)、「家族・友人・知人等の話」(16.1%)、「インターネット」(15.4%)、「ラジオ報道」(8.6%)などとなっている。

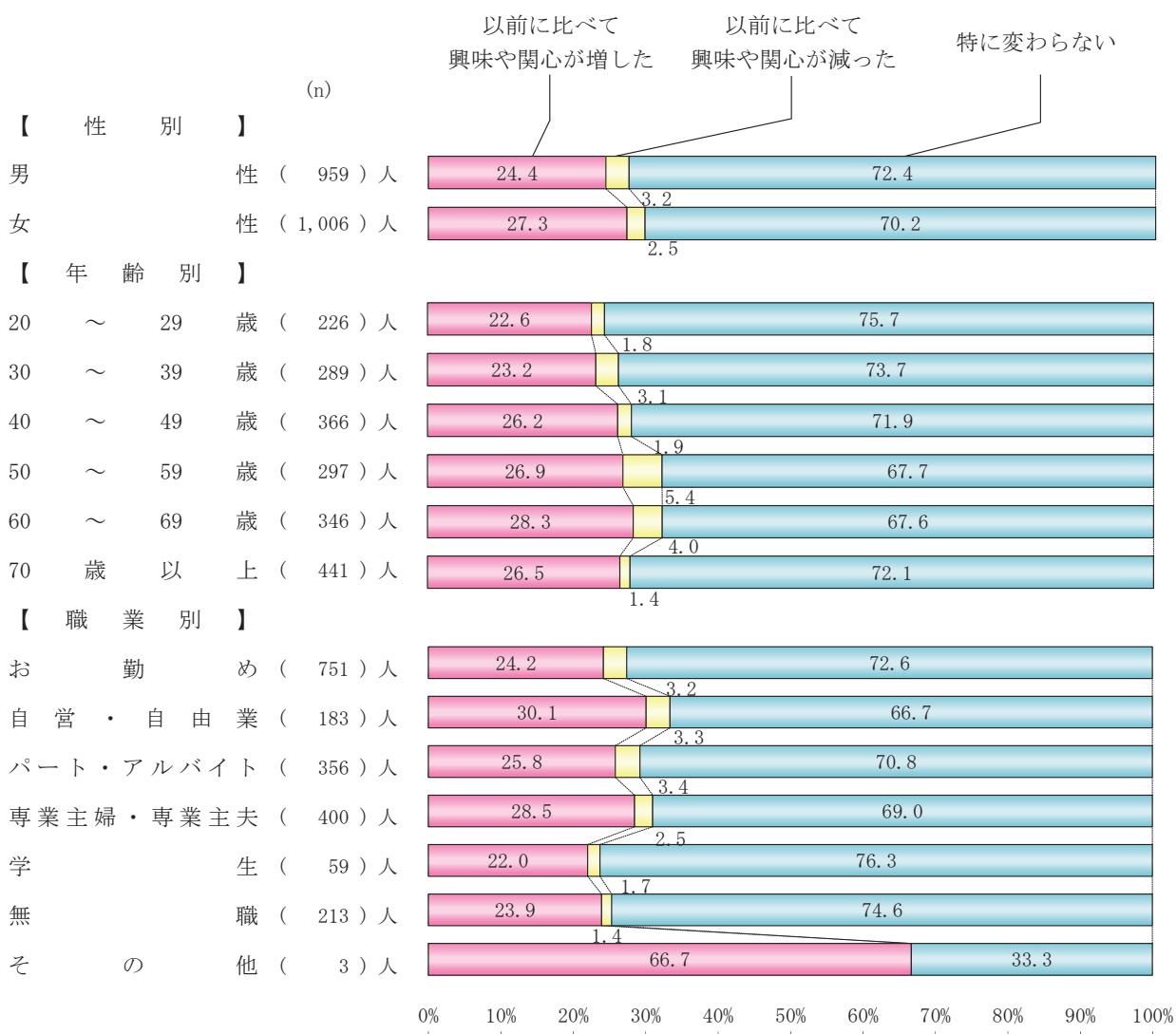
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は57頁を参照。

### 3 裁判や司法への関心度

Q 3 【回答票3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



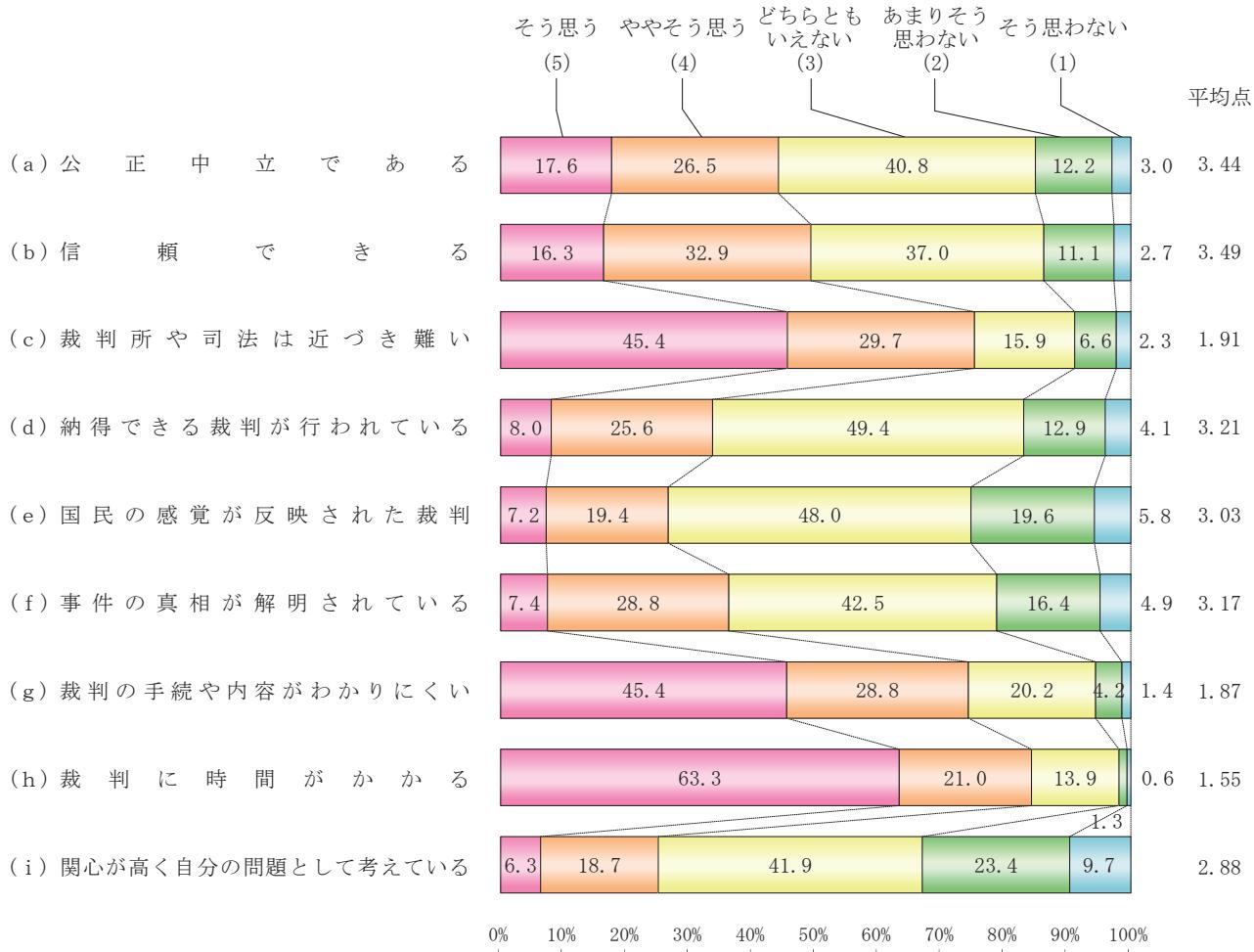
裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかについて聞いたところ、「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は25.9%、「特に変わらない」は71.2%、「以前に比べて興味や関心が減った」は2.8%となっている。



「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別及び年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、自営・自由業が最も高くなっている。

## 4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象

Q 4 【回答票4】 あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当たるものを1つ選んでください。



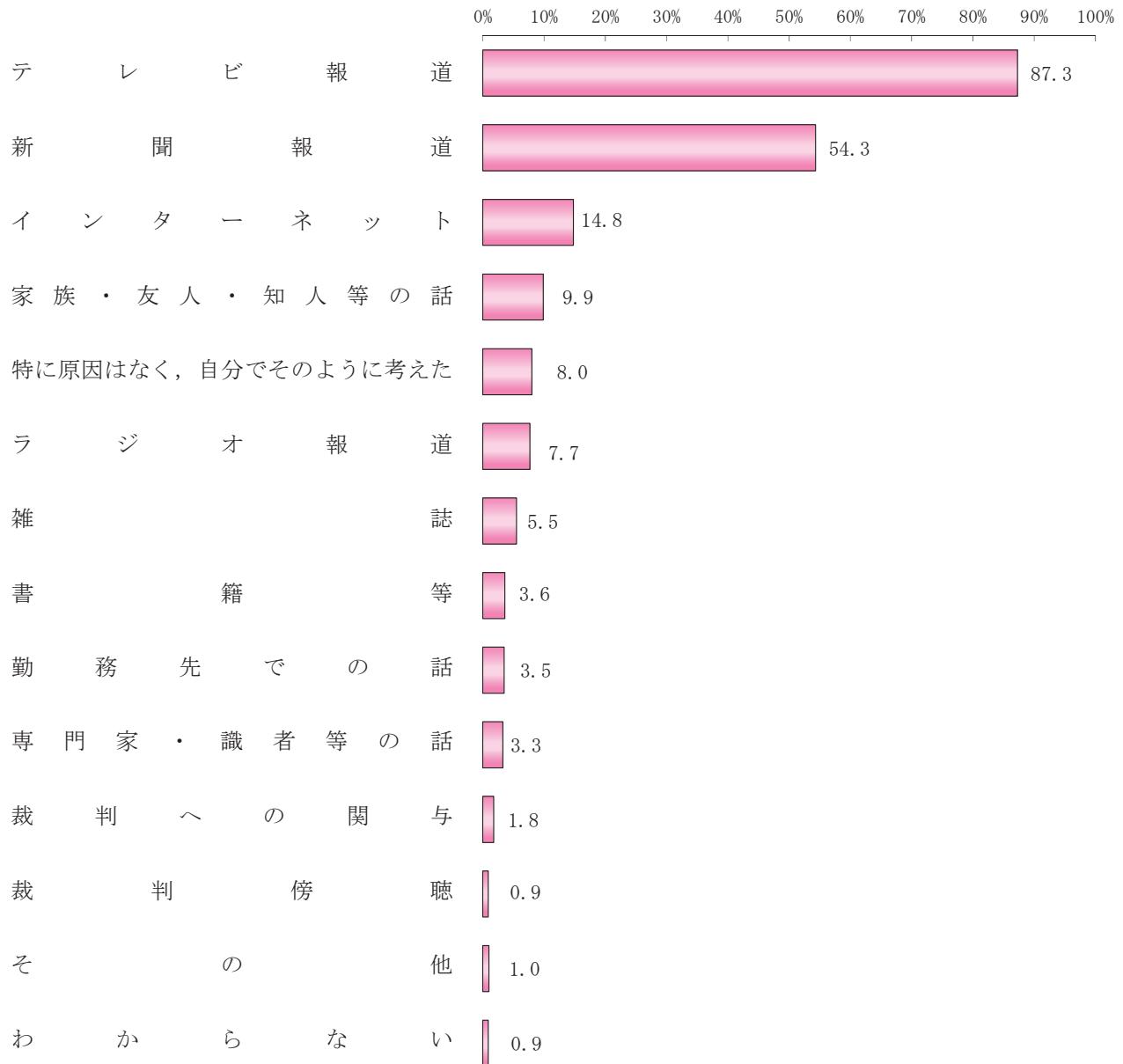
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。ただし、(c) (g) (h) は点数の順が逆になっている。

裁判員制度が始まる前に、刑事裁判に対してどのような印象を持っていたか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は、『信頼できる』(3.49点)となっており、以下、『公正中立である』(3.44点)、『納得できる裁判(判断)が行われている』(3.21点)、『事件の真相が解明されている』(3.17点)、『国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている』(3.03点)、『刑事裁判や司法などの公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』(2.88点)となっている。『裁判所や司法は近づき難い印象がある』(1.91点)、『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』(1.87点)、『裁判に時間がかかる』(1.55点)の項目は平均点が低くなっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は58頁以下を参照。

## 5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因

Q 5 【回答票 5】 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



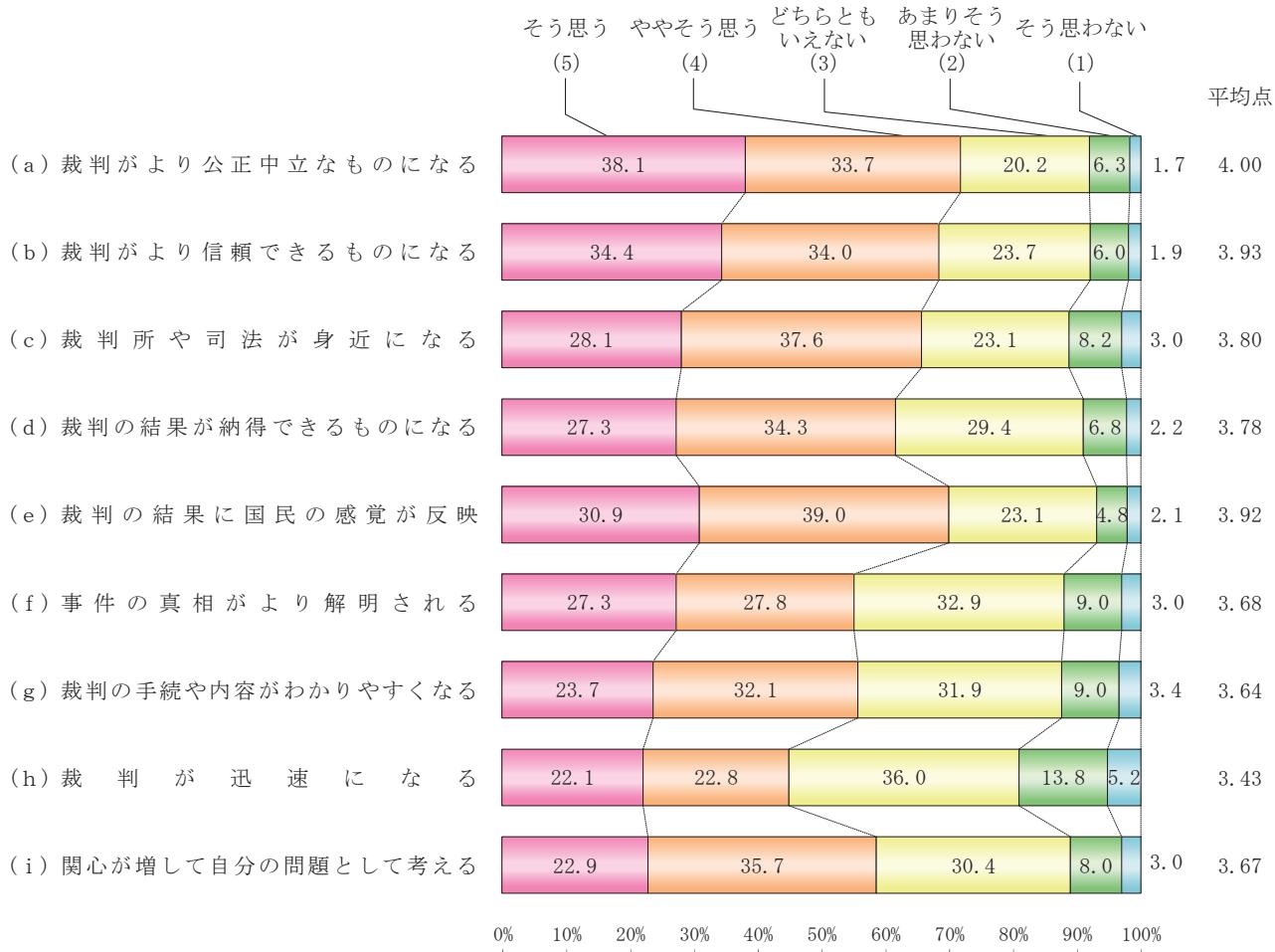
(n=1,965 人, M. T.=202.6%)

裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4 の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が 87.3%と最も高く、次いで「新聞報道」が 54.3%であった。以下、「インターネット」(14.8%)、「家族・友人・知人等の話」(9.9%) , 「特に原因はなく、自分でそのように考えた」(8.0%) , 「ラジオ報道」(7.7%)などとなっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は 63 頁を参照。

## 6 裁判員制度の実施により期待すること

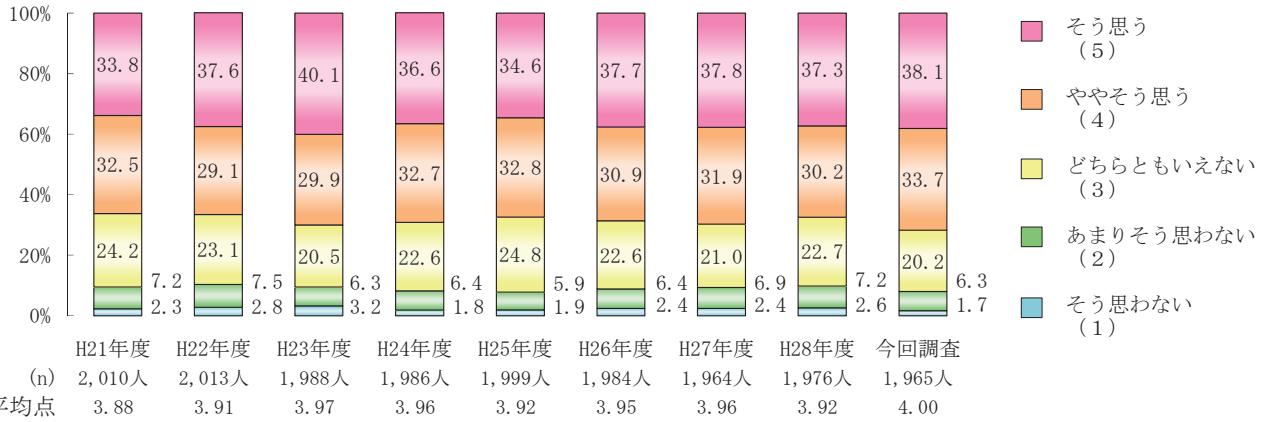
Q 6 【回答票6】 あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



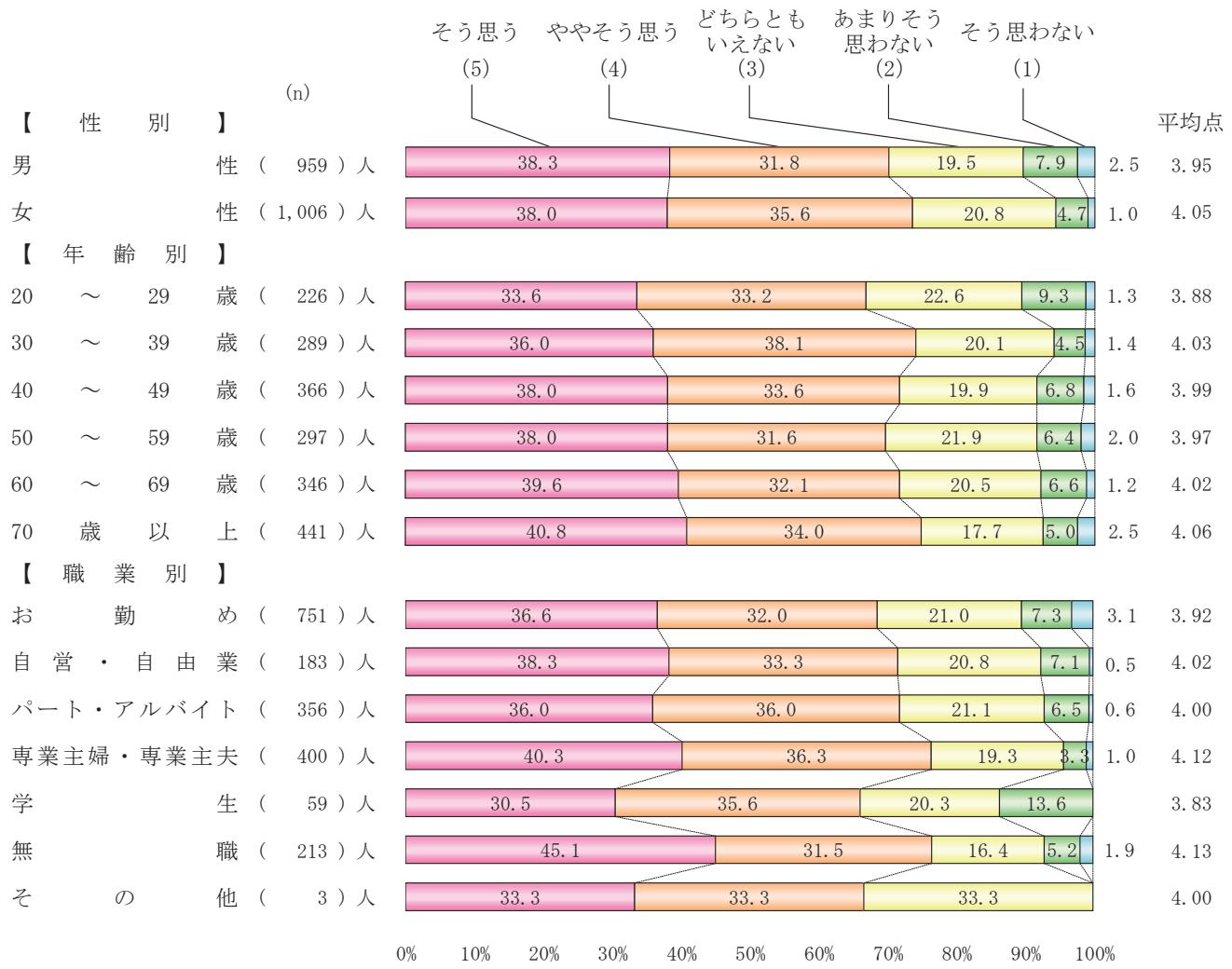
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウェイト処理したものである。

裁判員制度の実施により期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かつた項目は『裁判がより公正中立なものになる』(4.00点)となっており、以下、『裁判がより信頼できるものになる』(3.93点)、『裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる』(3.92点)、『裁判所や司法が身近になる』(3.80点)、『裁判の結果(判断)がより納得できるものになる』(3.78点)、『事件の真相がより解明される』(3.68点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』(3.67点)、『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』(3.64点)、『裁判が迅速になる』(3.43点)となっている。

Q 6 (a) 裁判がより公正中立なものになる

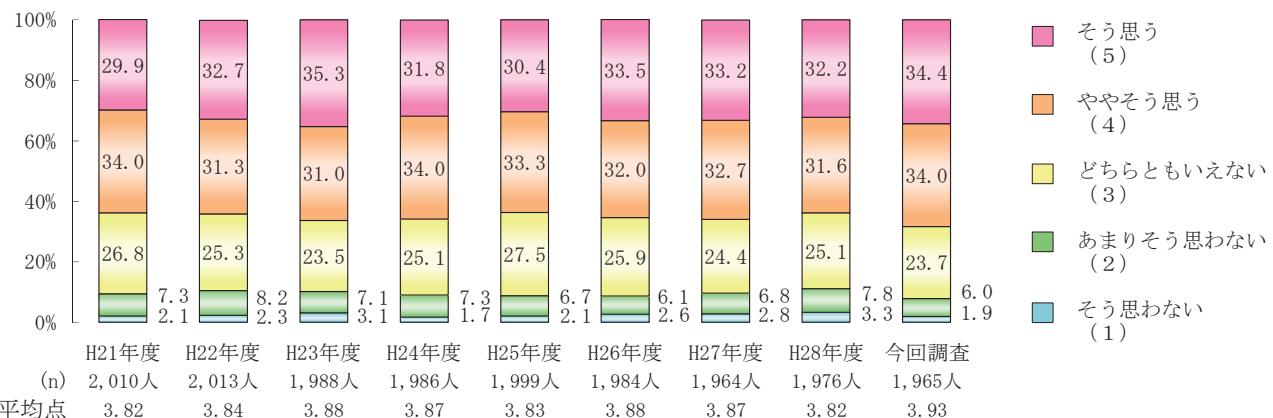


裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 71.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 8.0% となっている。

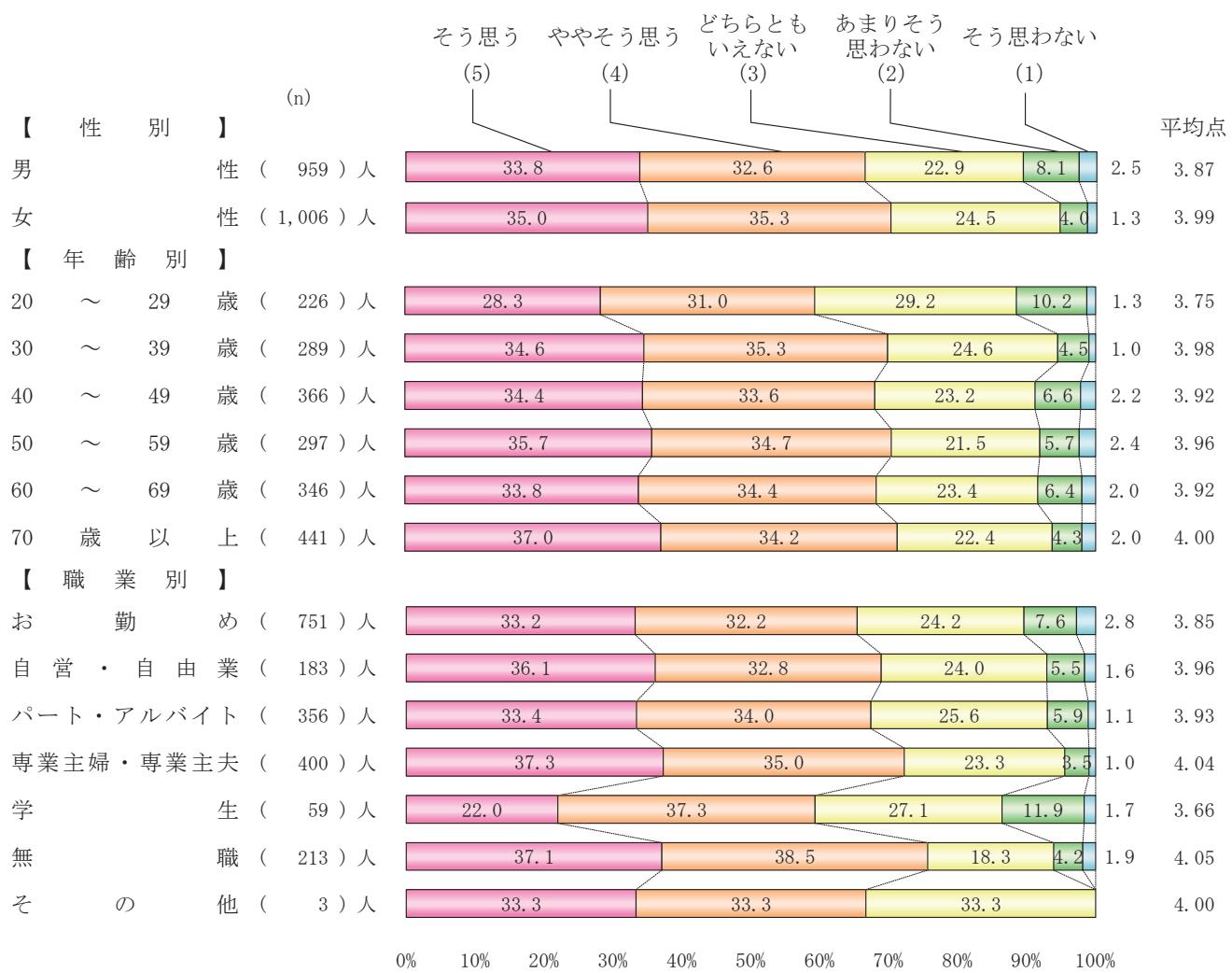


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、お勤めと学生が低くなっている。

Q 6 (b) 裁判がより信頼できるものになる

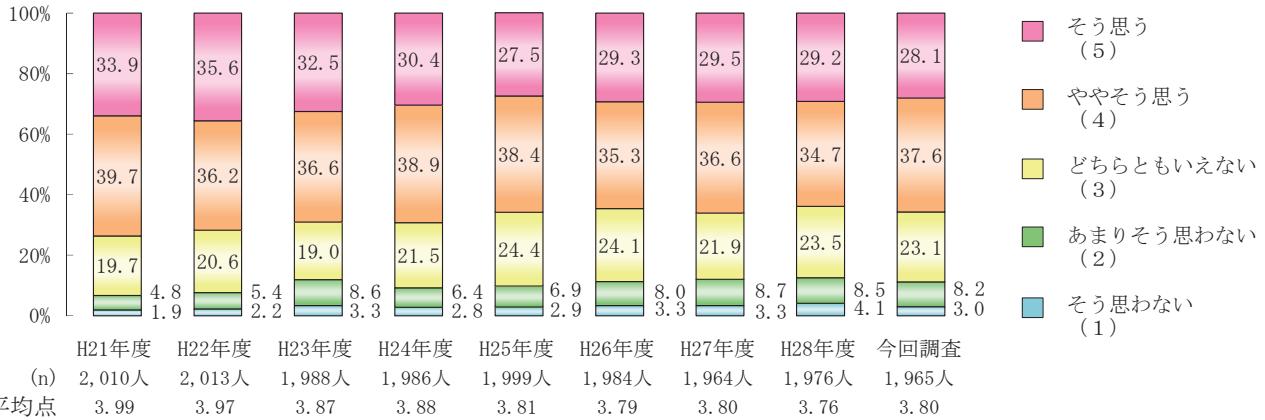


裁判員制度の実施により『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 68.4%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 7.9% となっている。

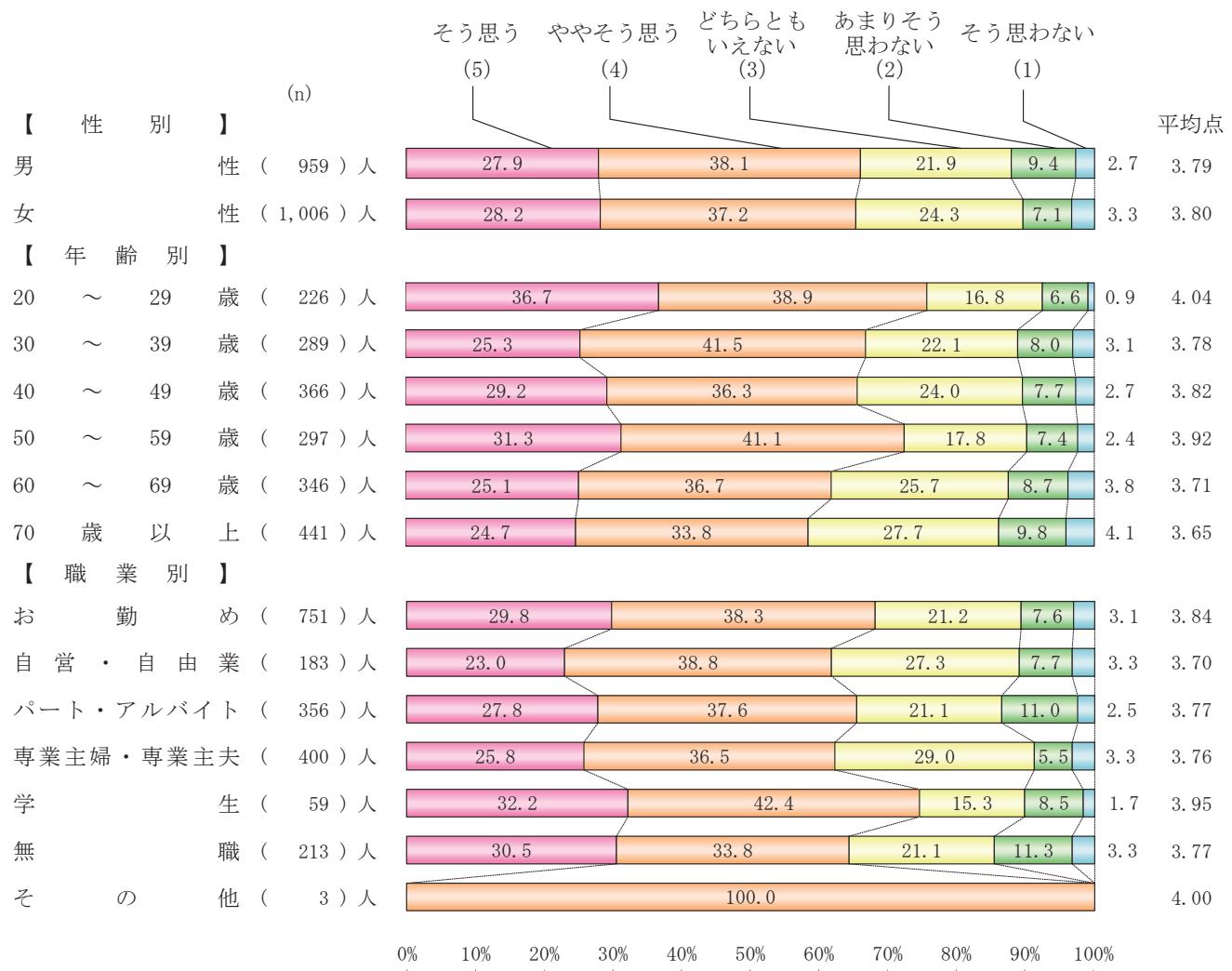


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低くなっている。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 6 (c) 裁判所や司法が身近になる

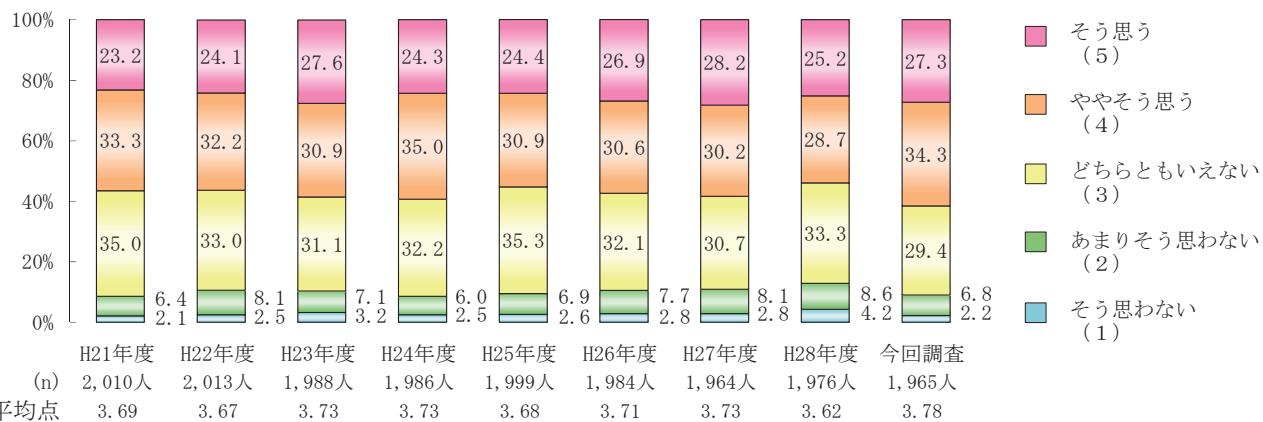


裁判員制度の実施により『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 65.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 11.2% となっている。

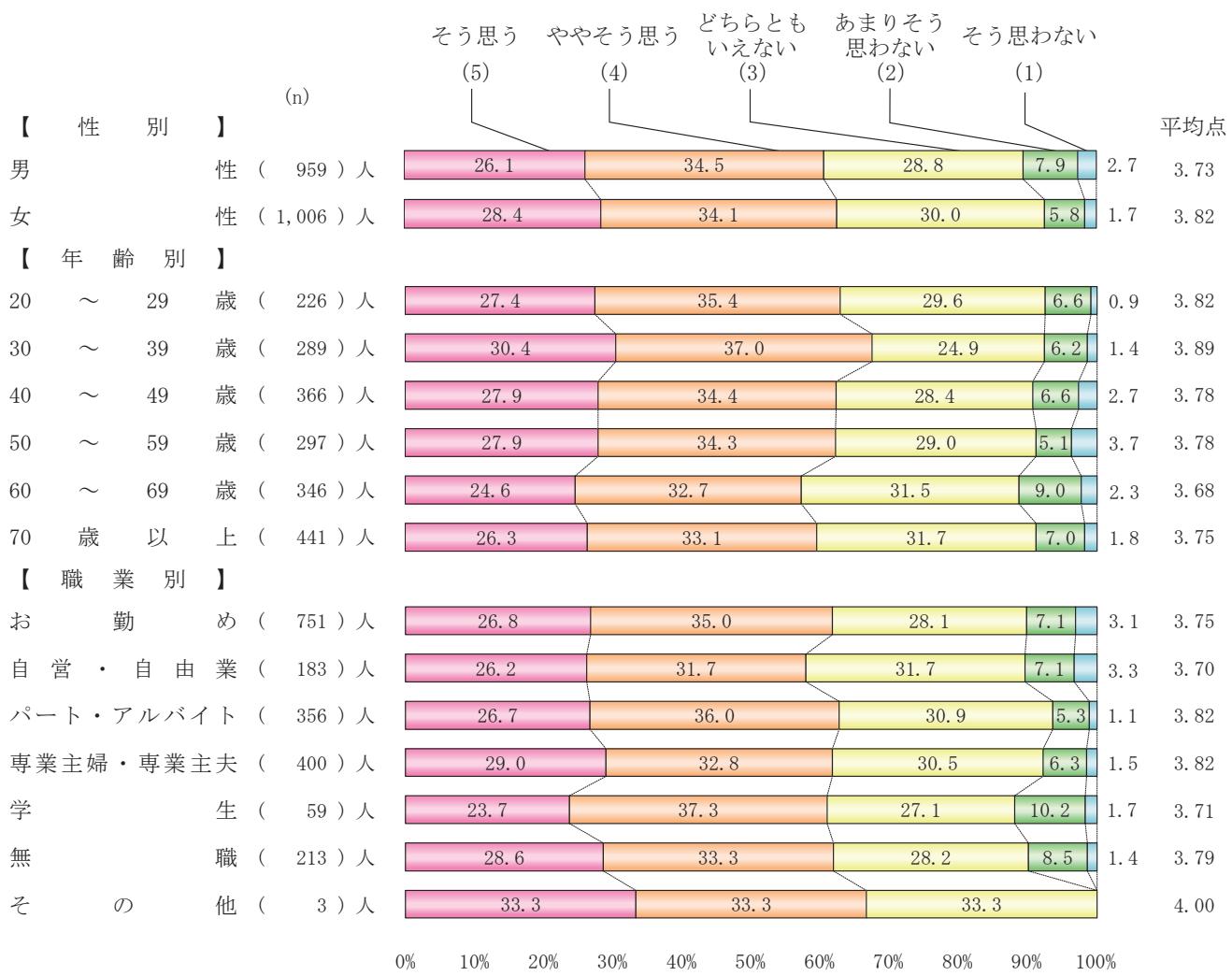


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 6 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる

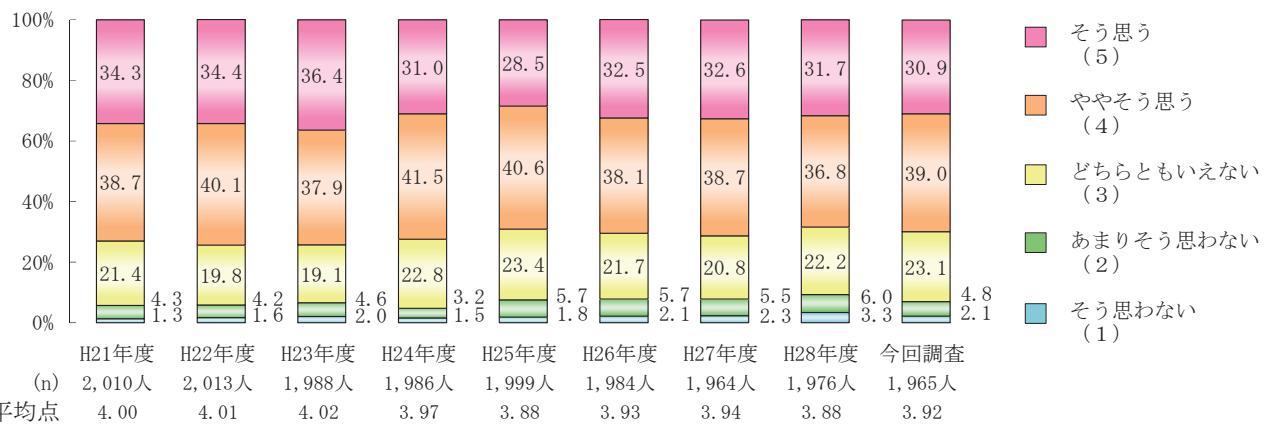


裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 61.6%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 9.0% となっている。

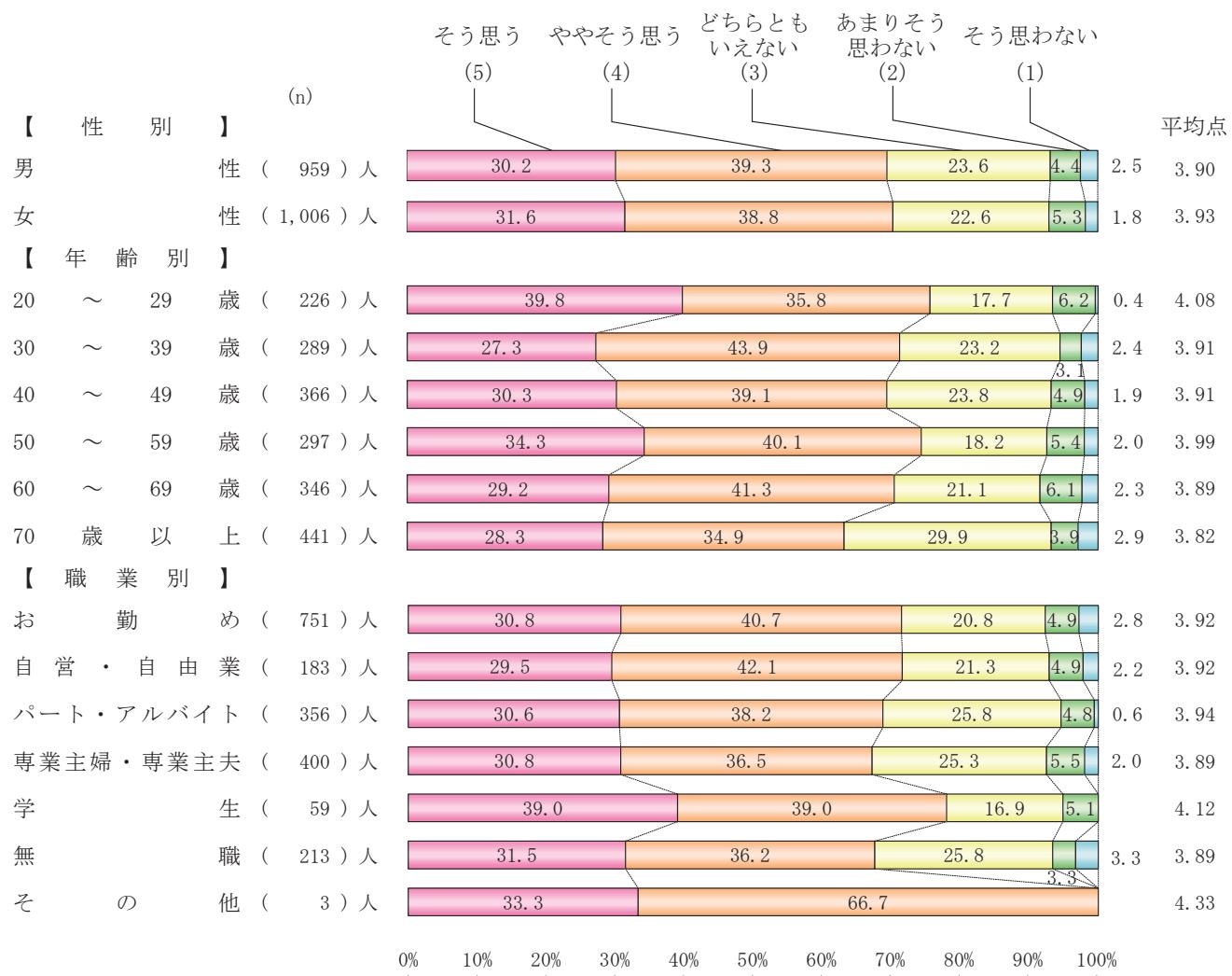


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

Q 6 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる

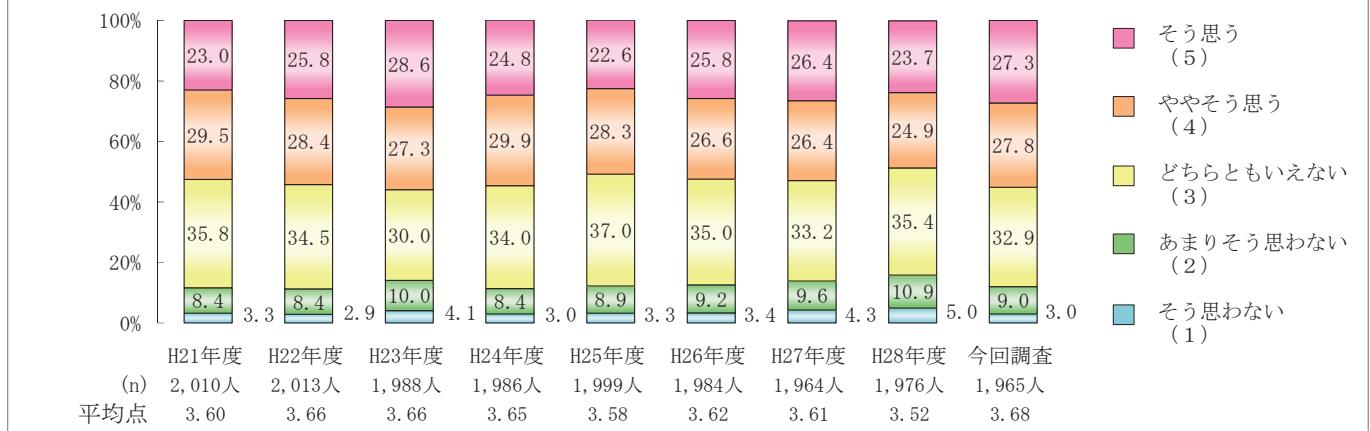


裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は69.9%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は6.9%となっている。

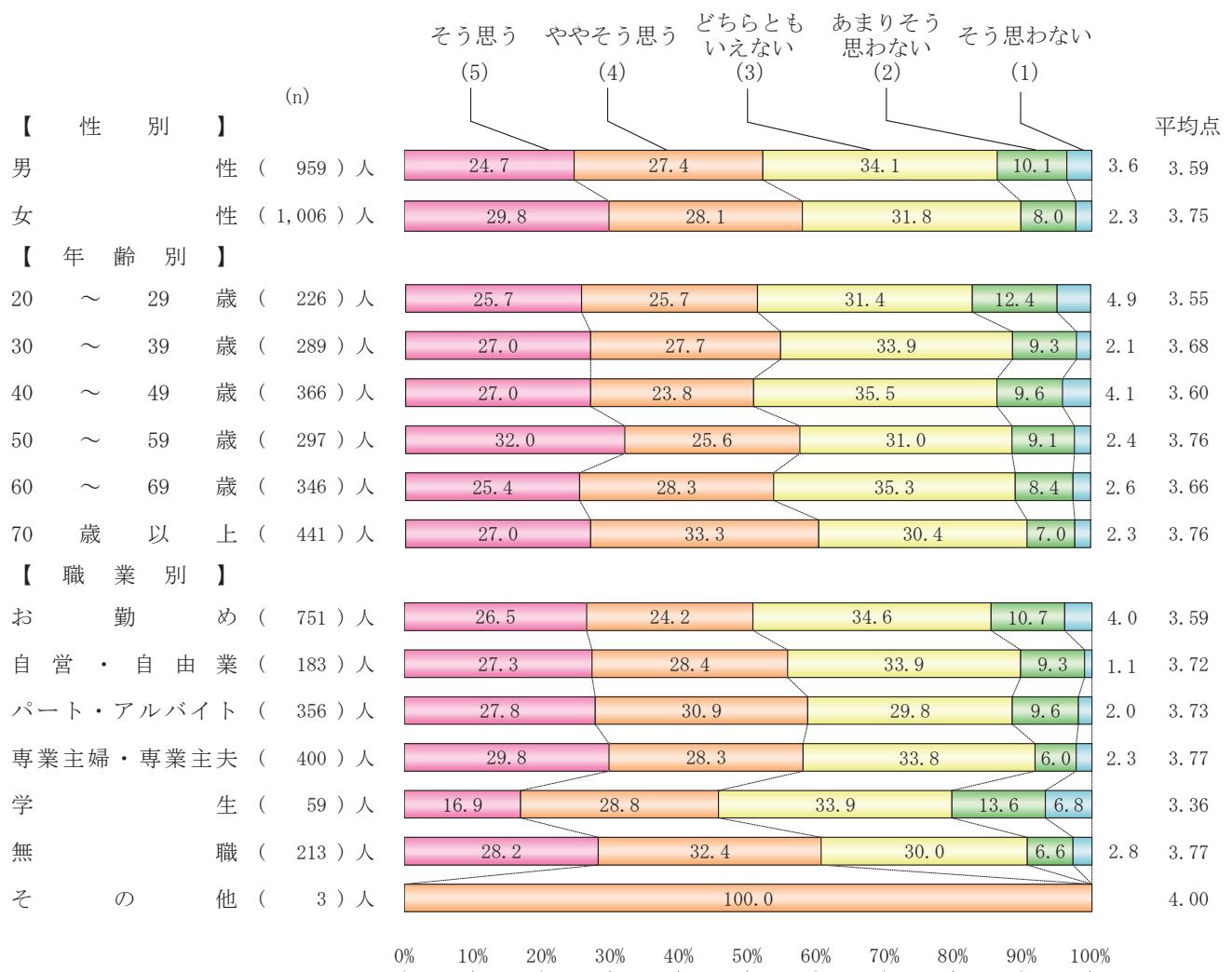


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も低くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 6(f) 事件の真相がより解明される

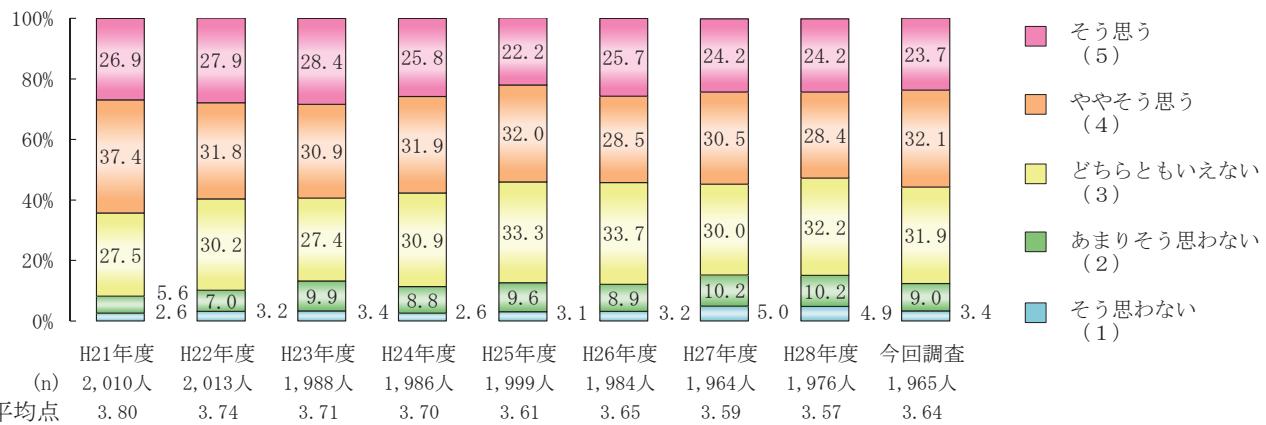


裁判員制度の実施により『事件の真相がより解明される』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）は55.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」+「そう思わない」）は12.0%となっている。

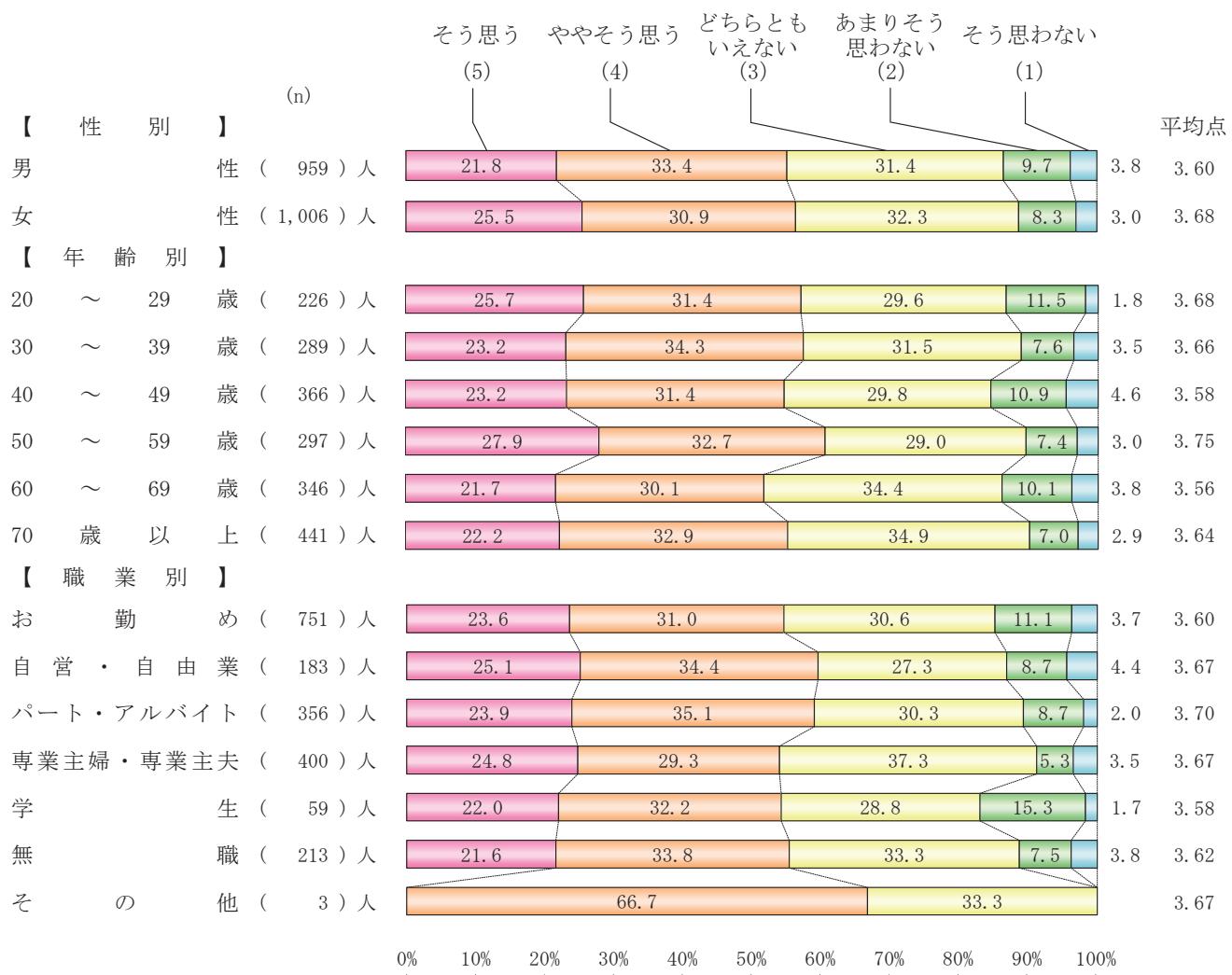


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高く、年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、お勤めと学生が低くなっている。

Q 6 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる

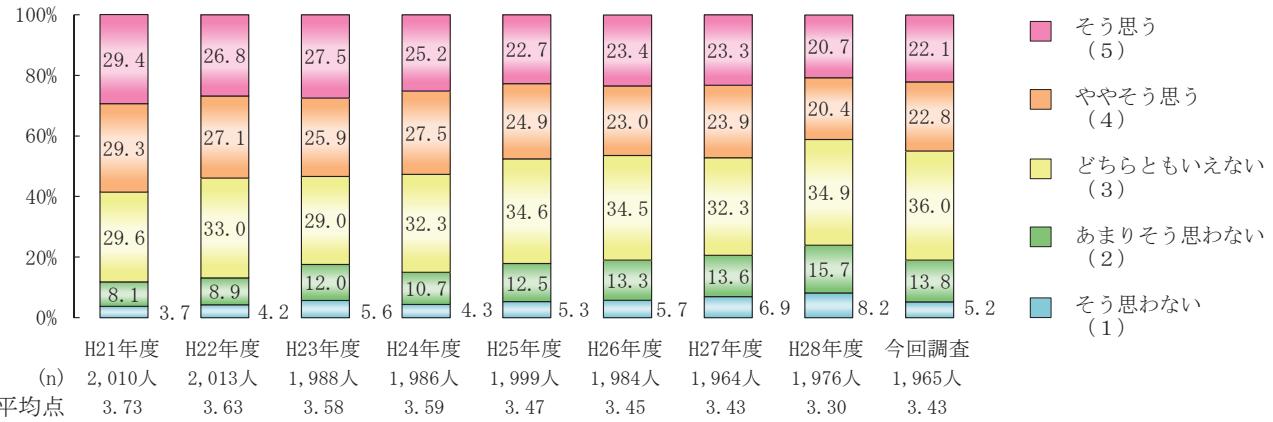


裁判員制度の実施により『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 55.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 12.4% となっている。

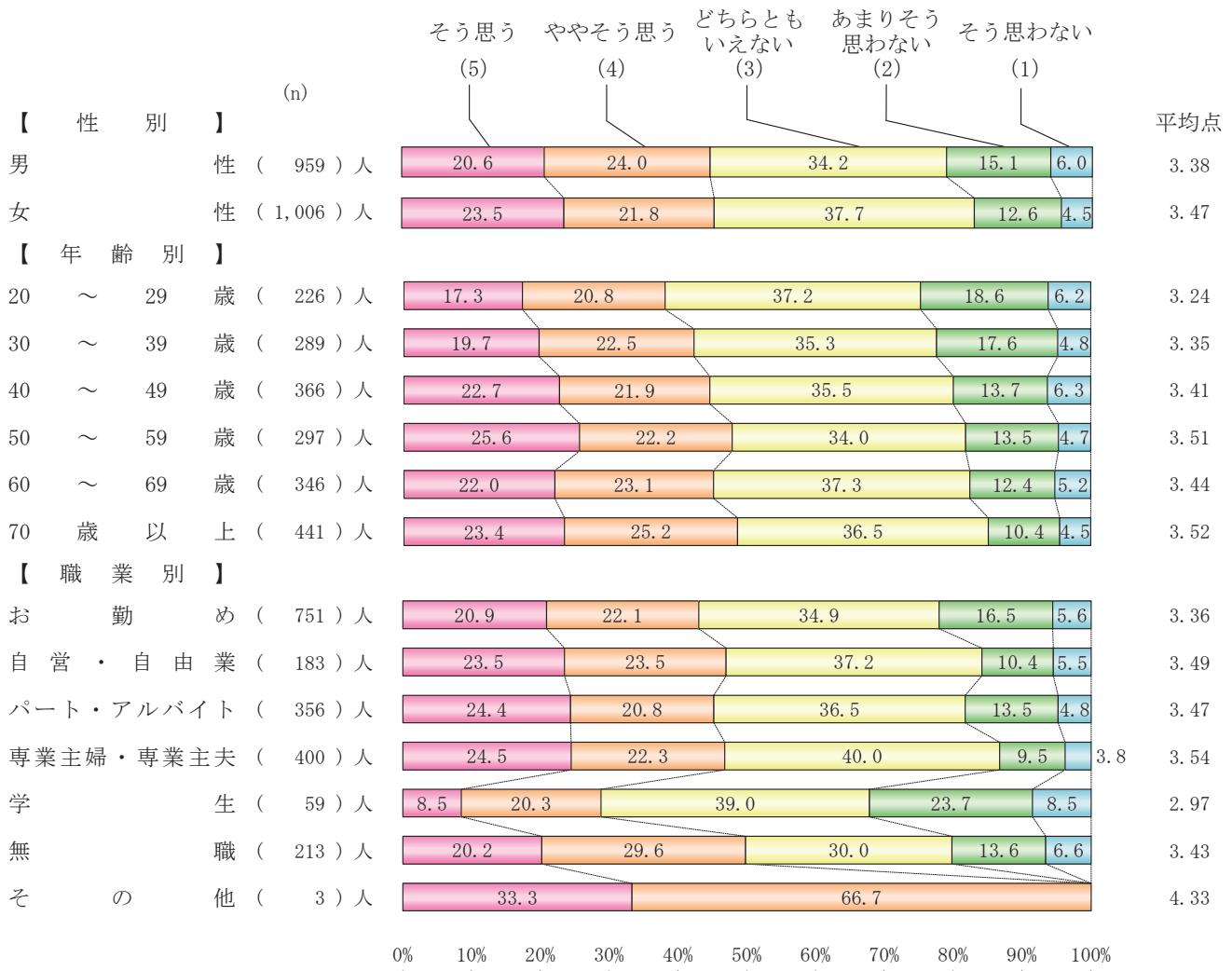


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

Q 6 (h) 裁判が迅速になる

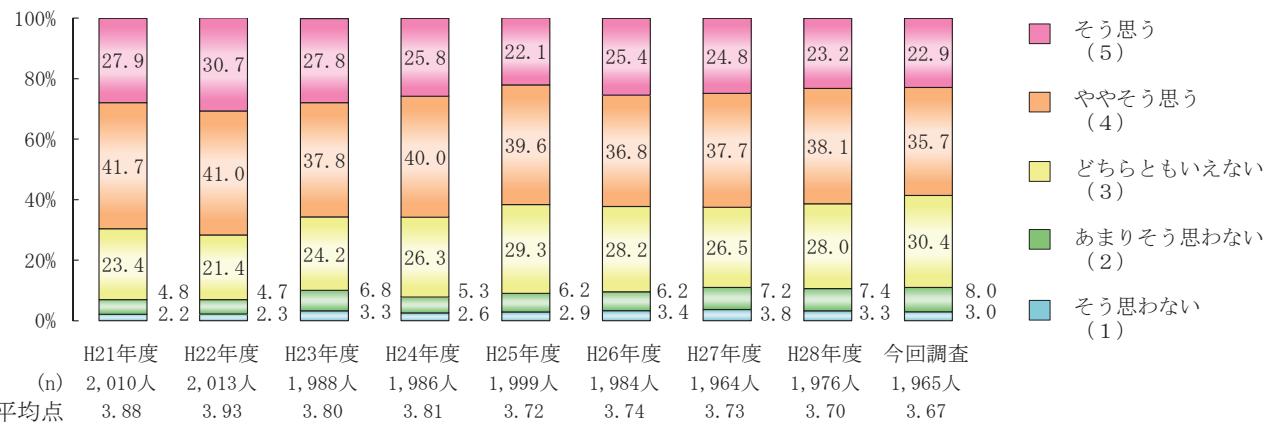


裁判員制度の実施により『裁判が迅速になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は44.9%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は19.0%となっている。

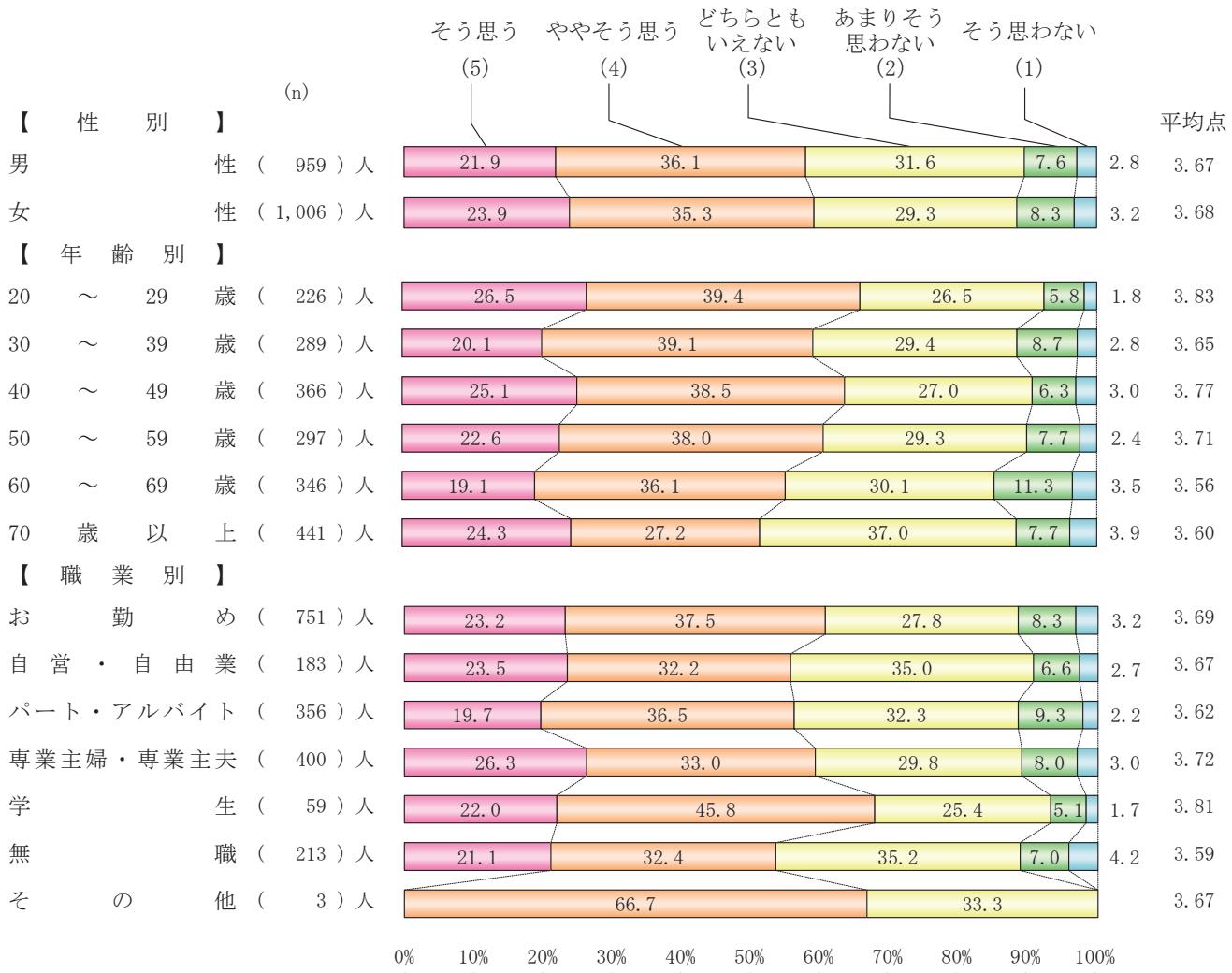


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

Q 6 ( i ) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる



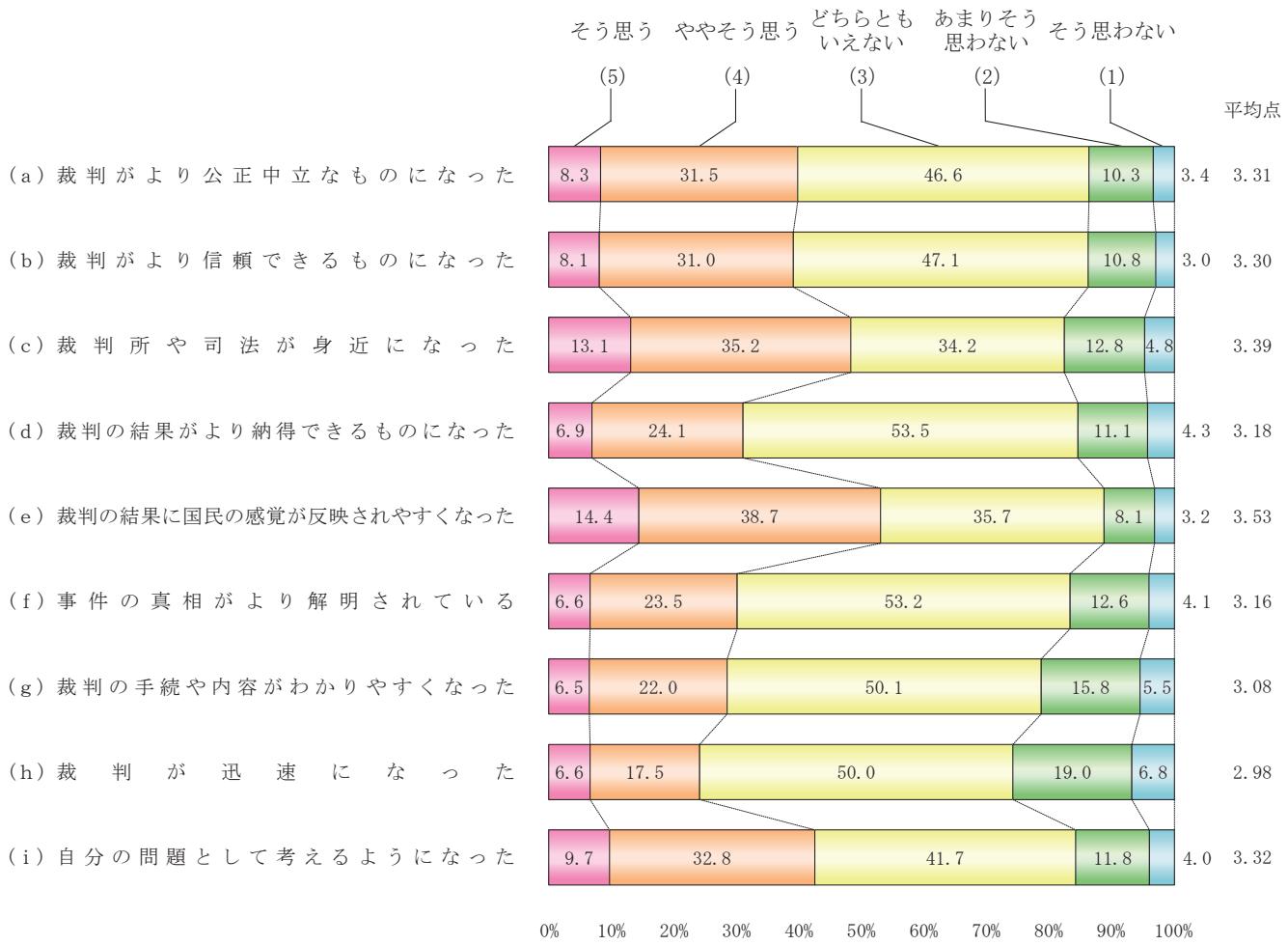
裁判員制度の実施により『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は58.6%，『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は11.0%となっている。



『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も低くなっている。職業別では、無職が低くなっている。

## 7 現在実施されている裁判員制度の印象

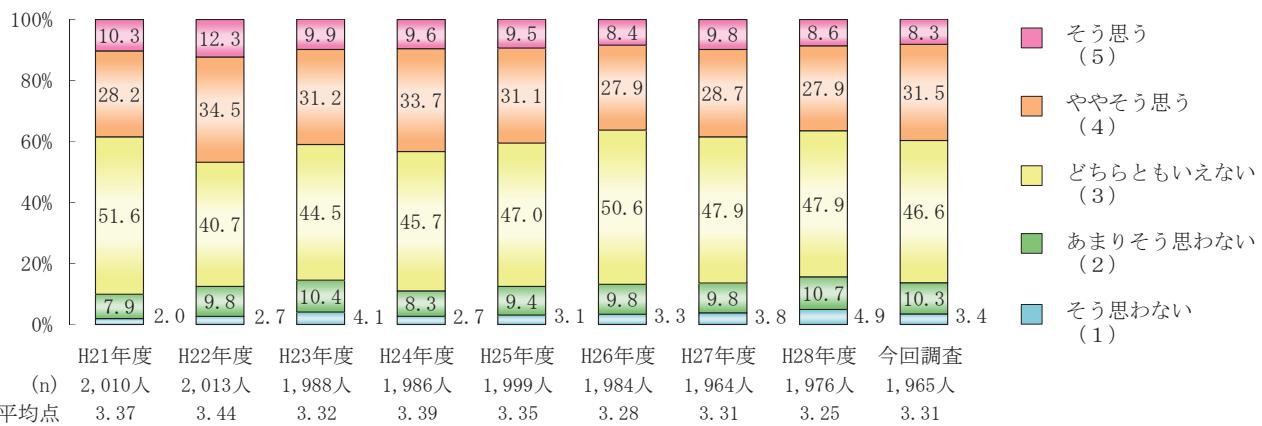
Q7 【回答票7】 あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



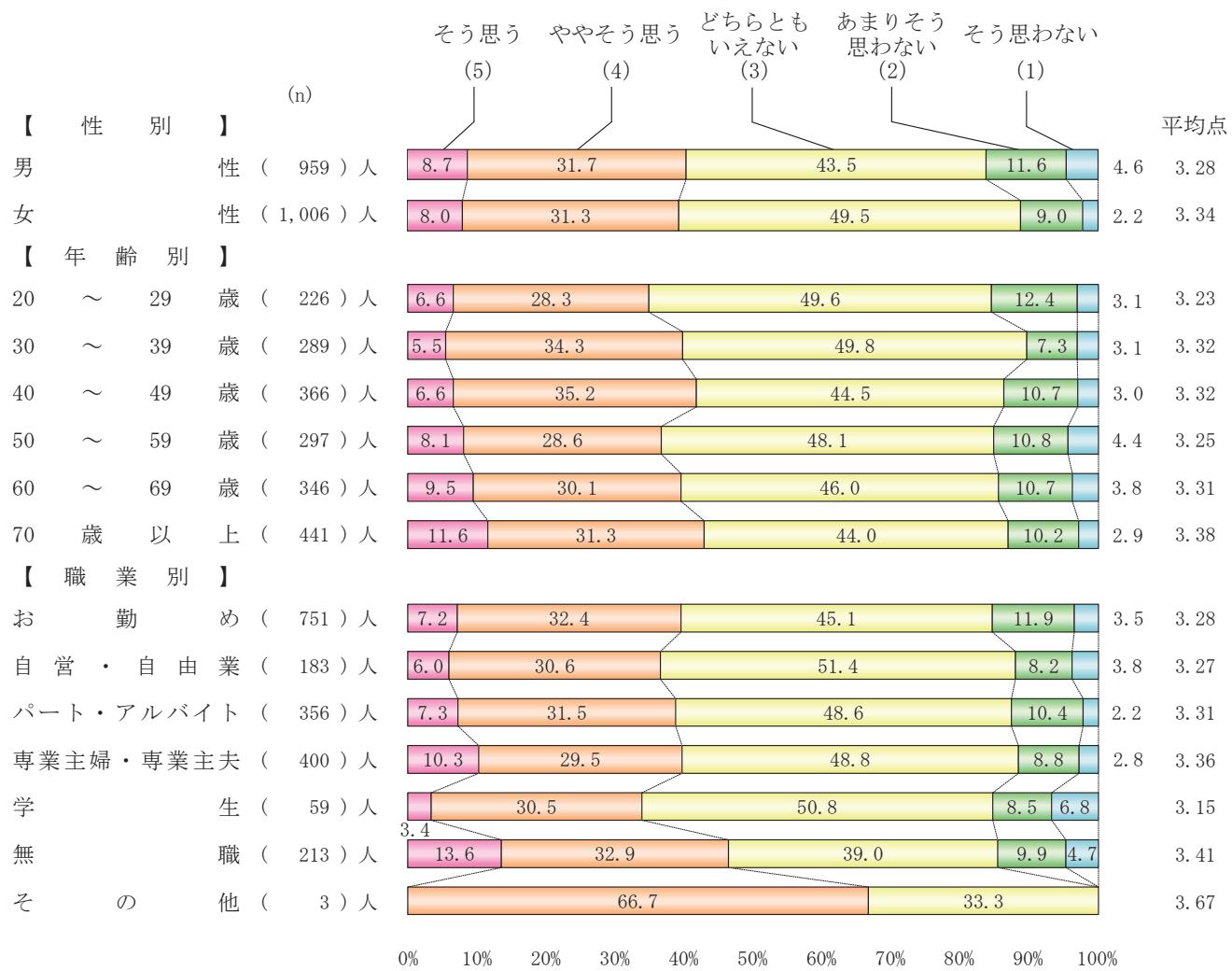
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった』(3.53点)となっており、以下、『裁判所や司法が身近になった』(3.39点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』(3.32点)、『裁判がより公正中立なものになった』(3.31点)、『裁判がより信頼できるものになった』(3.30点)、『裁判の結果(判断)がより納得できるものになった』(3.18点)、『事件の真相がより解明されている』(3.16点)、『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』(3.08点)、『裁判が迅速になつた』(2.98点)となっている。

Q 7 (a) 裁判がより公正中立なものになった

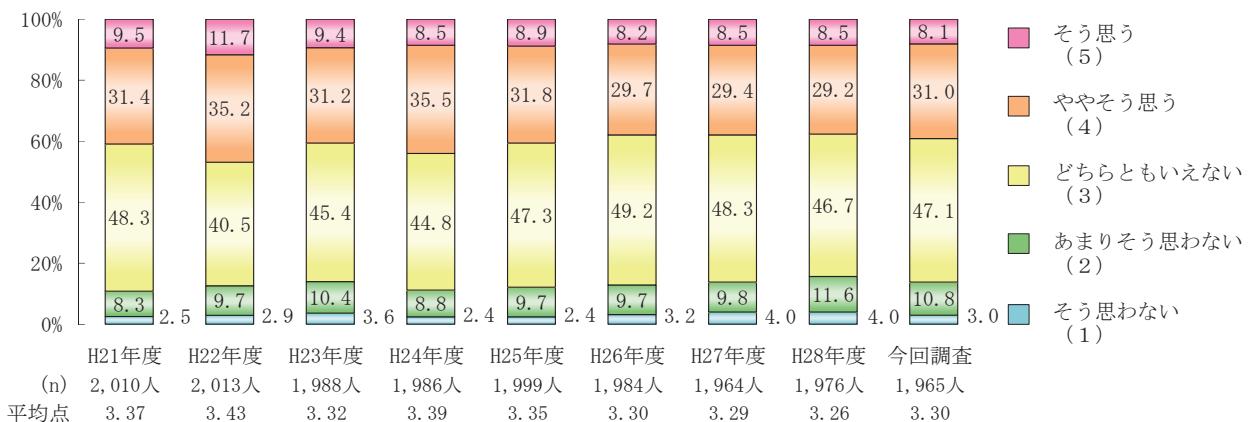


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより公正中立なものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 39.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 13.7% となっている。

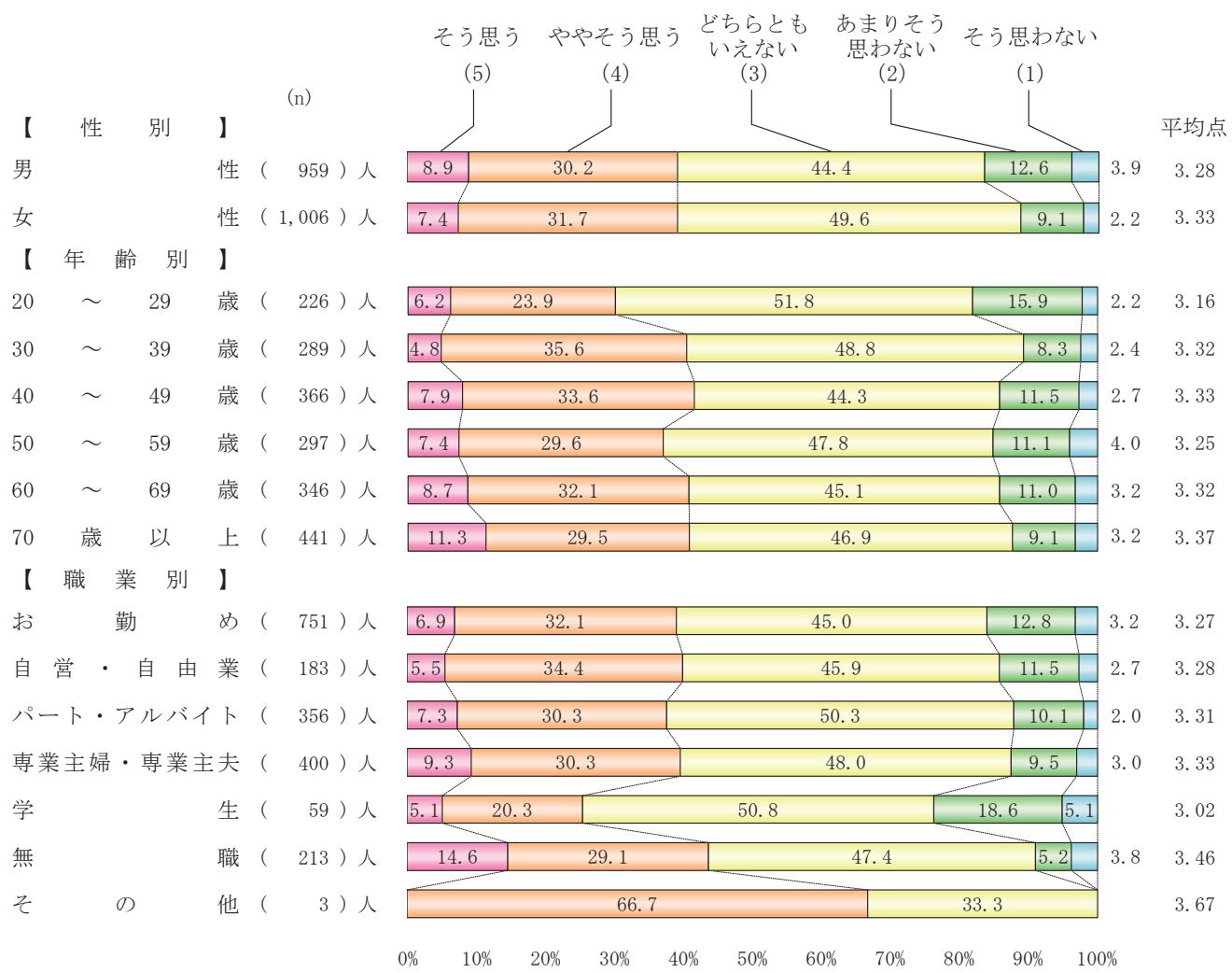


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別及び年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 7 (b) 裁判がより信頼できるものになった

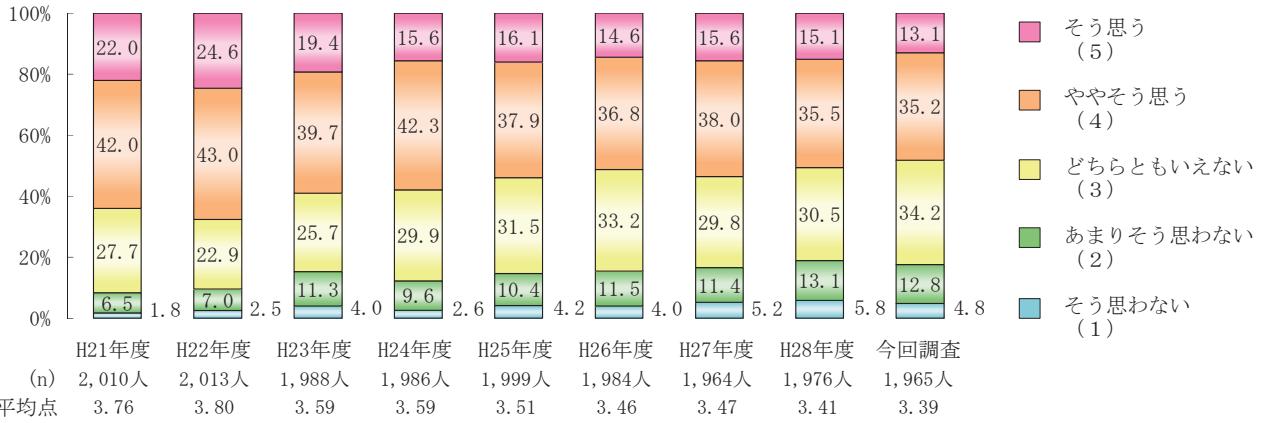


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより信頼できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 39.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 13.8% となっている。

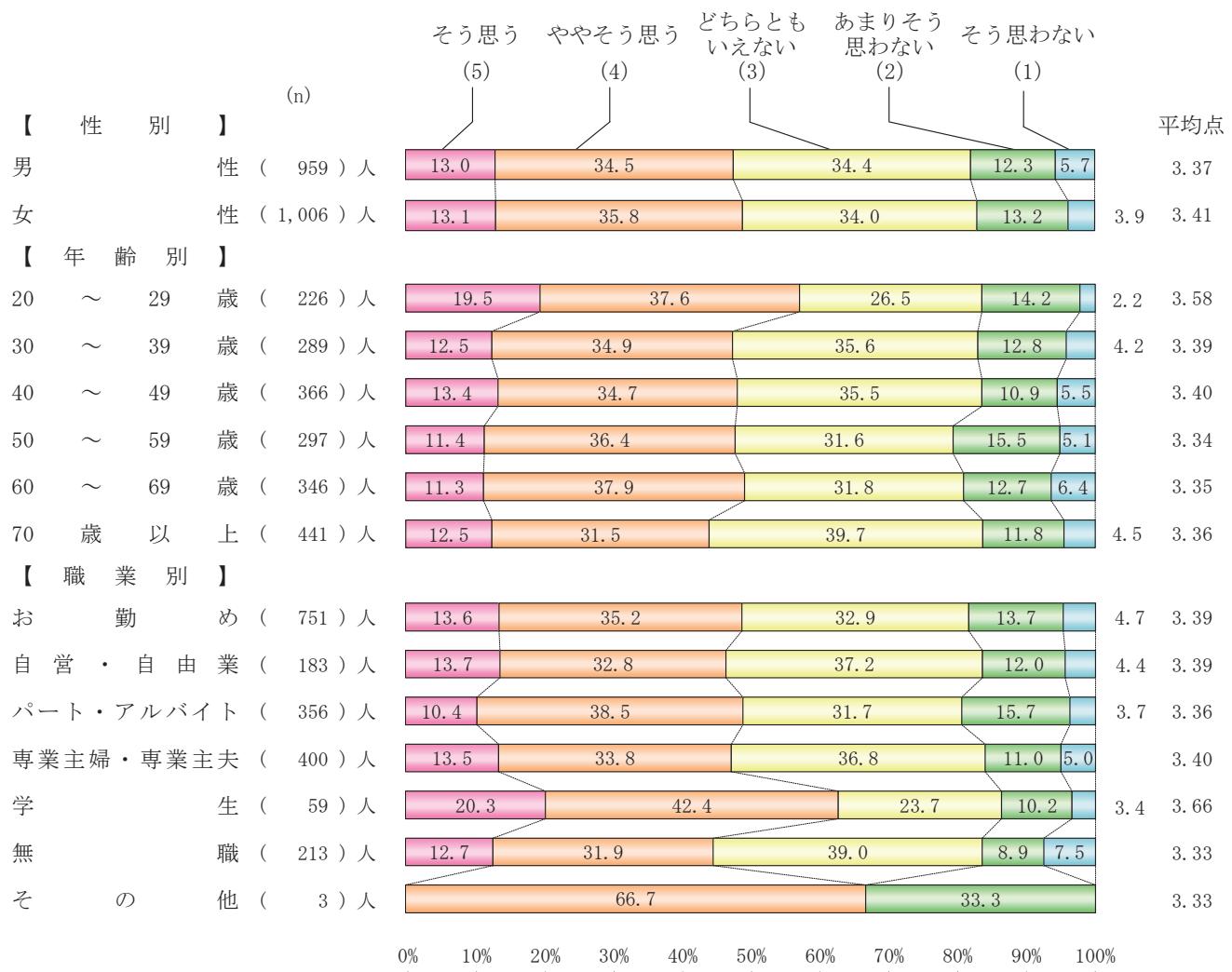


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が低くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 7 (c) 裁判所や司法が身近になった

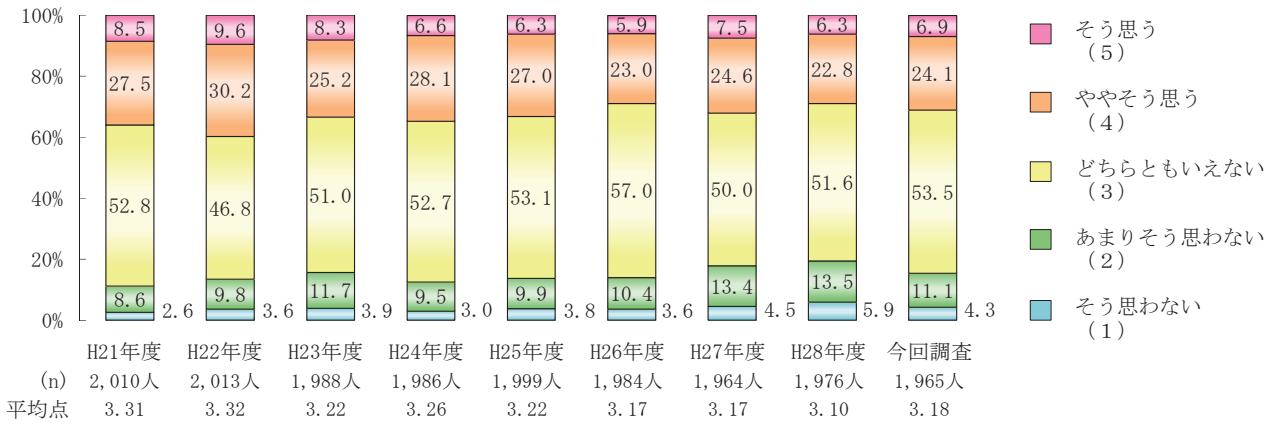


裁判員制度実施後の変化として『裁判所や司法が身近になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）は48.3%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」+「そう思わない」）は17.6%となっている。

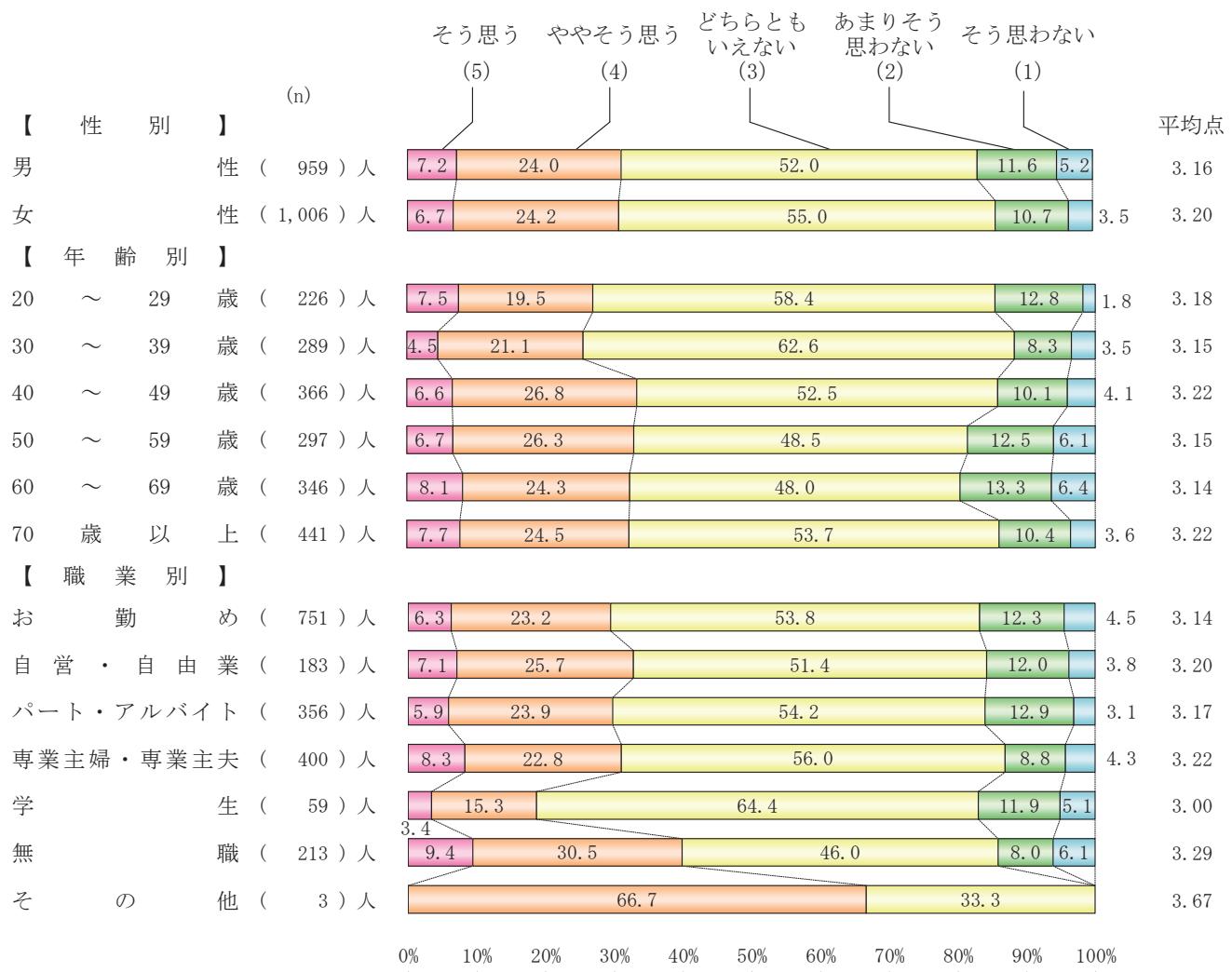


『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 7 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった

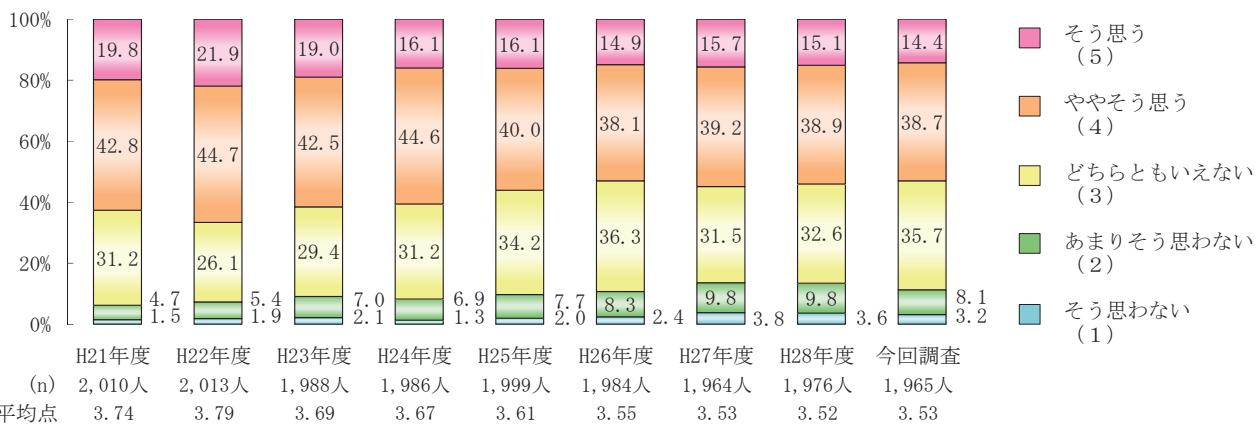


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）は31.0%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」+「そう思わない」）は15.4%となっている。

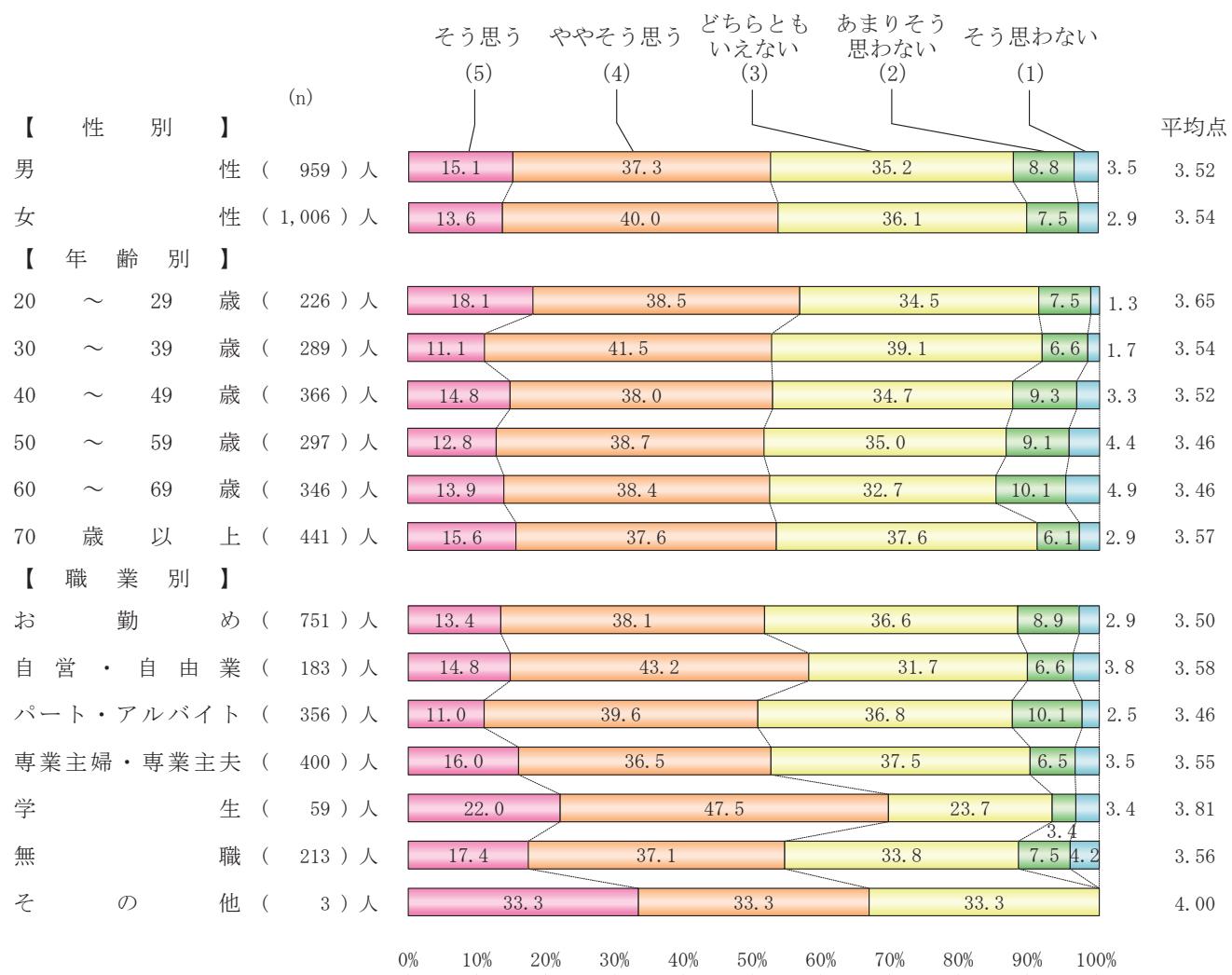


『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別及び年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなつた

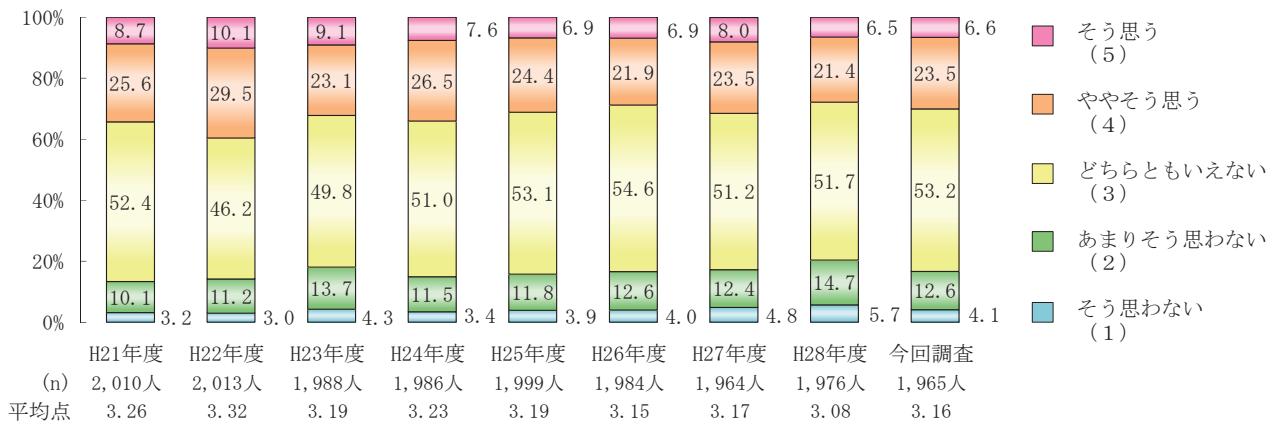


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなつた』という印象では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 53.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 11.3% となっている。

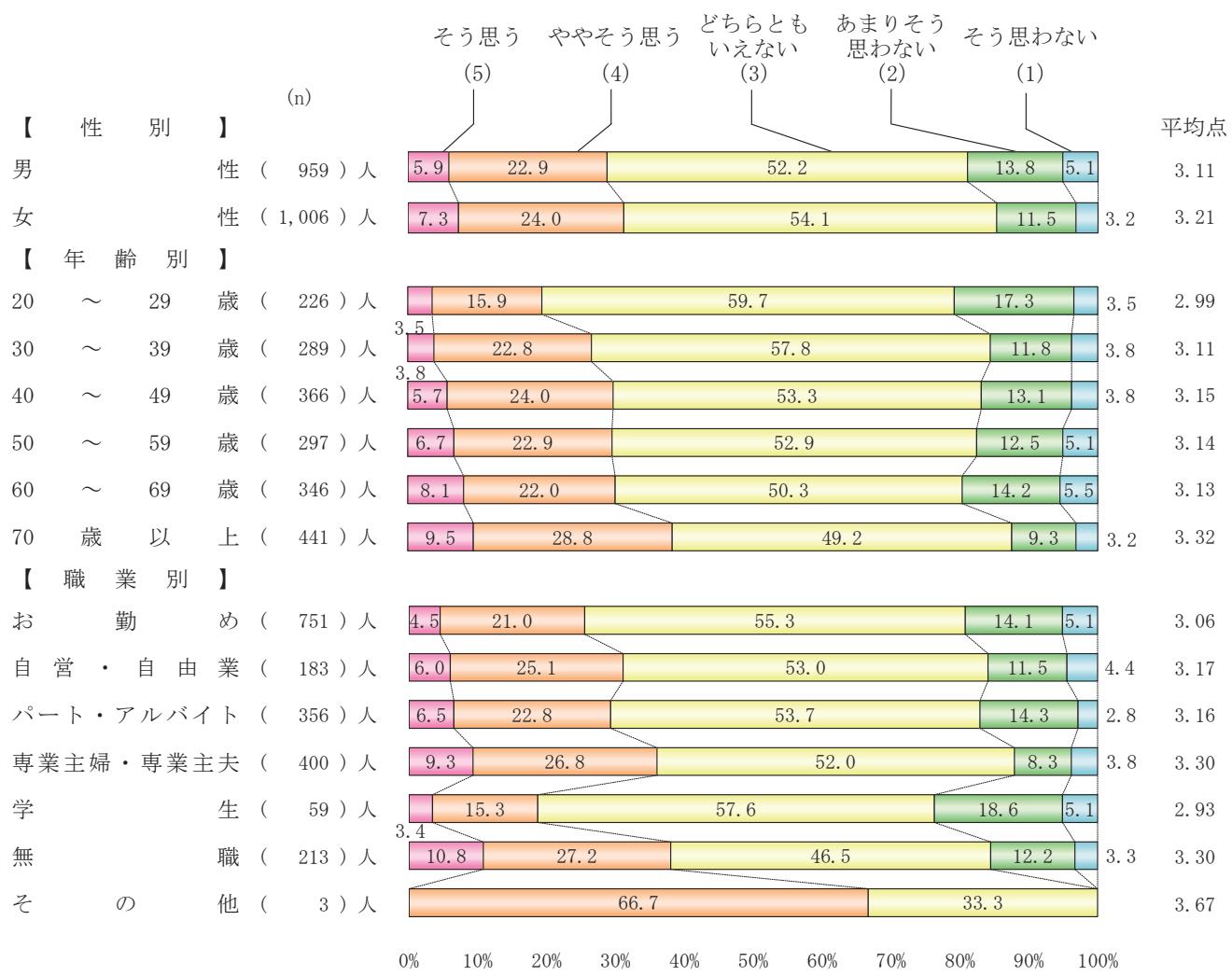


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、いずれも大きな差はみられない。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q7(f) 事件の真相がより解明されている

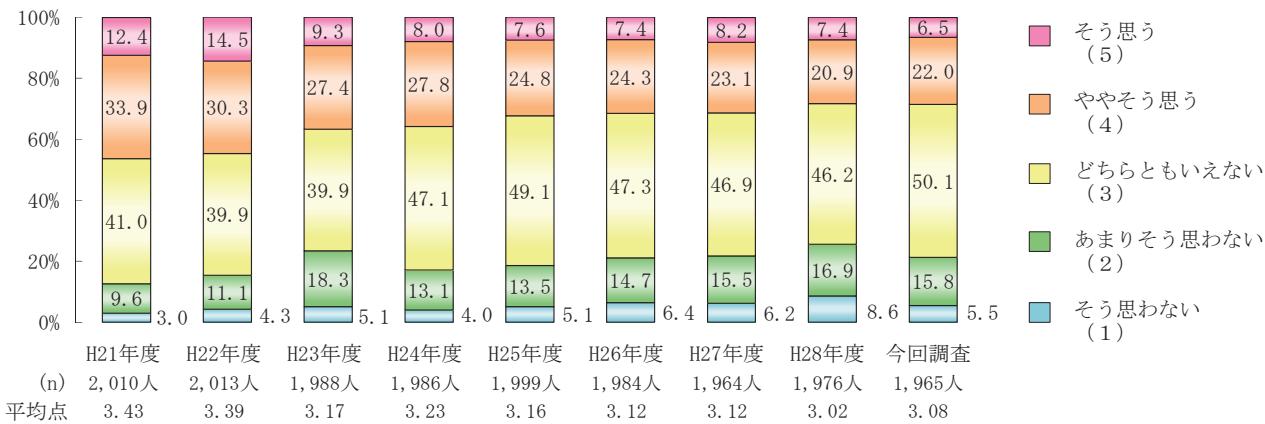


裁判員制度実施後の変化として『事件の真相がより解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 30.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 16.7% となっている。

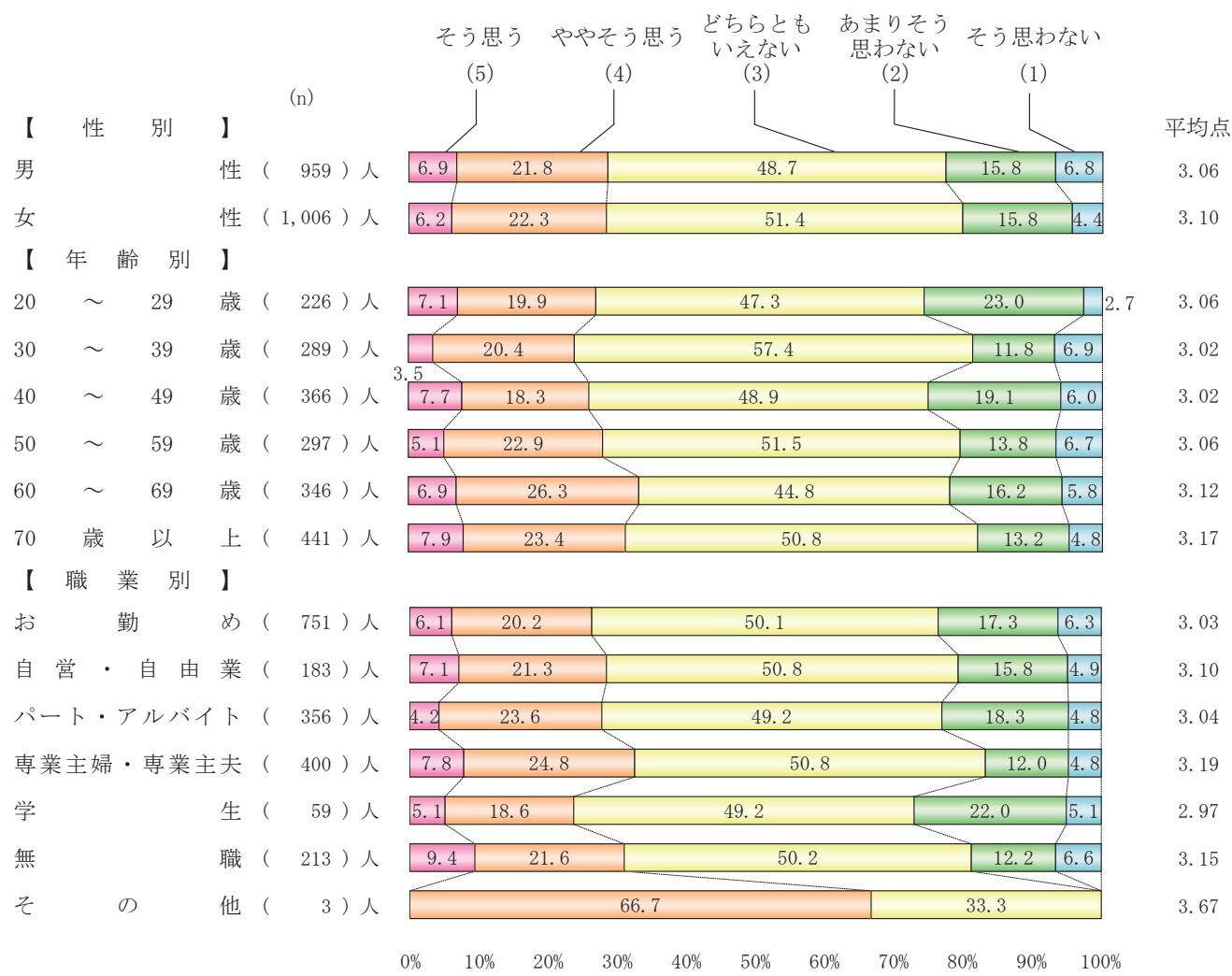


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 7 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなつた

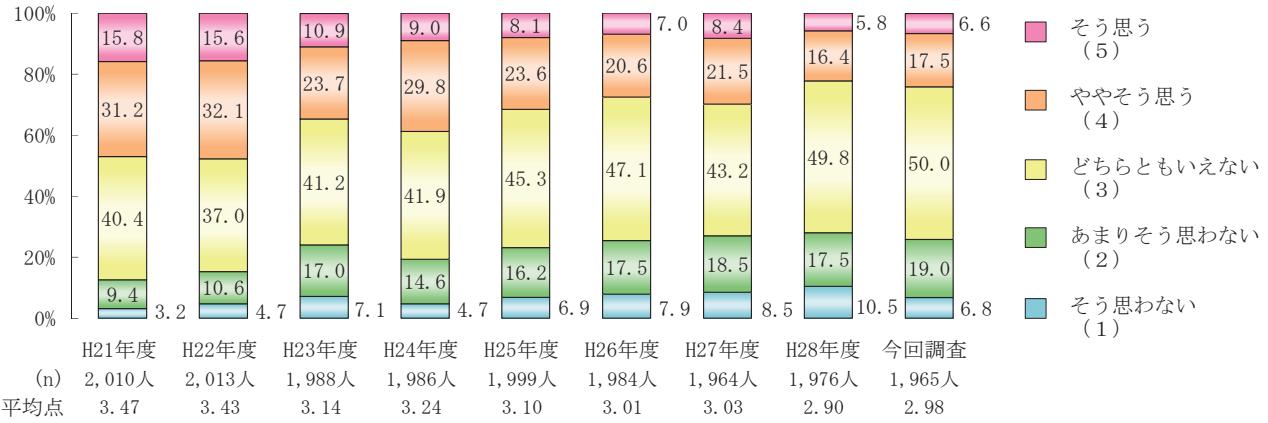


裁判員制度実施後の変化として『裁判の手続や内容がわかりやすくなつた』という印象では、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 28.5%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 21.3% となっている。

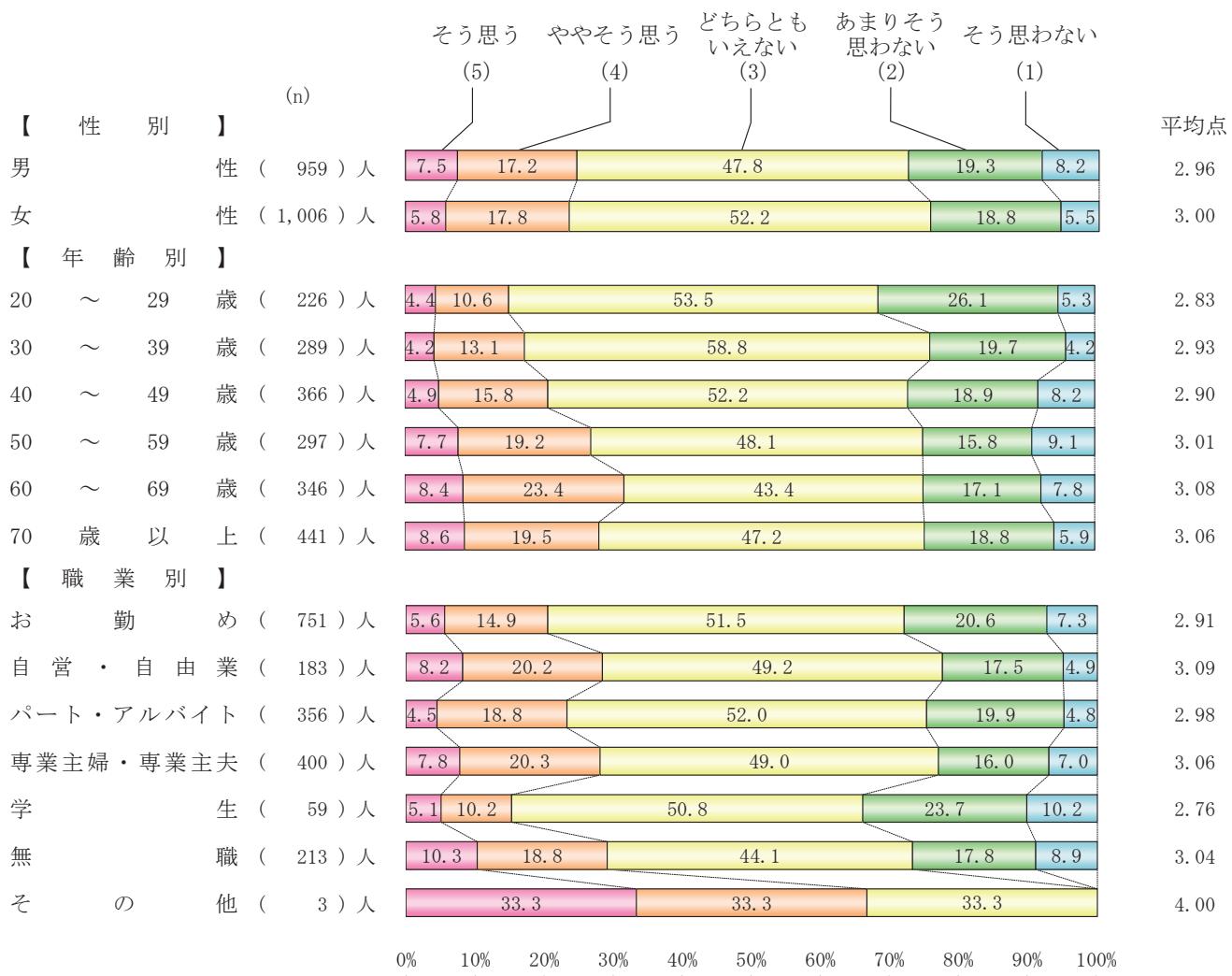


『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

Q 7 (h) 裁判が迅速になった

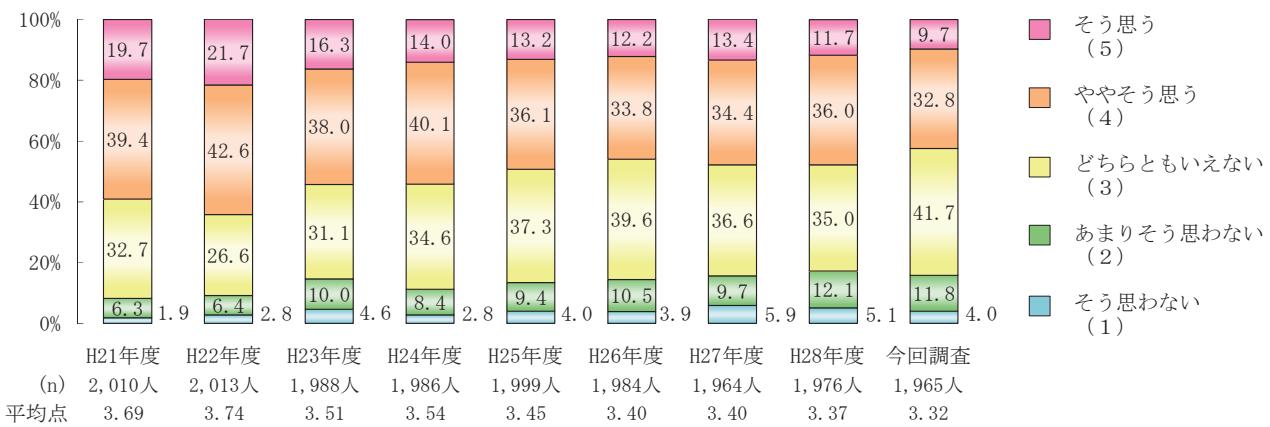


裁判員制度実施後の変化として『裁判が迅速になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）は24.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」+「そう思わない」）は25.8%となっている。

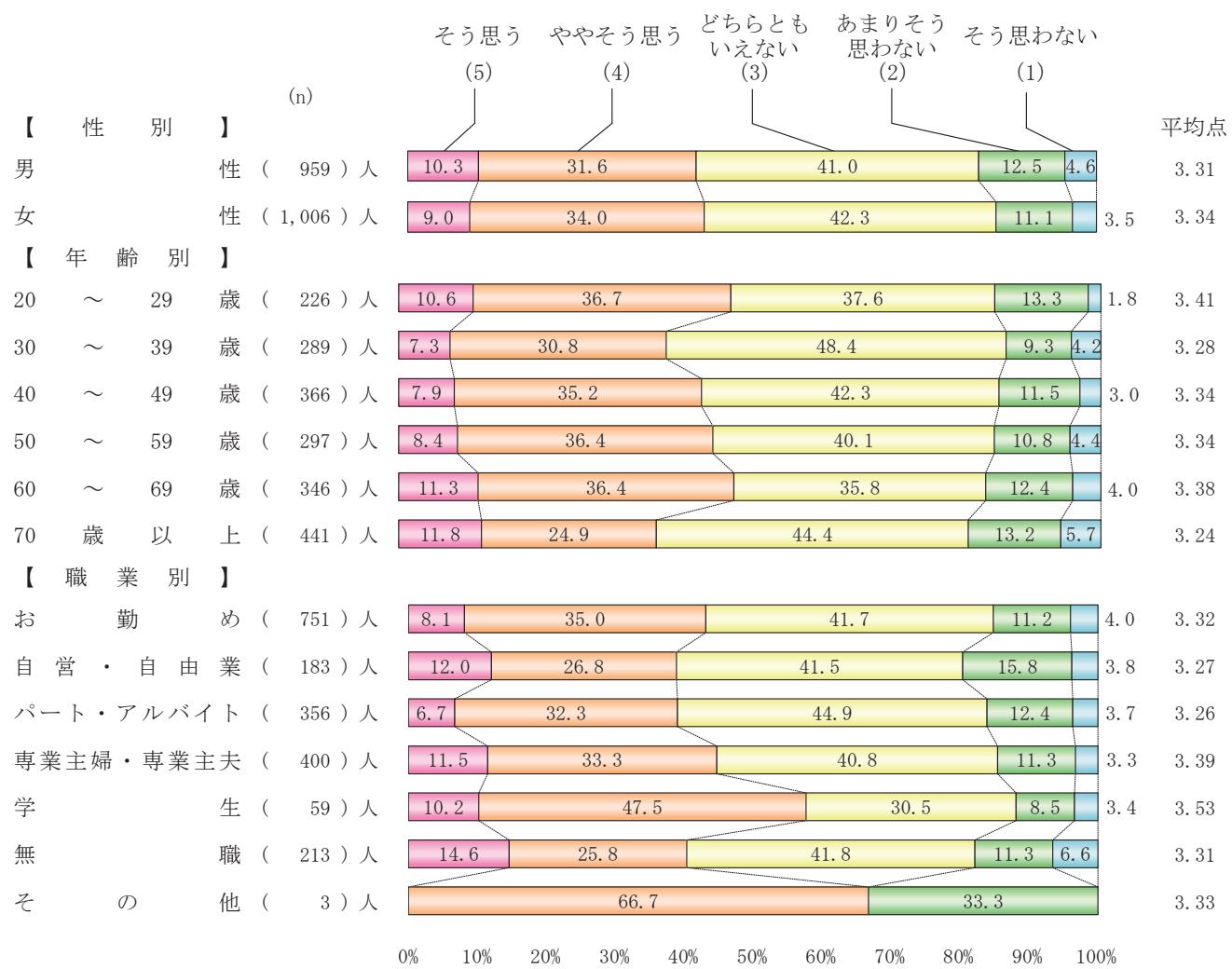


『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も高くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 7 ( i ) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった



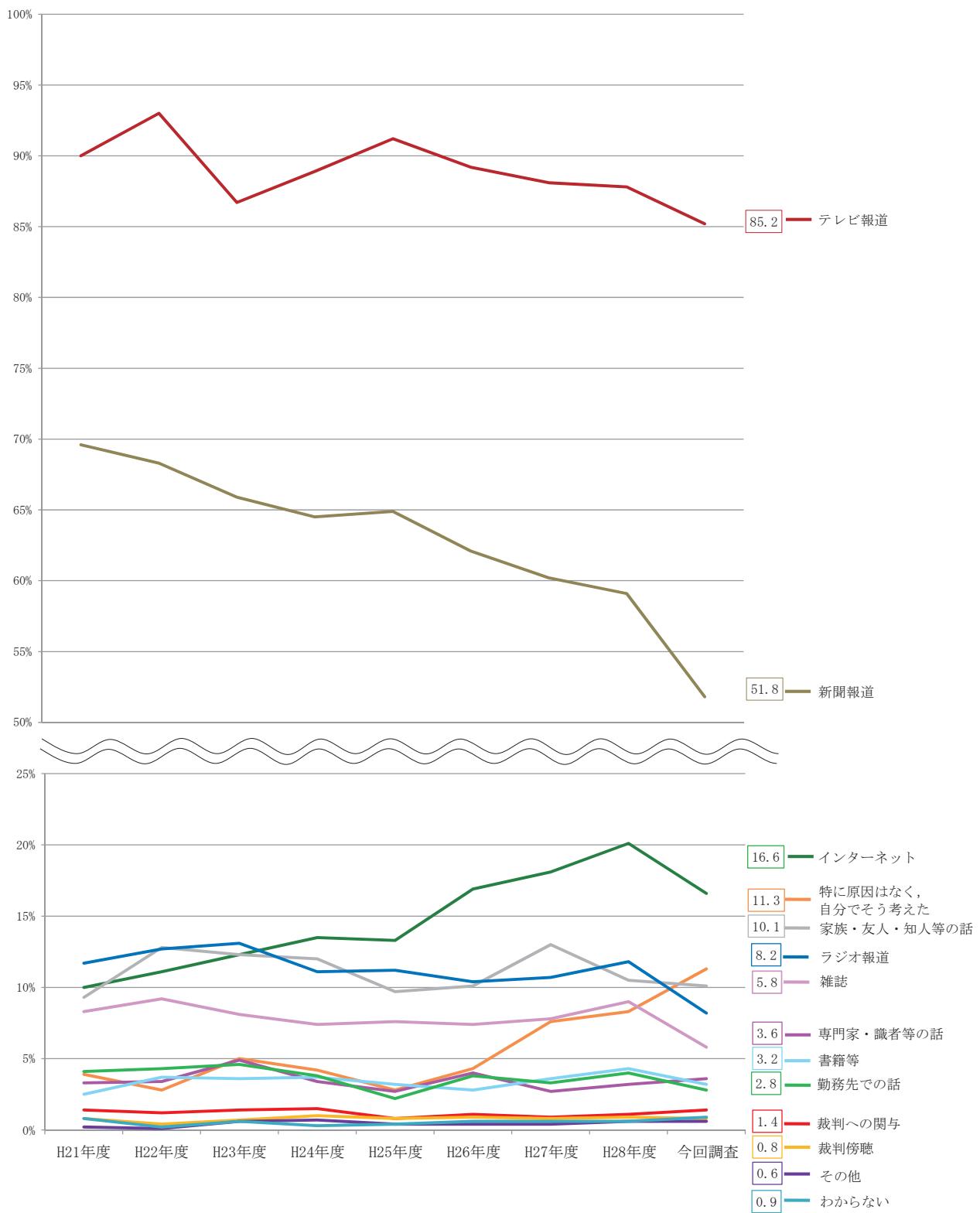
裁判員制度実施後の変化として『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は42.5%，『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は15.8%となっている。



『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

## 8 裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因

Q 8 【回答票8】 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるもののを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



※各折れ線横の数値は今回調査の数値。平成28年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,965人, M.T.=202.2%)

現在実施されている裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が85.2%と最も高く、次いで「新聞報道」が51.8%であった。以下、「インターネット」(16.6%)、「特に原因はなく、自分でそう考えた」(11.3%)、「家族・友人・知人等の話」(10.1%)などとなっている。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	今回調査
該当数(n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965
テレビ報道	90.0	93.0	86.7	88.9	91.2	89.2	88.1	87.8	85.2
新聞報道	69.6	68.3	65.9	64.5	64.9	62.1	60.2	59.1	51.8
インターネット	10.0	11.1	12.3	13.5	13.3	16.9	18.1	20.1	16.6
特に原因はなく、自分でそのように考えた	3.9	2.8	5.0	4.2	2.8	4.3	7.6	8.3	11.3
家族・友人・知人等の話	9.3	12.8	12.3	12.0	9.7	10.1	13.0	10.5	10.1
ラジオ報道	11.7	12.7	13.1	11.1	11.2	10.4	10.7	11.8	8.2
雑誌	8.3	9.2	8.1	7.4	7.6	7.4	7.8	9.0	5.8
専門家・識者等の話	3.3	3.4	4.9	3.4	2.7	4.0	2.7	3.2	3.6
書籍等	2.5	3.7	3.6	3.7	3.2	2.8	3.6	4.3	3.2
勤務先での話	4.1	4.3	4.6	3.8	2.2	3.8	3.3	4.0	2.8
裁判への関与	1.4	1.2	1.4	1.5	0.8	1.1	0.9	1.1	1.4
裁判傍聴	0.8	0.4	0.7	1.0	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8
その他	0.2	0.1	0.6	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6
わからない	0.8	0.2	0.6	0.3	0.4	0.6	0.6	0.6	0.9

	該 當 數 ( n )	テ レ ビ 報 道	新 聞 報 道	イ ン タ ー ネ ッ ト	で 特 に そ の 原 因 は な く 考 え た 自 分	の 家 族 ・ 友 人 ・ 知 人 等	ラ ジ オ 報 道	雑 誌	専 門 家 ・ 識 者 等 の 話	書 籍 等	勤 務 先 で の 話	裁 判 へ の 関 与	裁 判 傍 聴	そ の 他	わ か ら な い	回 答 計	
TOTAL	1,965	85.2	51.8	16.6	11.3	10.1	8.2	5.8	3.6	3.2	2.8	1.4	0.8	0.6	0.9	202.2	
【性別】																	
男性	959	84.3	55.9	19.8	11.4	7.8	10.9	7.6	4.2	4.2	3.3	1.7	1.3	0.5	0.8	213.7	
女性	1,006	86.1	47.8	13.6	11.2	12.2	5.6	4.0	3.1	2.3	2.4	1.1	0.3	0.7	0.9	191.3	
【年齢別】																	
20～29歳	226	80.1	20.4	31.0	13.7	11.9	3.1	1.8	2.2	1.8	0.4	0.9	0.9	1.8	1.3	171.2	
30～39歳	289	82.7	28.4	22.8	14.9	8.7	3.5	1.7	2.1	1.4	2.8	1.0	0.3	0.7	0.7	171.6	
40～49歳	366	85.2	49.2	19.4	10.7	7.9	6.8	6.3	2.7	3.6	4.4	2.2	0.8	0.3	1.1	200.5	
50～59歳	297	86.9	64.6	20.5	8.4	11.1	8.4	8.4	5.4	4.0	5.4	1.3	-	0.3	0.7	225.6	
60～69歳	346	87.0	65.9	11.6	10.4	8.1	10.1	8.4	4.9	3.5	2.0	1.7	1.2	0.9	0.3	215.9	
70歳以上	441	86.8	65.5	4.3	10.9	12.7	13.4	6.1	3.9	4.1	1.8	0.9	1.1	0.2	1.1	212.9	
【職業別】																	
お勤め	751	84.0	46.7	24.2	12.8	8.9	6.9	6.5	3.5	3.6	4.9	1.9	0.9	0.5	0.8	206.3	
自営・自由業	183	84.7	60.7	9.8	7.7	9.3	12.0	4.9	6.0	4.4	1.1	1.6	2.2	0.5	1.6	206.6	
パート・アルバイト	356	84.6	44.9	11.8	12.1	12.4	4.2	2.5	2.5	1.1	3.1	0.8	-	0.8	0.3	181.2	
専業主婦・専業主夫	400	88.5	58.3	10.0	10.5	10.0	8.8	5.3	3.0	3.0	0.5	1.0	0.3	0.3	1.0	200.3	
学生	59	71.2	25.4	35.6	16.9	5.1	5.1	3.4	3.4	1.7	-	-	-	5.1	1.7	174.6	
無職	213	88.7	68.1	11.3	7.5	12.7	16.0	10.8	5.2	5.2	1.9	1.4	1.4	-	0.9	231.0	
その他	3	66.7	66.7	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	166.7	

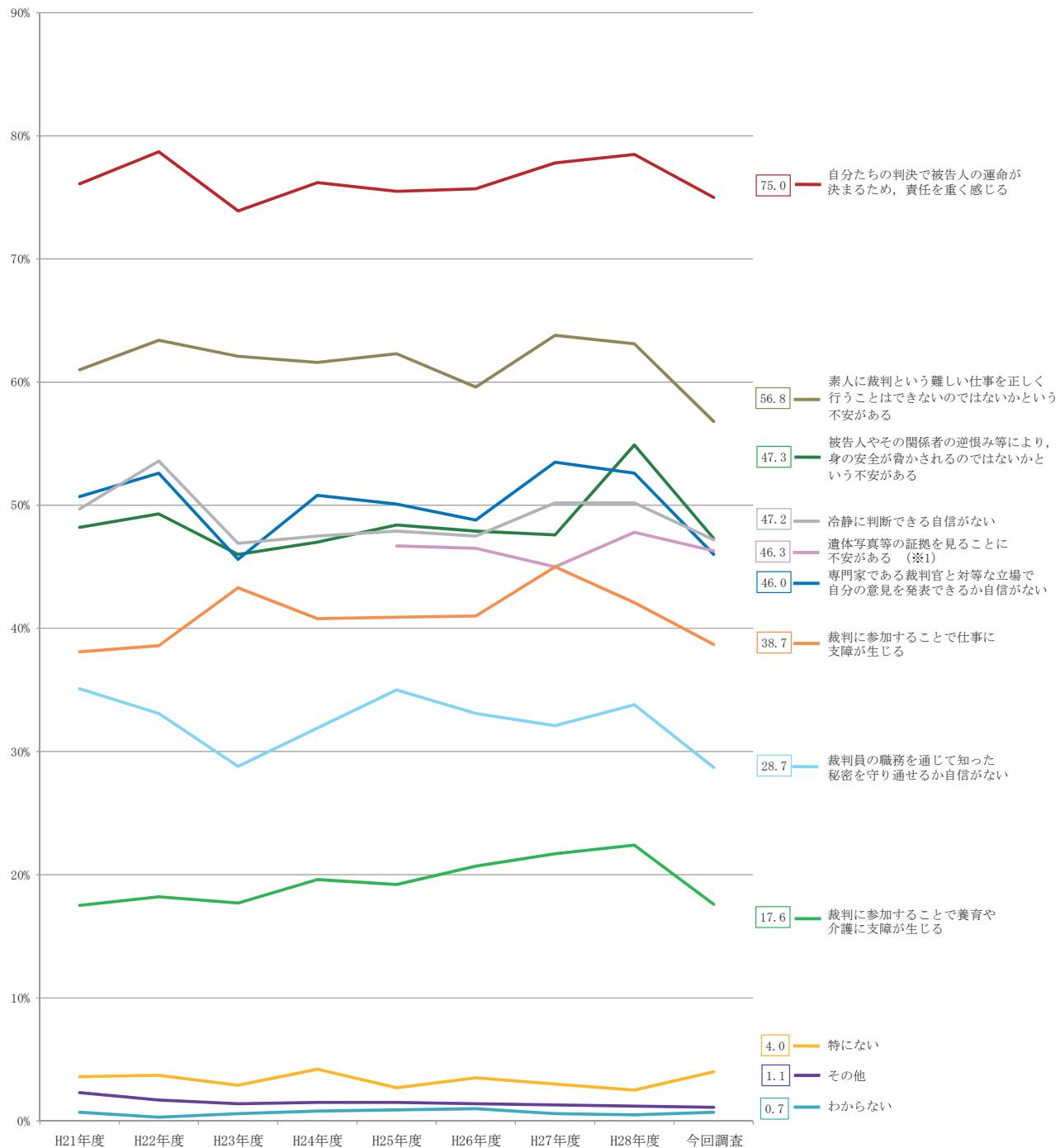
男女別にみると、「新聞報道」は男性が高くなっている。

年齢別に見ると、「テレビ報道」は20代が最も低くなってしまっており、「新聞報道」は50代以上、「インターネット」は20代がそれぞれ高くなっている。

職業別にみると、「テレビ報道」は専業主婦・専業主夫及び無職で高く、「新聞報道」は無職、「インターネット」は学生がそれぞれ最も高くなっている。

## 9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 9 【回答票 9】 あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A.)



※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成 25 年度より新設された選択肢のため、平成 21~24 年度調査時のデータは存在しない。

※2 各折れ線横の数値は今回調査の数値。平成 28 年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,965 人, M. T. 409.4%)

刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が75.0%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(56.8%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」(47.3%)、「冷静に判断できる自信がない」(47.2%)、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」(46.3%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(46.0%)、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」(38.7%)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」(28.7%)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」(17.6%)などとなっている。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	今回調査
該当数 (n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965
自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	76.1	78.7	73.9	76.2	75.5	75.7	77.8	78.5	75.0
素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	61.0	63.4	62.1	61.6	62.3	59.6	63.8	63.1	56.8
被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある	48.2	49.3	46.0	47.0	48.4	47.9	47.6	54.9	47.3
冷静に判断できる自信がない	49.7	53.6	46.9	47.5	47.9	47.5	50.2	50.2	47.2
遺体写真等の証拠を見ることに不安がある (※)					46.7	46.5	45.0	47.8	46.3
専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	50.7	52.6	45.6	50.8	50.1	48.8	53.5	52.6	46.0
裁判に参加することで仕事に支障が生じる	38.1	38.6	43.3	40.8	40.9	41.0	45.0	42.1	38.7
裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	35.1	33.1	28.8	31.9	35.0	33.1	32.1	33.8	28.7
裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	17.5	18.2	17.7	19.6	19.2	20.7	21.7	22.4	17.6
特にない	3.6	3.7	2.9	4.2	2.7	3.5	3.0	2.5	4.0
その他	2.3	1.7	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
わからない	0.7	0.3	0.6	0.8	0.9	1.0	0.6	0.5	0.7

※「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21～24年度調査時のデータは存在しない。

	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	被告人やその関係者ではない恨み等により、不安がある	冷静に判断できる自信がない	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判員の職務を通じて知つた秘密を守り通せる	裁判員が自信がない	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じ	特にない	その他	わからない	回答計	
TOTAL	1,965	75.0	56.8	47.3	47.2	46.3	46.0	38.7	28.7	17.6	4.0	1.1	0.7	409.4		
【性別】																
男性	959	69.7	51.4	41.1	38.9	35.0	40.3	44.8	28.3	12.9	5.5	0.8	0.5	369.2		
女性	1,006	80.0	61.9	53.2	55.2	57.1	51.4	32.9	29.1	22.0	2.6	1.4	0.9	447.6		
【年齢別】																
20～29歳	226	71.7	53.1	43.4	40.7	39.4	40.3	38.5	20.8	9.7	2.7	0.4	0.9	361.5		
30～39歳	289	70.9	50.2	41.5	42.6	45.7	41.9	49.8	25.6	22.5	4.8	0.7	-	396.2		
40～49歳	366	76.8	53.8	51.1	44.0	44.5	42.1	52.5	28.4	19.7	1.6	0.3	0.5	415.3		
50～59歳	297	77.1	57.2	47.8	45.8	47.1	44.4	49.8	34.3	19.2	3.4	1.3	-	427.6		
60～69歳	346	79.2	63.3	51.4	51.7	51.4	55.8	33.8	35.0	20.2	3.2	2.3	0.6	448.0		
70歳以上	441	73.0	60.1	46.3	53.7	47.2	48.1	16.6	26.3	13.4	7.3	1.4	1.8	395.0		
【職業別】																
お勤め	751	71.1	52.2	43.3	40.9	41.4	39.9	55.1	26.9	14.4	4.5	0.7	0.3	390.7		
自営・自由業	183	76.0	56.8	45.9	41.5	44.8	49.7	55.2	29.0	19.1	4.4	2.2	0.5	425.1		
パート・アルバイト	356	77.8	60.1	50.6	52.2	50.6	50.0	39.0	31.2	21.1	3.4	1.1	0.6	437.6		
専業主婦・専業主夫	400	80.5	63.8	58.0	58.3	61.3	52.5	16.3	31.5	23.5	2.8	2.3	1.3	451.8		
学生	59	72.9	50.8	33.9	35.6	23.7	39.0	32.2	22.0	6.8	1.7	-	1.7	320.3		
無職	213	72.8	56.3	40.8	48.8	36.2	46.9	10.8	27.7	13.6	6.1	-	1.4	361.5		
その他	3	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	266.7	

男女別に見ると、上位6項目及び「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも女性が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、男性が高くなっている。

年齢別に見ると、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は大きな差はみられない。「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」は、いずれも60代が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、30代から50代が高くなっている。

職業別に見ると、上位6項目は、いずれも専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、お勤めと自営・自由業が高くなっている。

## 10 裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)

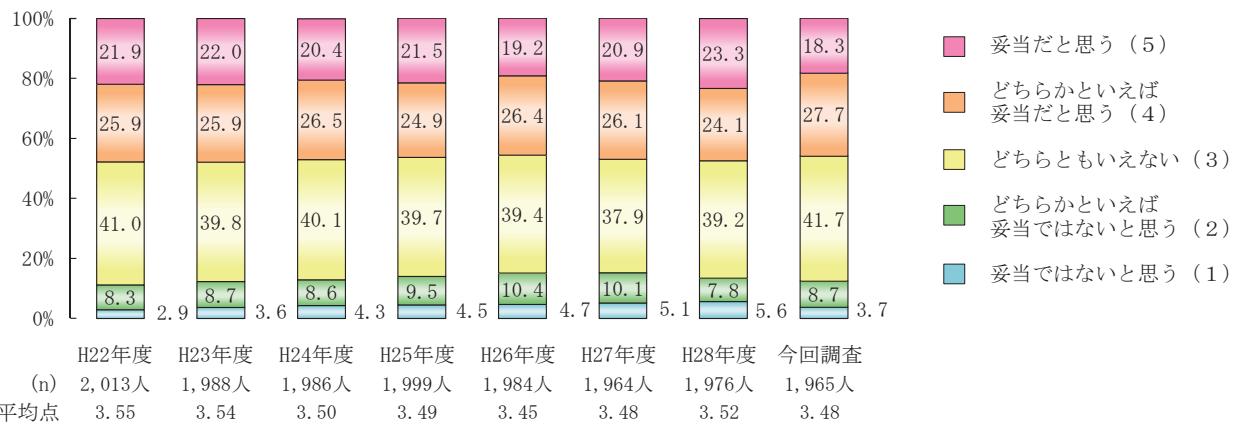
【資料1】刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。

保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。

これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では

32.1%であるのに対し、裁判員裁判では55.6%となっています。

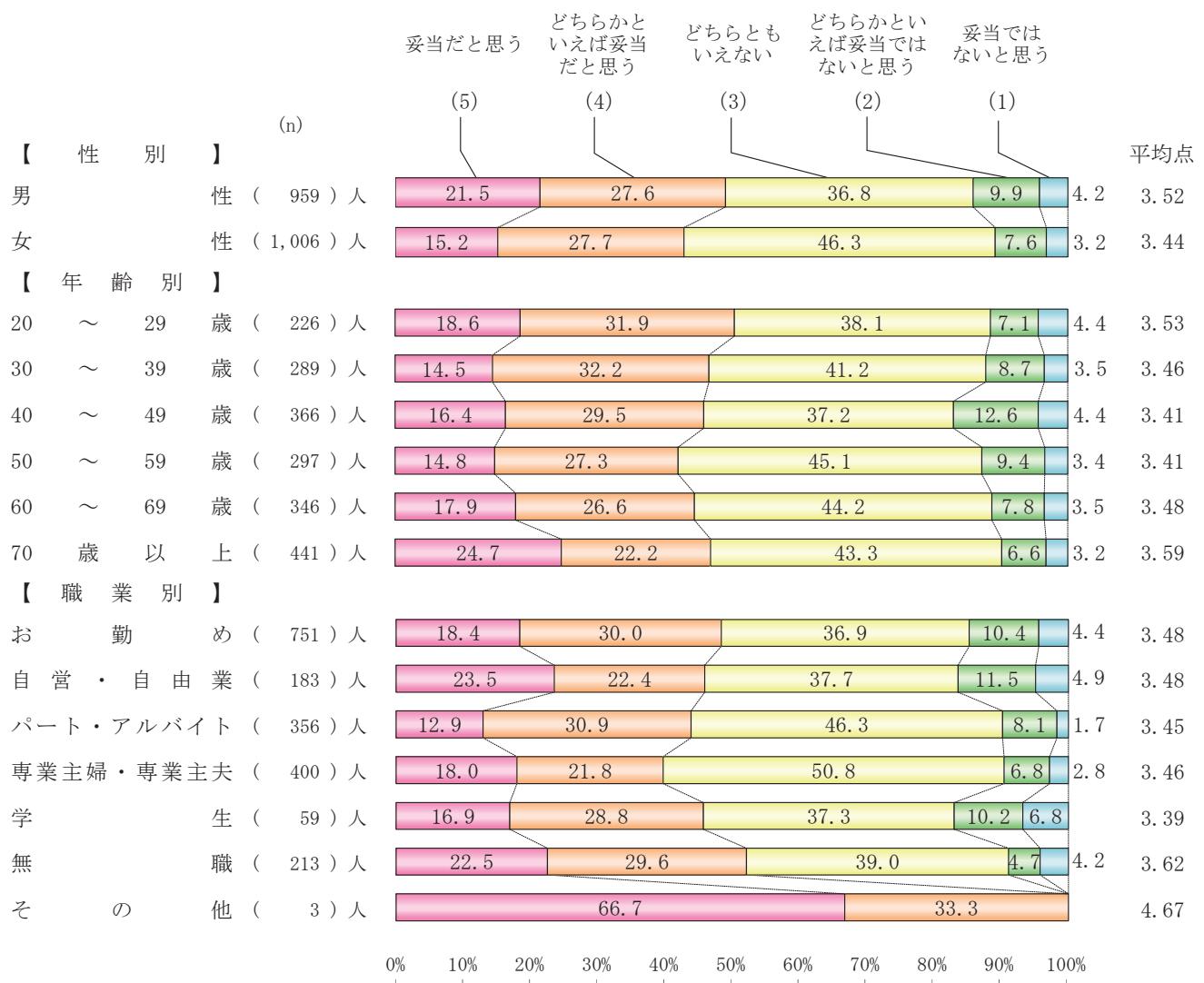
Q10 【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどう思いますか。



裁判員制度で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より高くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」 + 「どちらかといえば妥当だと思う」）は46.0%，『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」 + 「妥当ではないと思う」）は12.4%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1% = 平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値

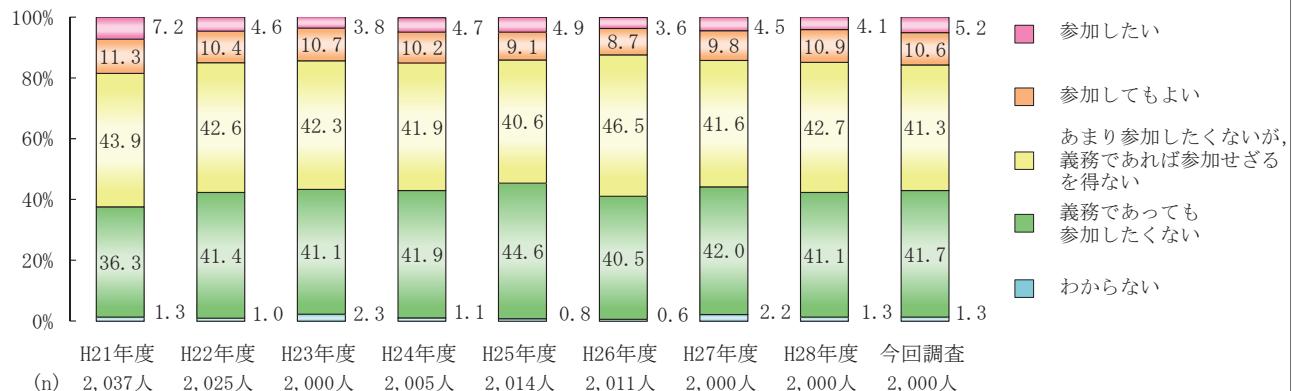
裁判員制度 55.6% = 平成26年6月1日から平成29年10月31日までの判決宣告分の数値



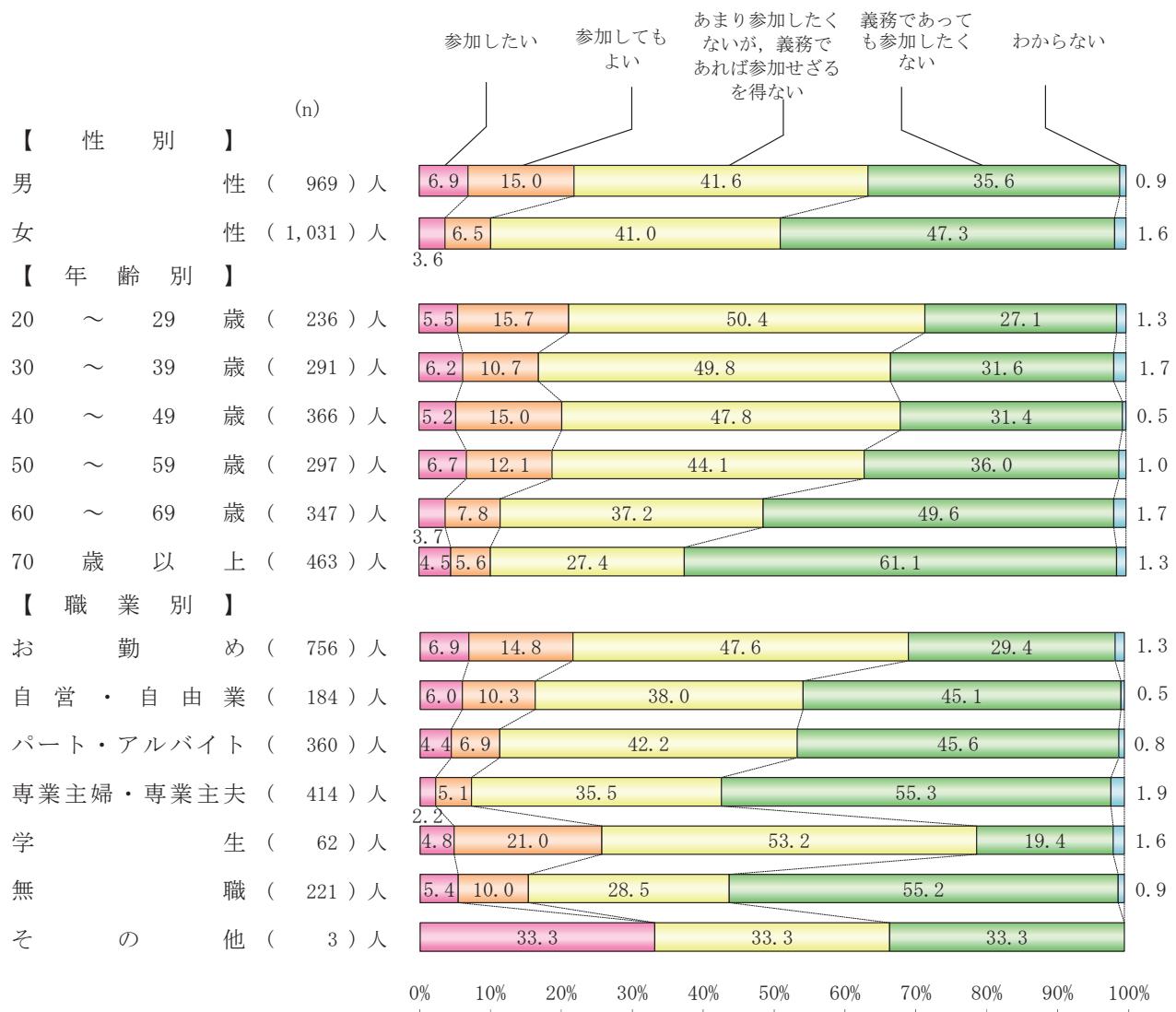
裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」 + 「どちらかといえども妥当だと思う」）と答えた割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

## 11 裁判員として刑事裁判に参加したいか

Q 1 1 【回答票 1 1】 あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が 5.2%、「参加してもよい」が 10.6%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が 41.3%、「義務であっても参加したくない」が 41.7%となっている。

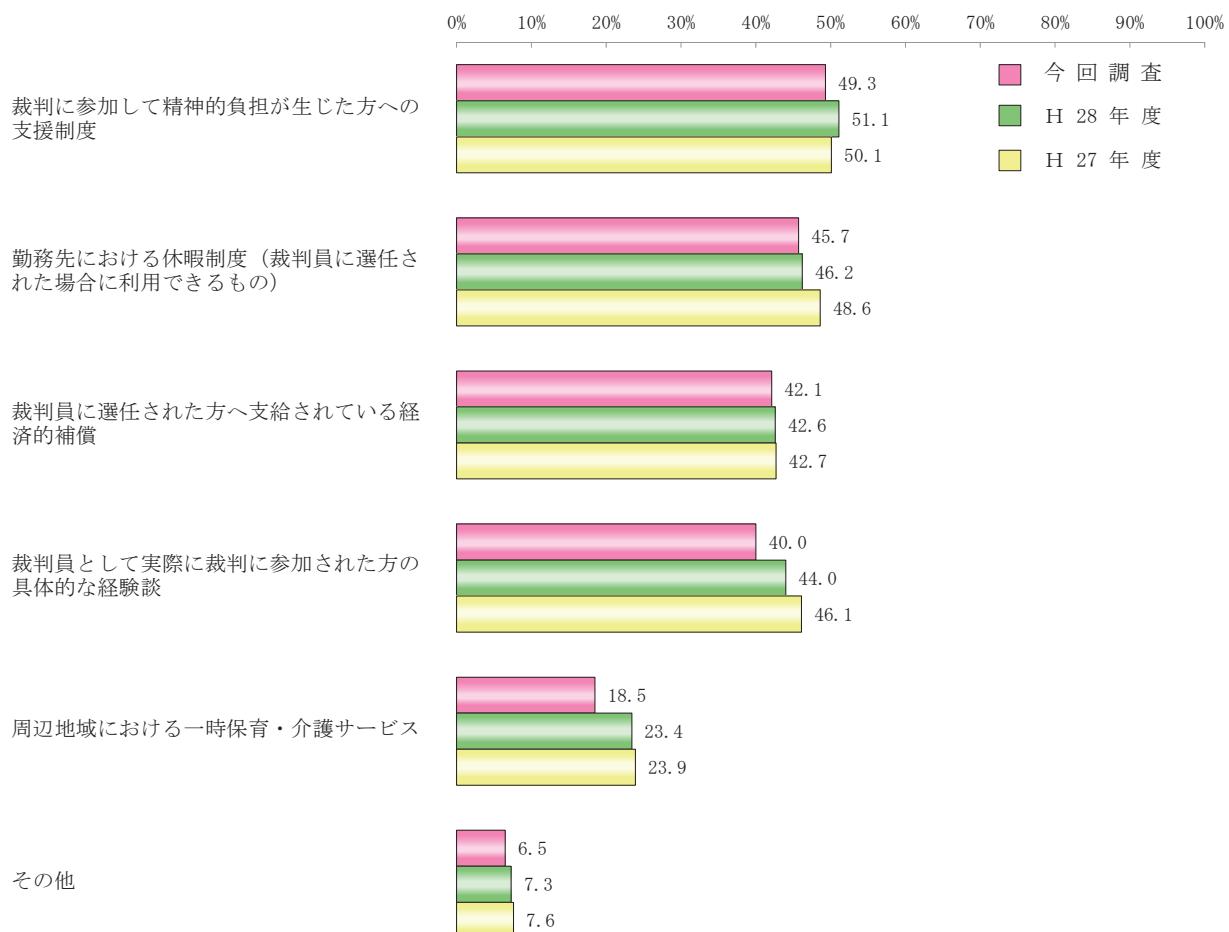


「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、お勤めと学生が高くなっている。

## 12 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、46.9%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.7%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。（平成28年度アンケート調査結果報告書）

Q12 【回答票12】 あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(M. A.)



(n=2,000, M. T.=202.0%)

裁判員に選ばれると仮定した上で、参加意欲を高めるために必要な情報として、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」が49.3%、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」が45.7%、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」が42.1%、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」が40.0%、「周辺地域における一時保育・介護サービス」が18.5%などとなっている。

	該当数 (n)	生裁判に方参加へのし支て援精神制度的負担が	勤務で判先き員による選けるもの)の任される休制場合に	利へ勤務で判先き員による選けるもの)の任される休制場合に	裁判員に選任された方への支給	裁判員に選任された方として実体的にな裁経判驗に談参	加裁され裁判員と方して実体的にな裁経判驗に談参	介護され裁判員と方して実体的にな裁経判驗に談参	周辺地域サービスにおける一時保育・	その他	回答計
TOTAL	2,000	49.3	45.7	42.1	40.0	18.5	6.5	202.0			
【性別】											
男性	969	43.6	49.4	45.4	34.7	12.8	6.6	192.5			
女性	1,031	54.6	42.2	38.9	44.9	23.9	6.4	210.9			
【年齢別】											
20～29歳	236	44.1	71.2	44.9	36.0	17.4	3.4	216.9			
30～39歳	291	48.5	65.6	57.0	36.4	27.1	2.1	236.8			
40～49歳	366	45.9	60.1	53.0	38.8	21.3	3.0	222.1			
50～59歳	297	54.2	56.6	46.5	40.7	19.2	3.0	220.2			
60～69歳	347	56.8	31.4	34.6	43.2	13.0	8.6	187.6			
70歳以上	463	46.2	12.5	25.3	42.1	15.1	14.3	155.5			
【職業別】											
お勤め	756	44.7	69.4	49.1	35.1	16.3	3.0	217.6			
自営・自由業	184	47.8	26.6	47.8	37.0	15.2	9.8	184.2			
パート・アルバイト	360	53.6	51.1	46.1	42.2	19.7	4.4	217.2			
専業主婦・専業主夫	414	58.2	21.3	30.7	46.1	28.3	8.2	192.8			
学生	62	41.9	62.9	45.2	35.5	8.1	6.5	200.0			
無職	221	44.8	13.1	27.6	44.8	11.8	15.4	157.5			
その他	3	-	-	-	66.7	-	33.3	100.0			

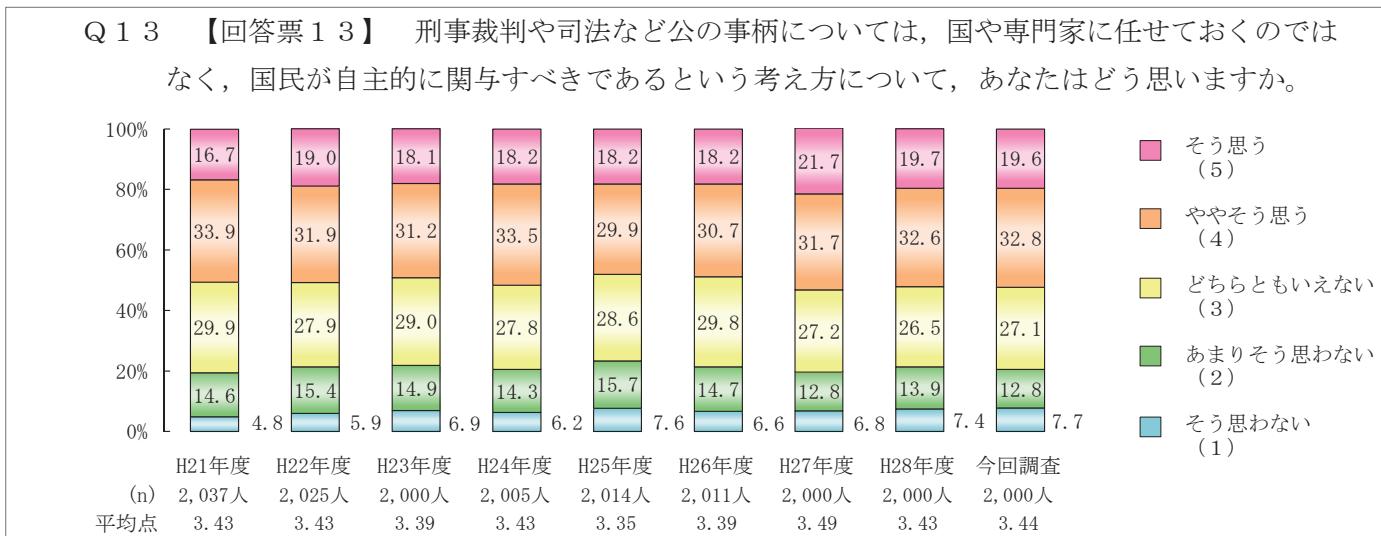
男女別にみると、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は男性が高く、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は女性が高くなっている。

年齢別にみると、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」は、20代から50代が高くなっている。「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、30代から40代が高く、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、30代が最も高くなっている。「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、60代が最も高くなっている。

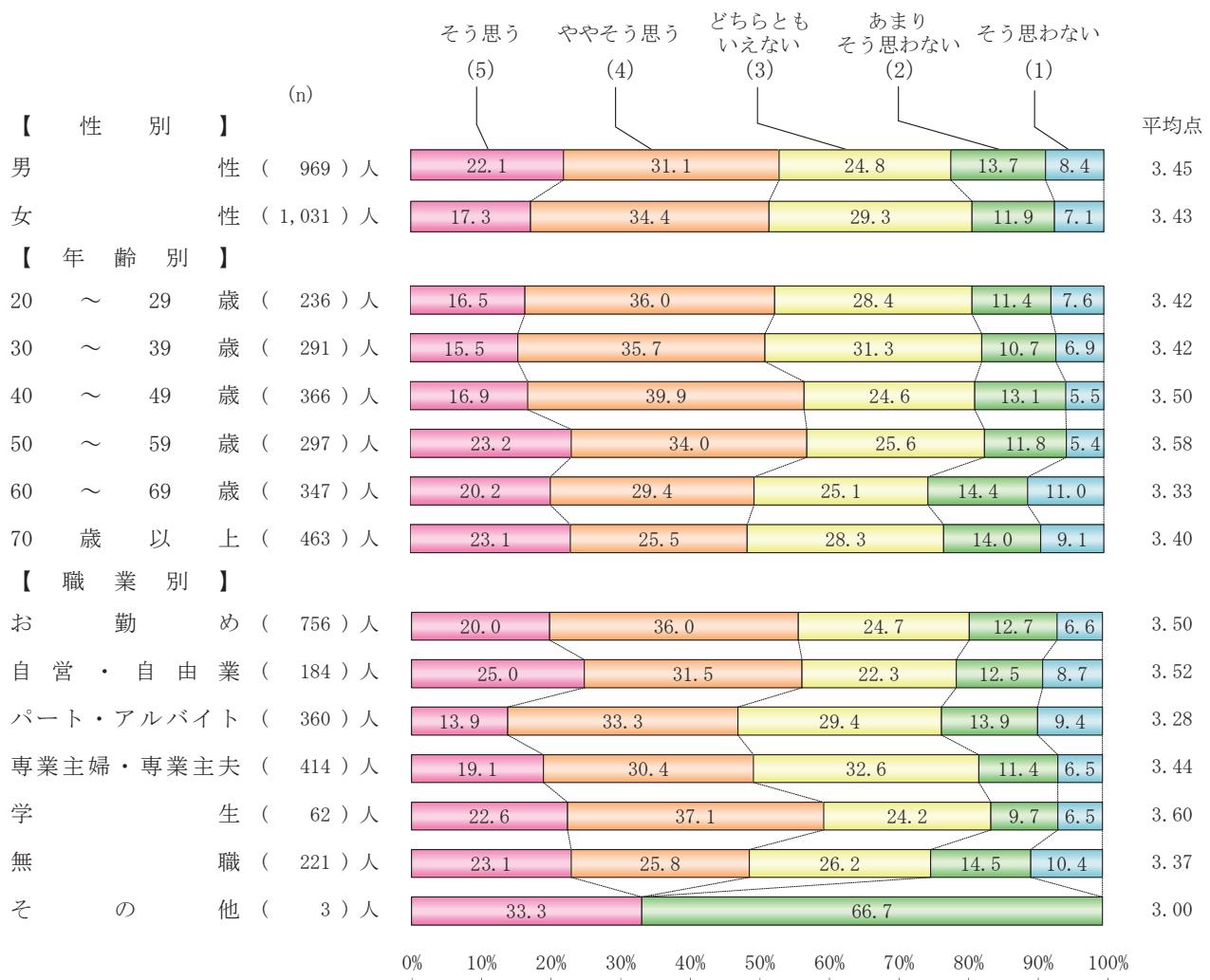
職業別にみると、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」はお勤めが最も高くなっている。「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。

## 13 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 3 【回答票 1 3】 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどう思いますか。

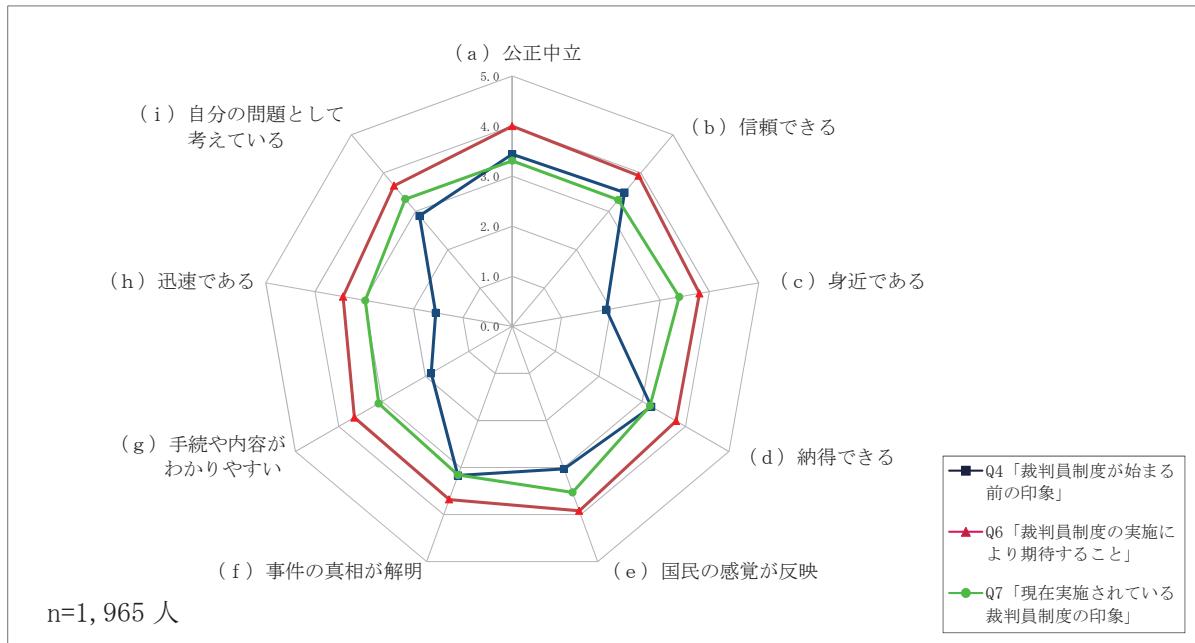


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）は 52.4%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」 + 「そう思わない」）は 20.5% となっている。



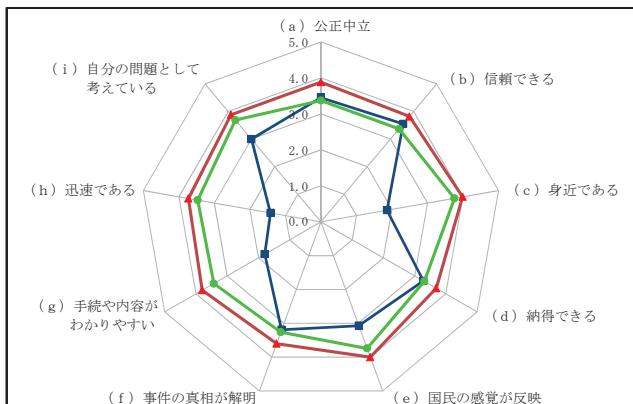
『そう思う』（「そう思う」 + 「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

## 14 制度開始前・実施への期待・実施後の変化

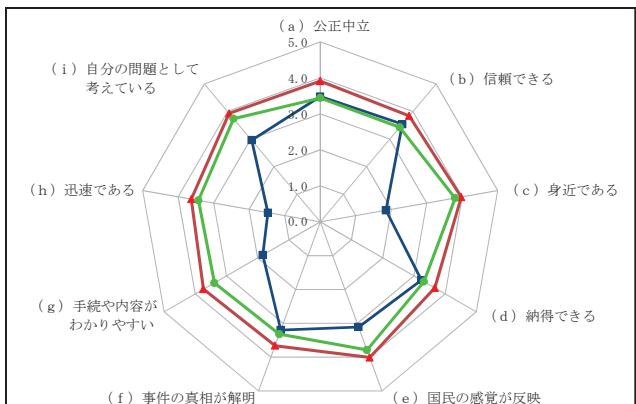


Q 4 :「裁判員制度が始まる前の印象」, Q 6 :「裁判員制度の実施により期待すること」, Q 7 :「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c) 身近である」, 「(g) 手續や内容がわかりやすい」, 「(h) 迅速である」はQ 4 よりもQ 6, Q 7 の点数が目立って高くなっている。

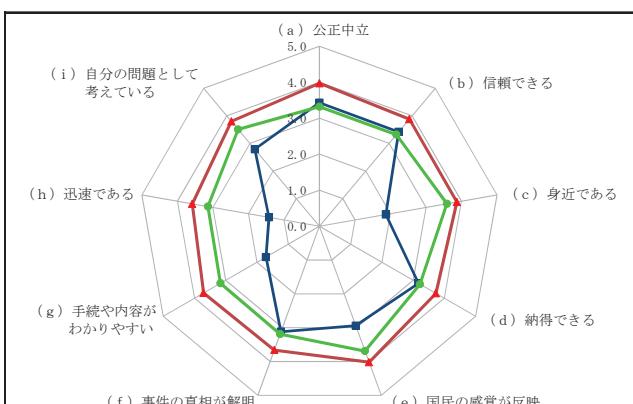
(平成 21 年度調査結果)



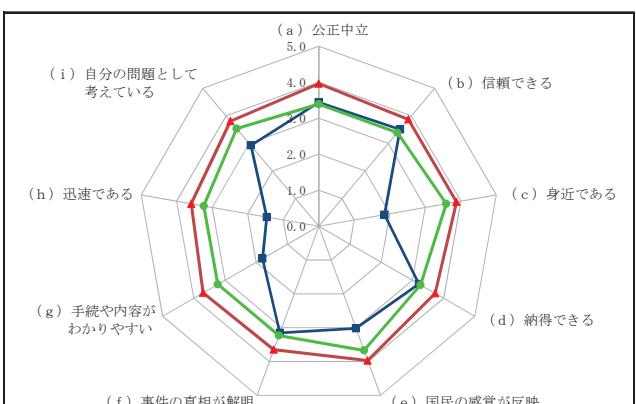
(平成 22 年度調査結果)



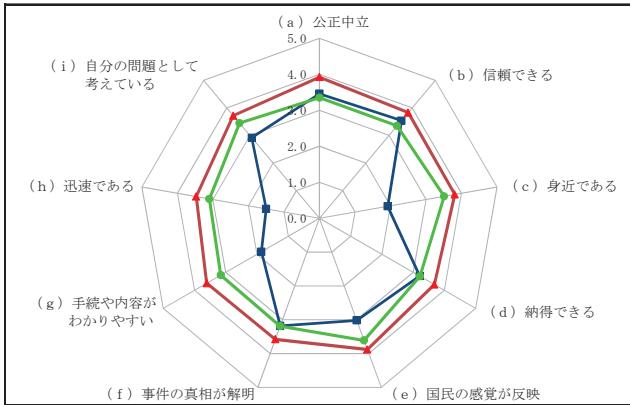
(平成 23 年度調査結果)



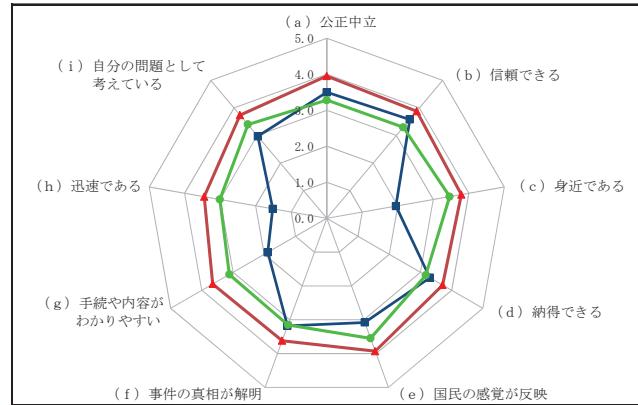
(平成 24 年度調査結果)



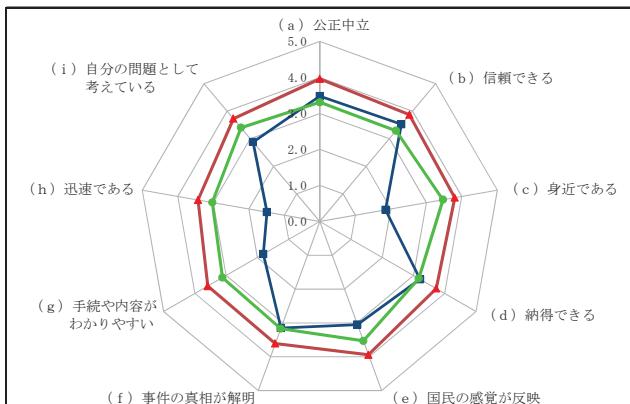
(平成 25 年度調査結果)



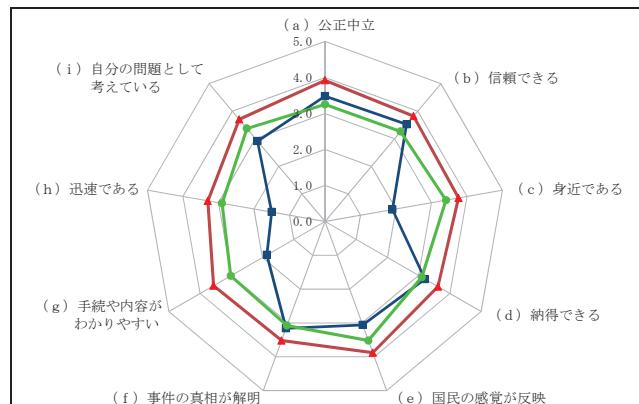
(平成 26 年度調査結果)



(平成 27 年度調査結果)

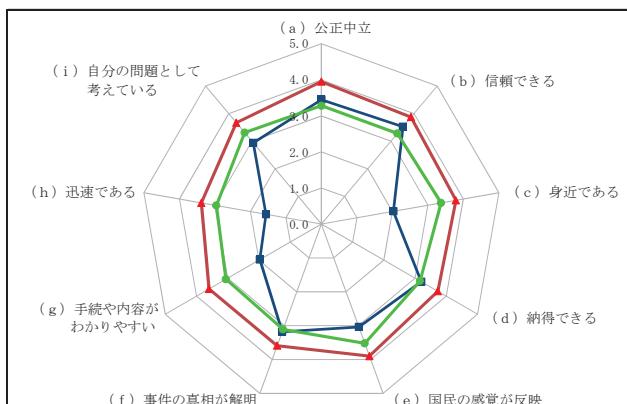


(平成 28 年度調査結果)

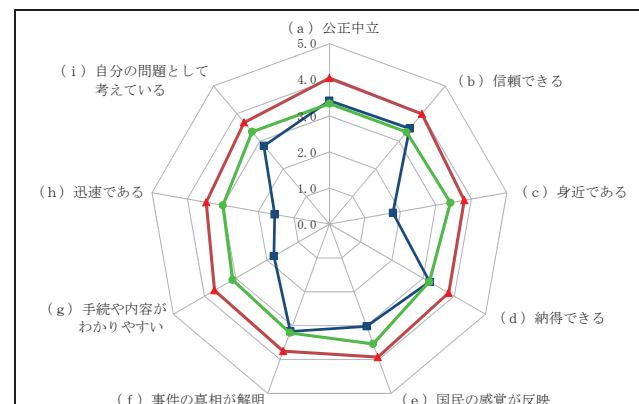


## 【性別】(今回調査)

男性



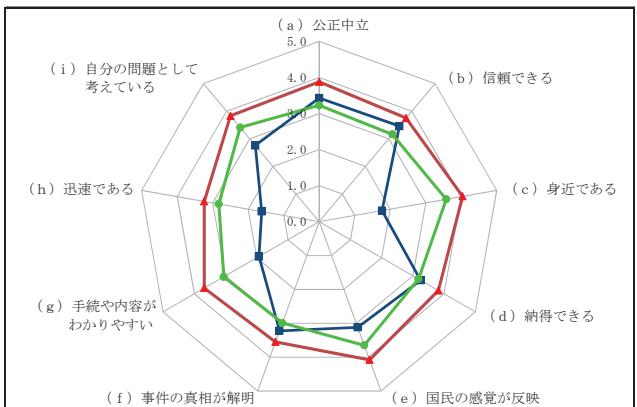
女性



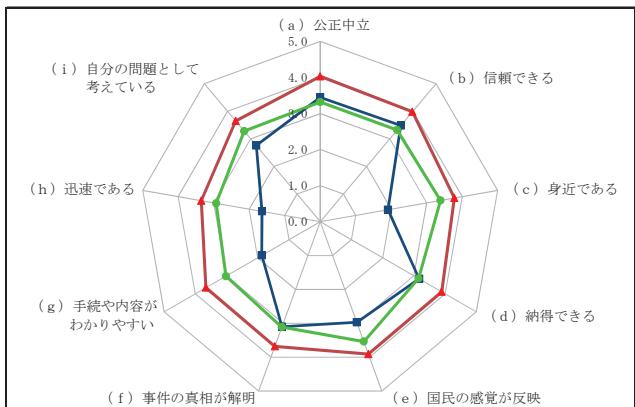
■ Q4 「裁判員制度が始まる前の印象」  
 ▲ Q6 「裁判員制度の実施により期待すること」  
 ● Q7 「現在実施されている裁判員制度の印象」

## 【年齢別】(今回調査)

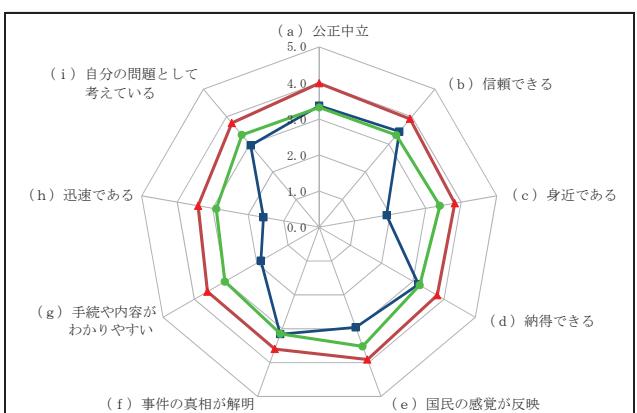
20代



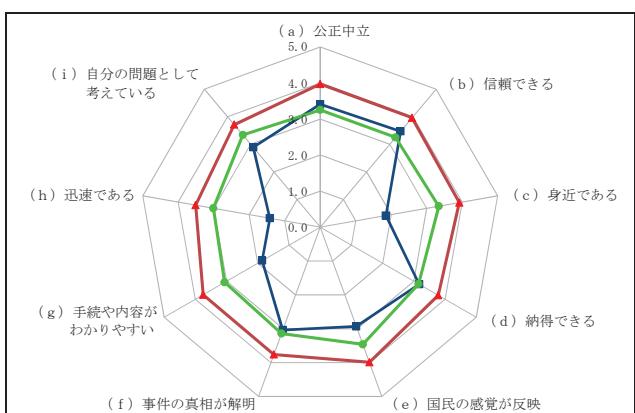
30代



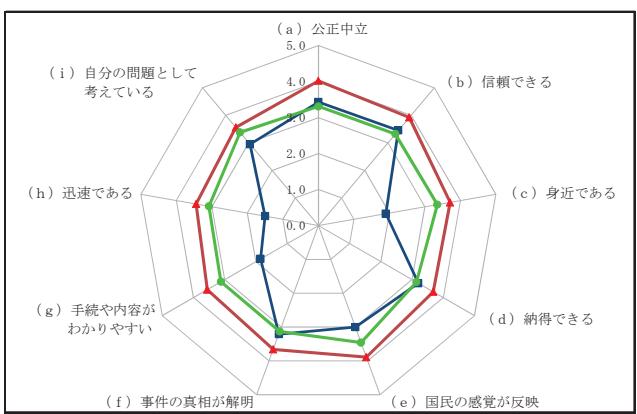
40代



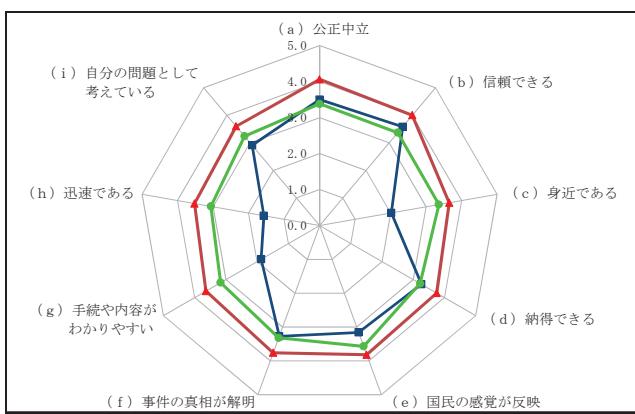
50代



60代



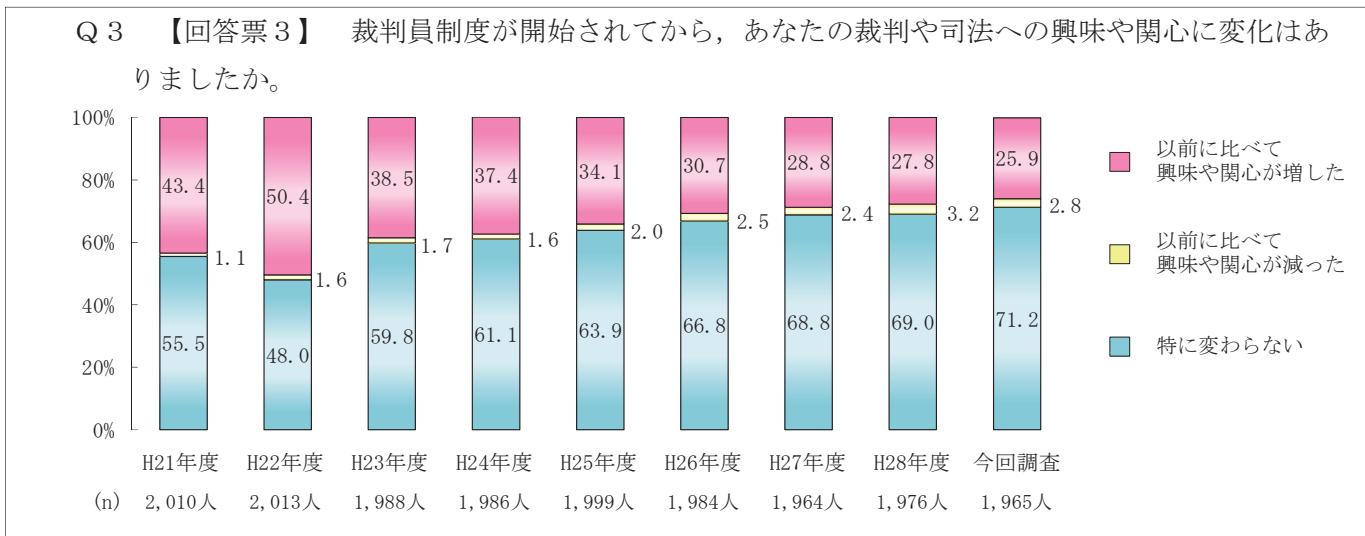
70歳以上



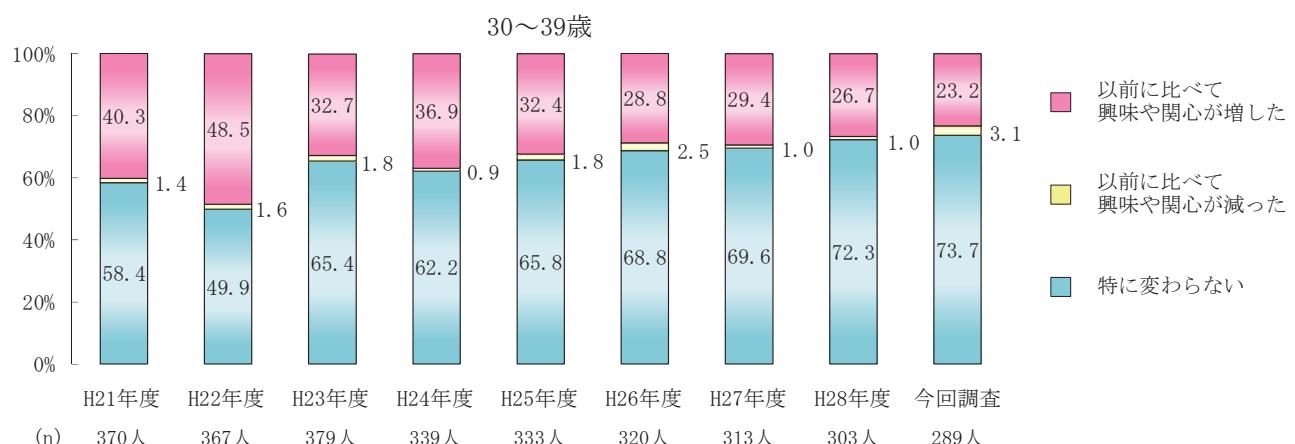
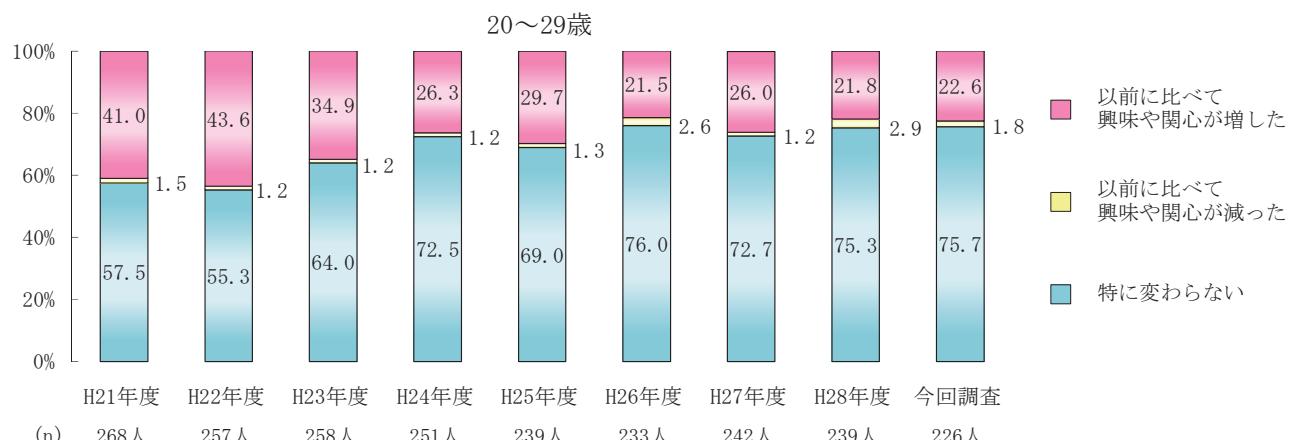
- Q4 「裁判員制度が始まる前の印象」
- ▲ Q6 「裁判員制度の実施により期待すること」
- Q7 「現在実施されている裁判員制度の印象」

男女別・年齢別にみた場合も、「(c) 身近である」、「(g) 手續や内容がわかりやすい」、「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

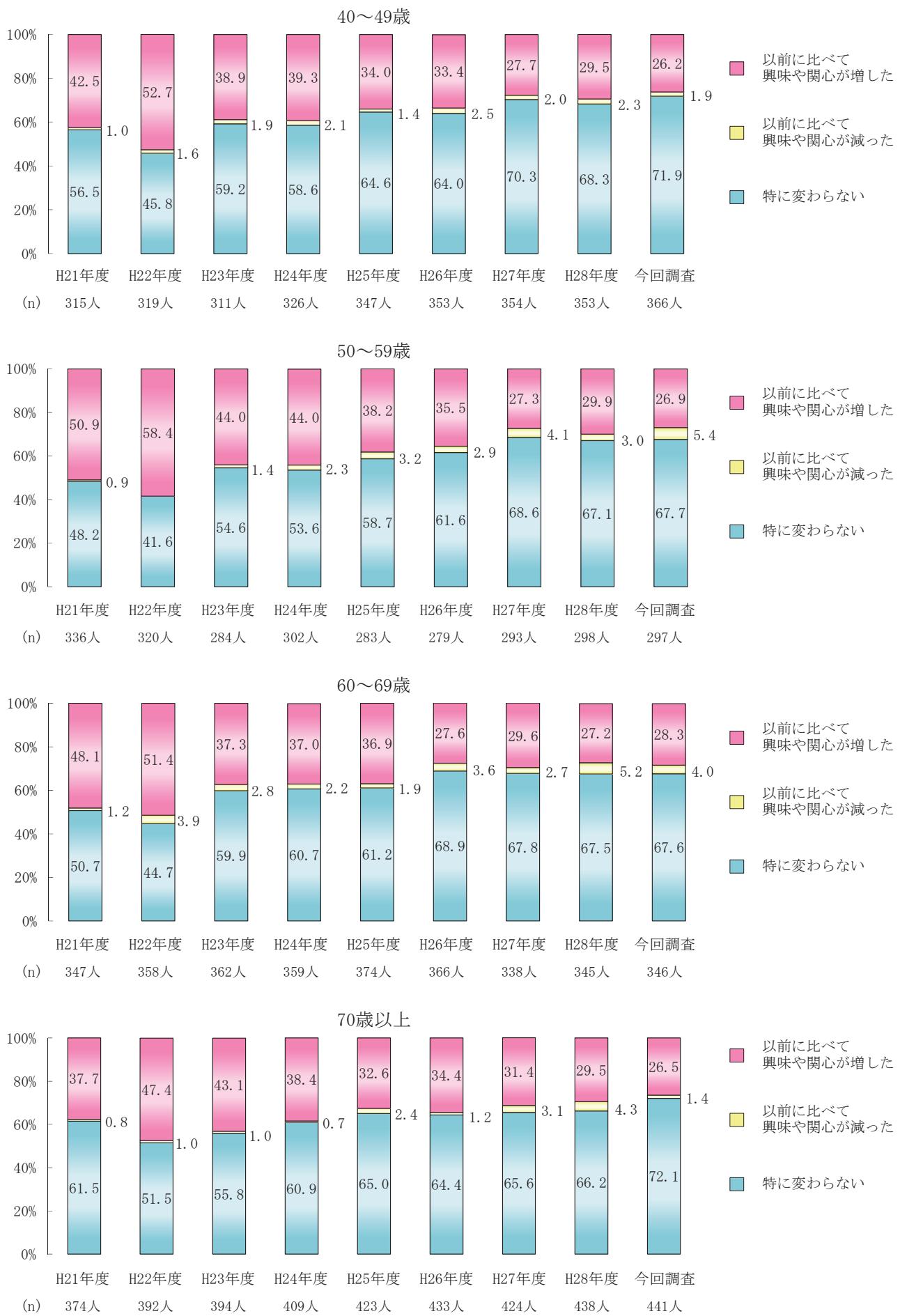
## 15 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化(Q3, Q11)



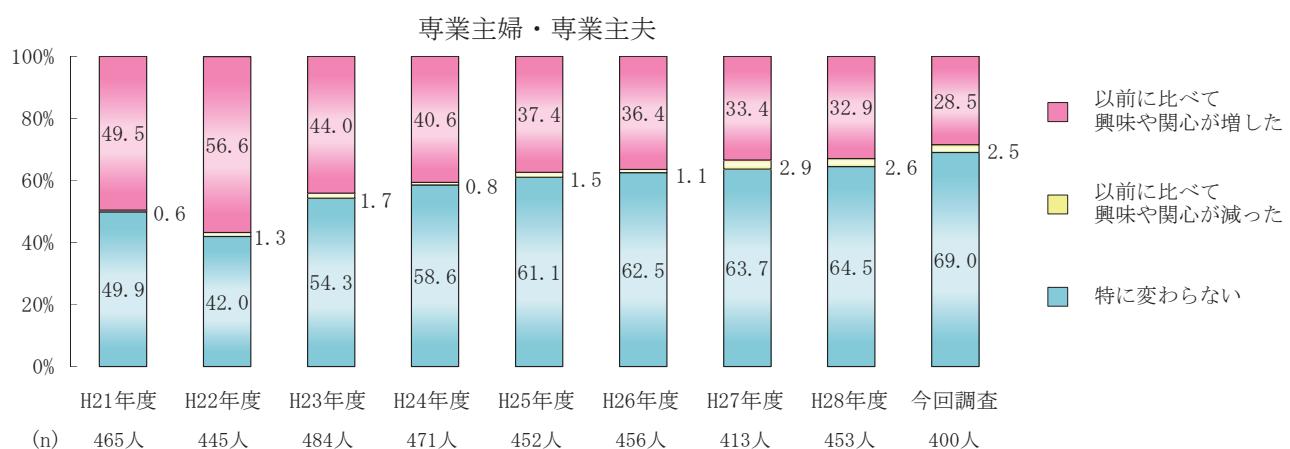
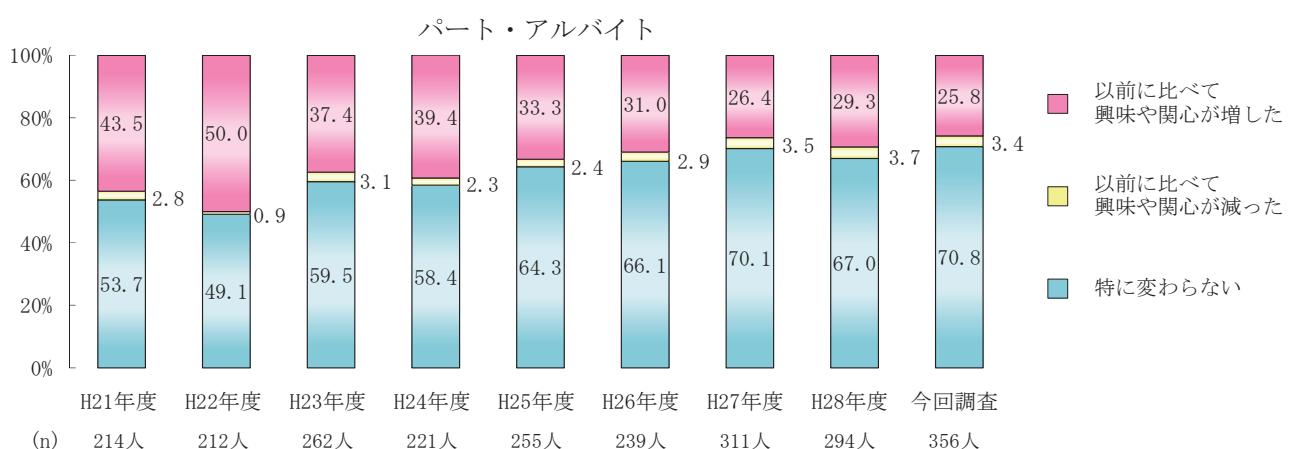
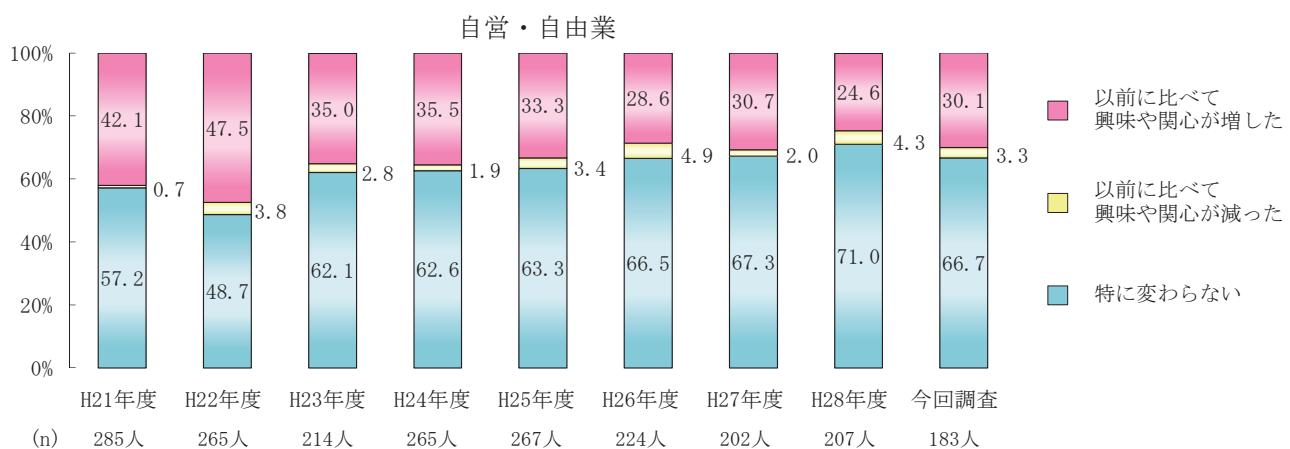
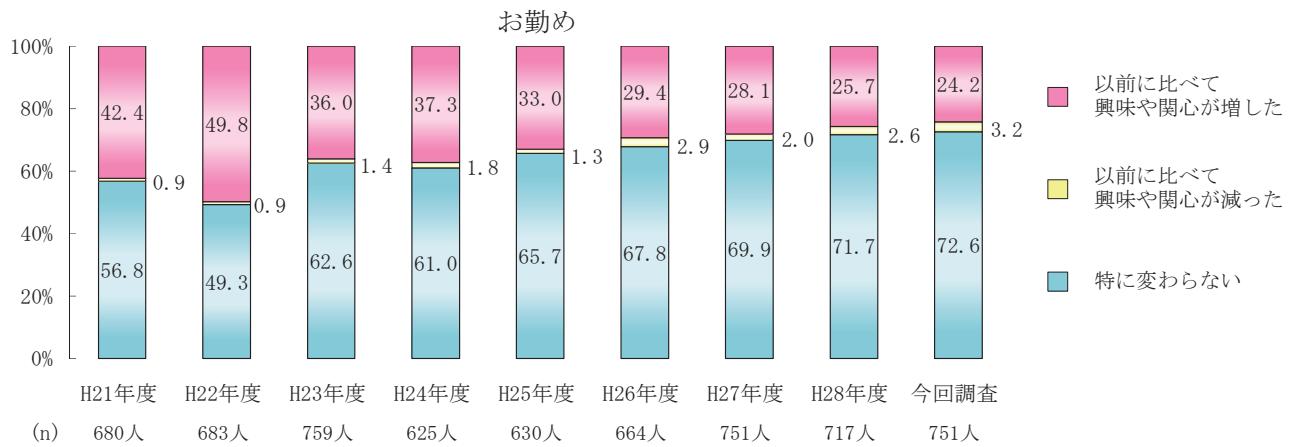
### 【年齢別】

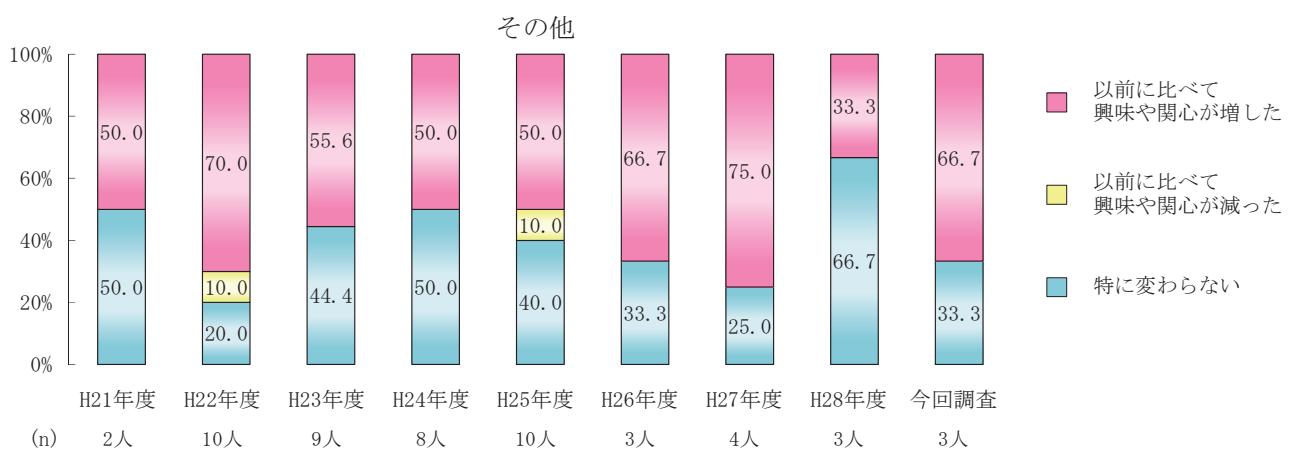
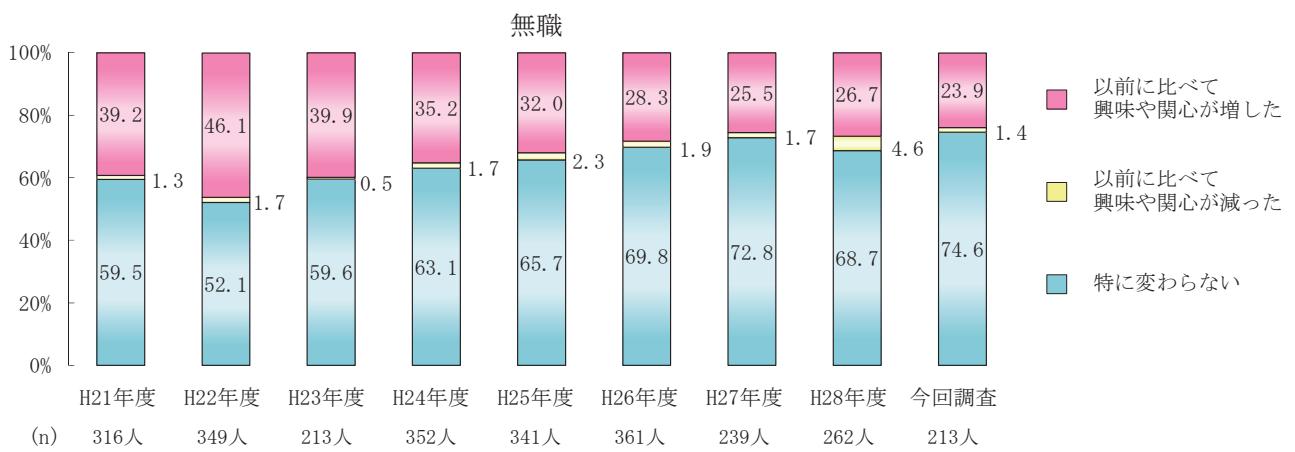
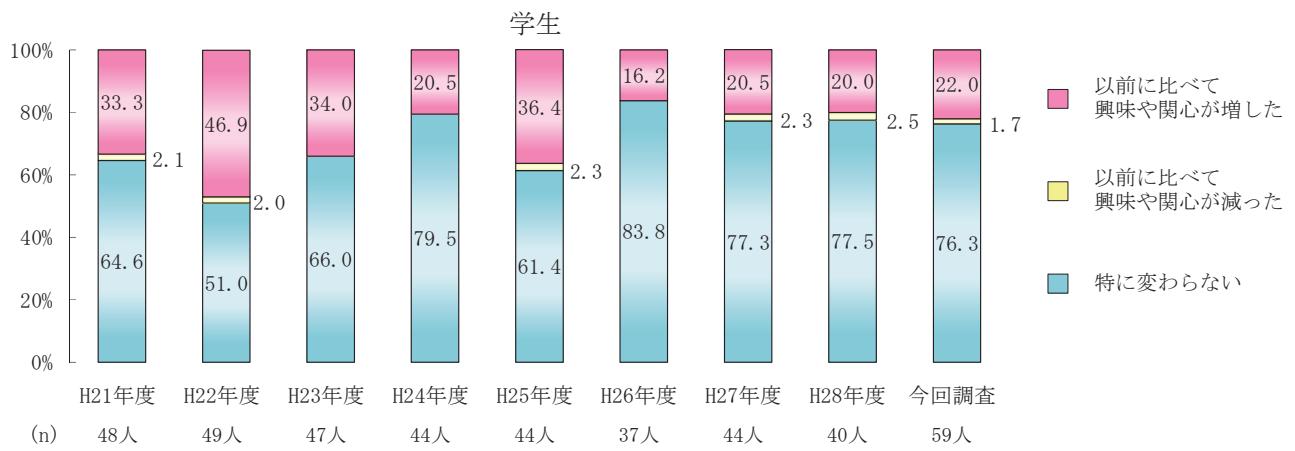


※【性別】は50頁に掲載。

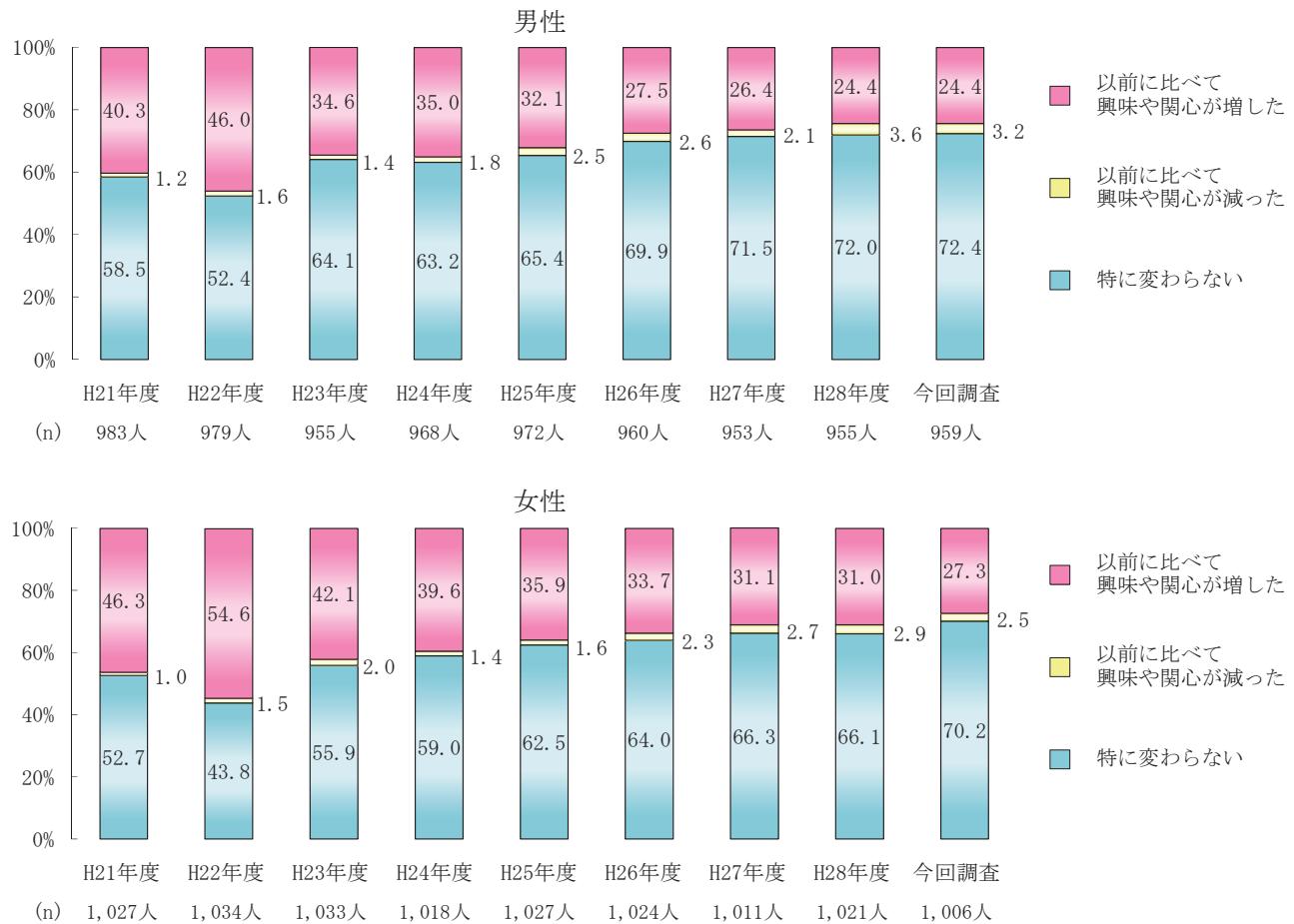


## 【職業別】

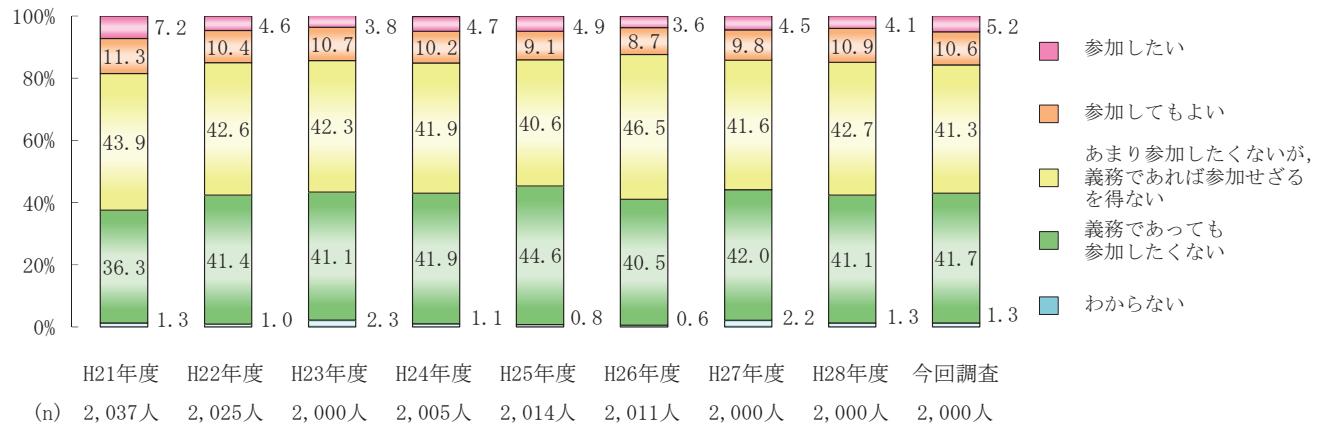




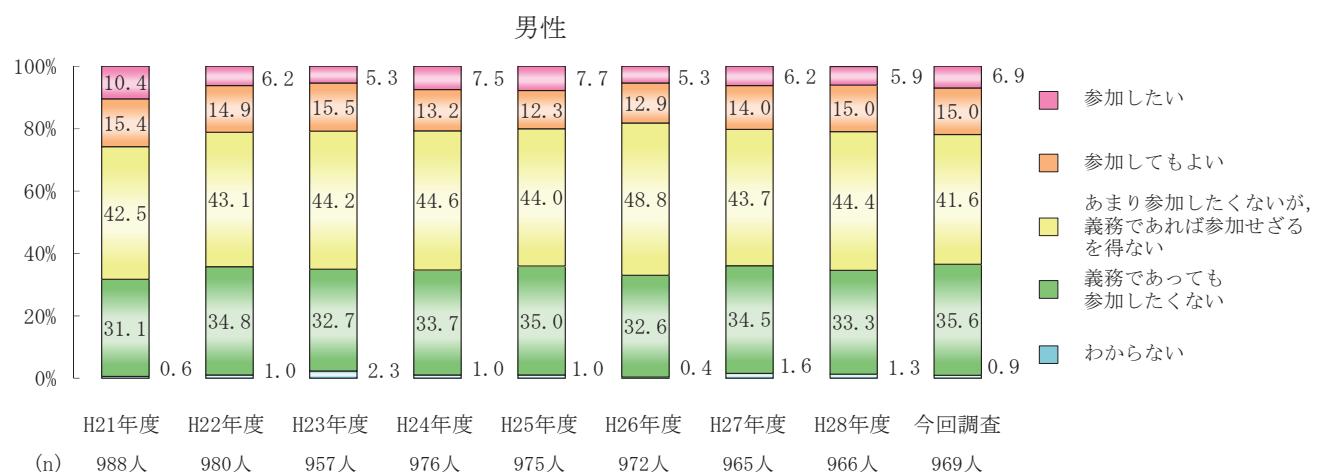
## 【性別】



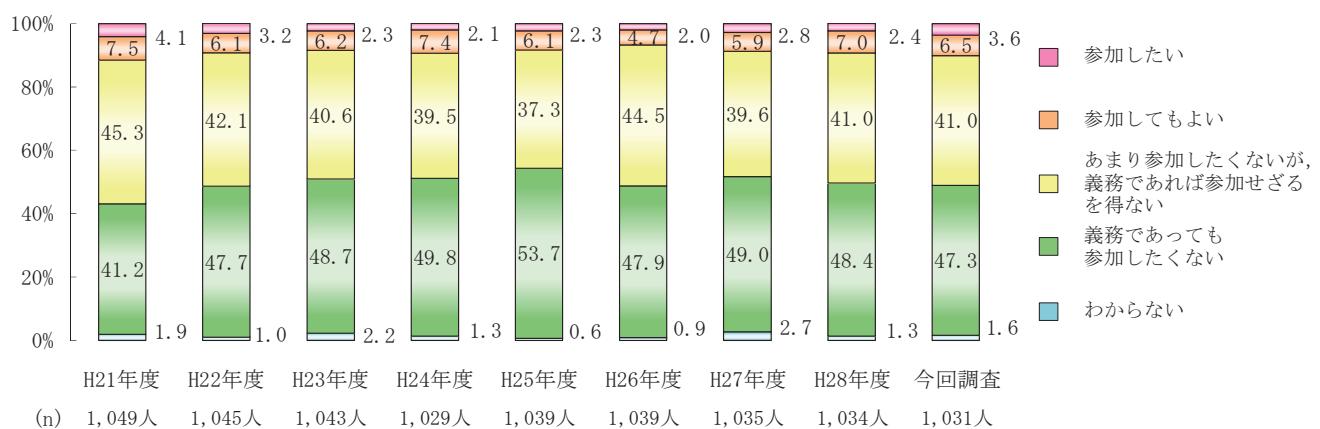
Q 1 1 【回答票 1 1】 あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



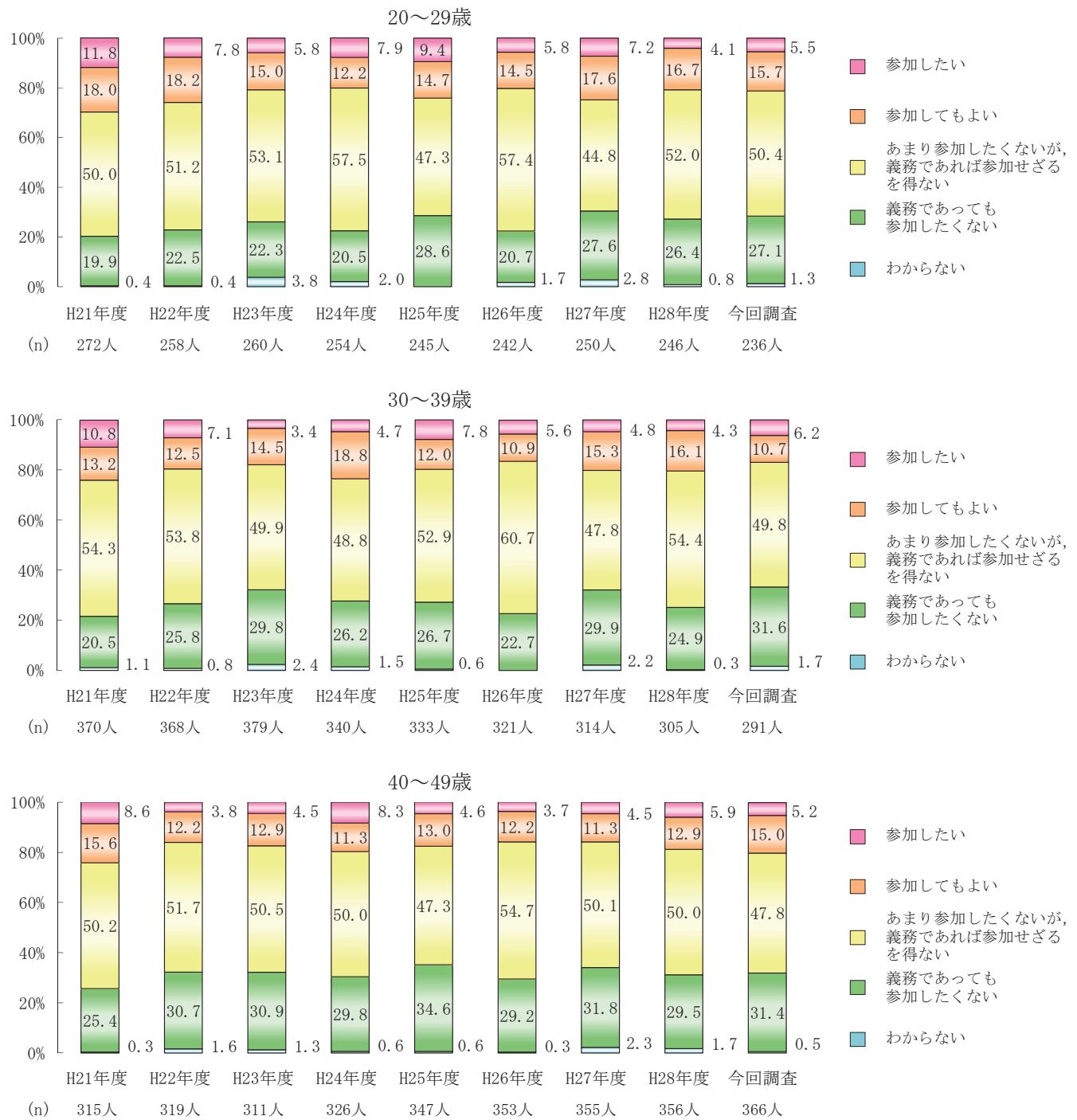
【性別】

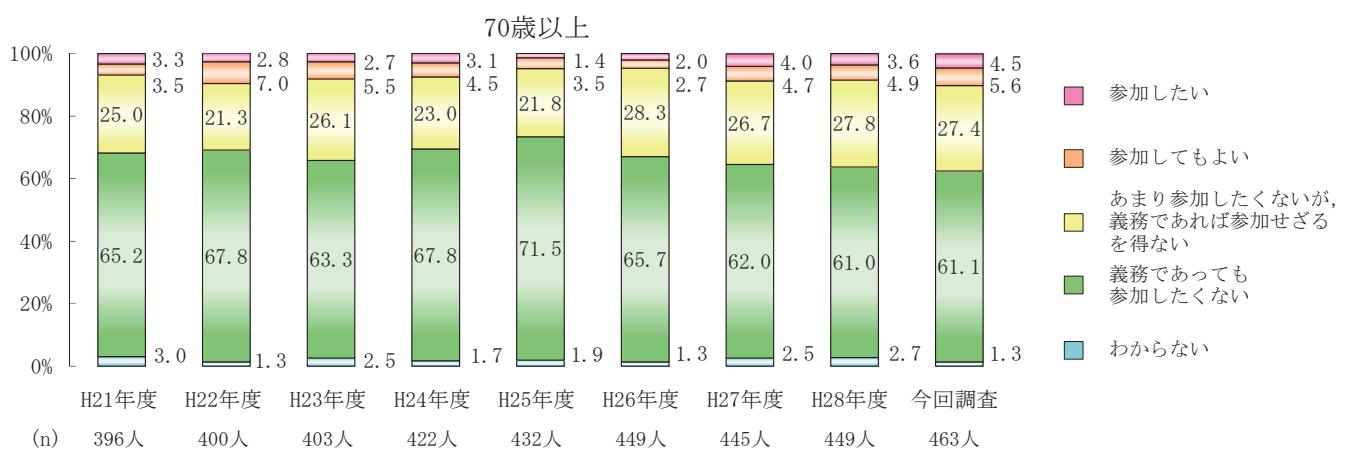
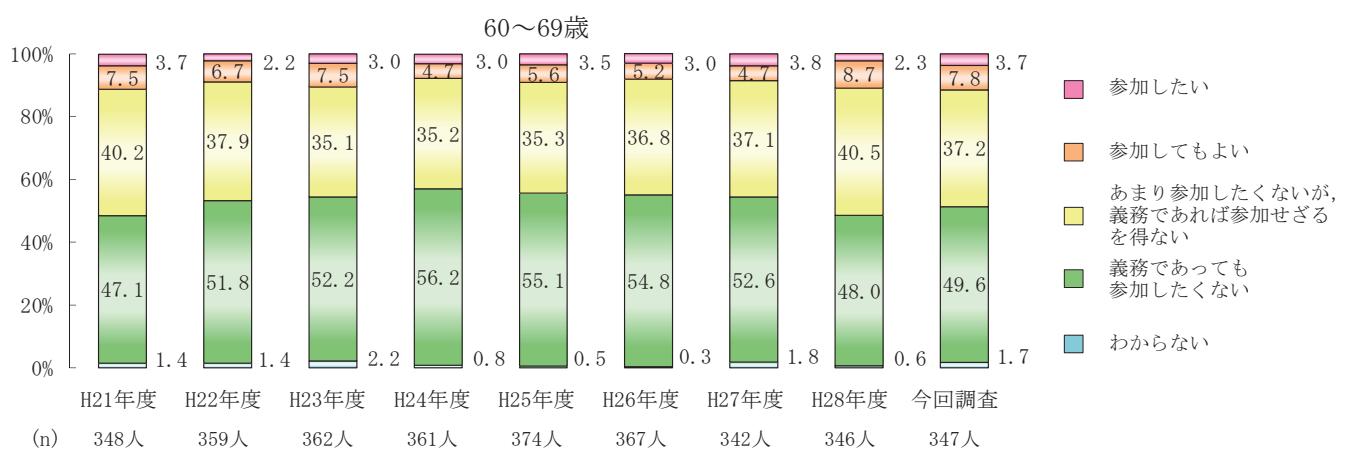
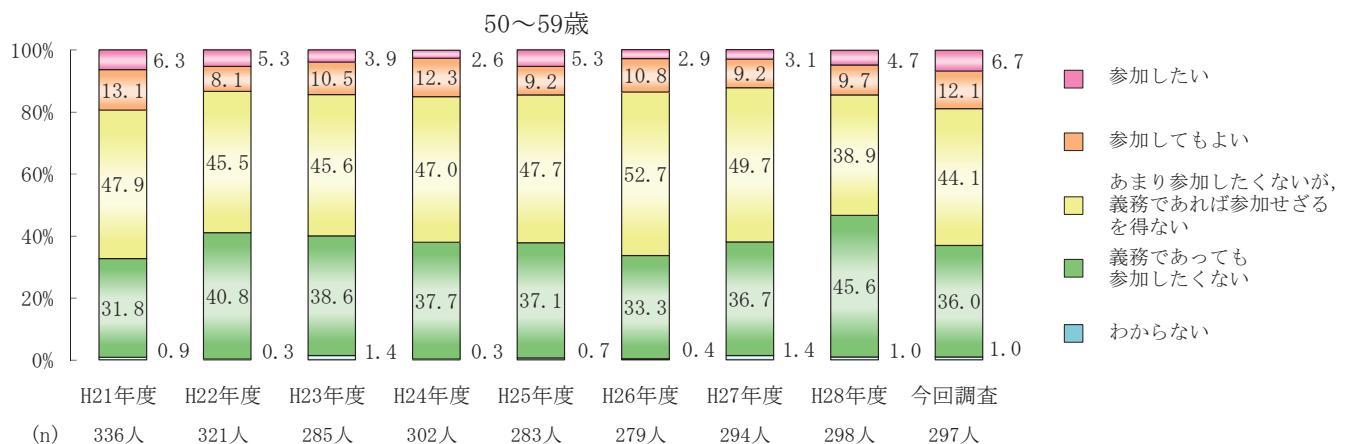


女性

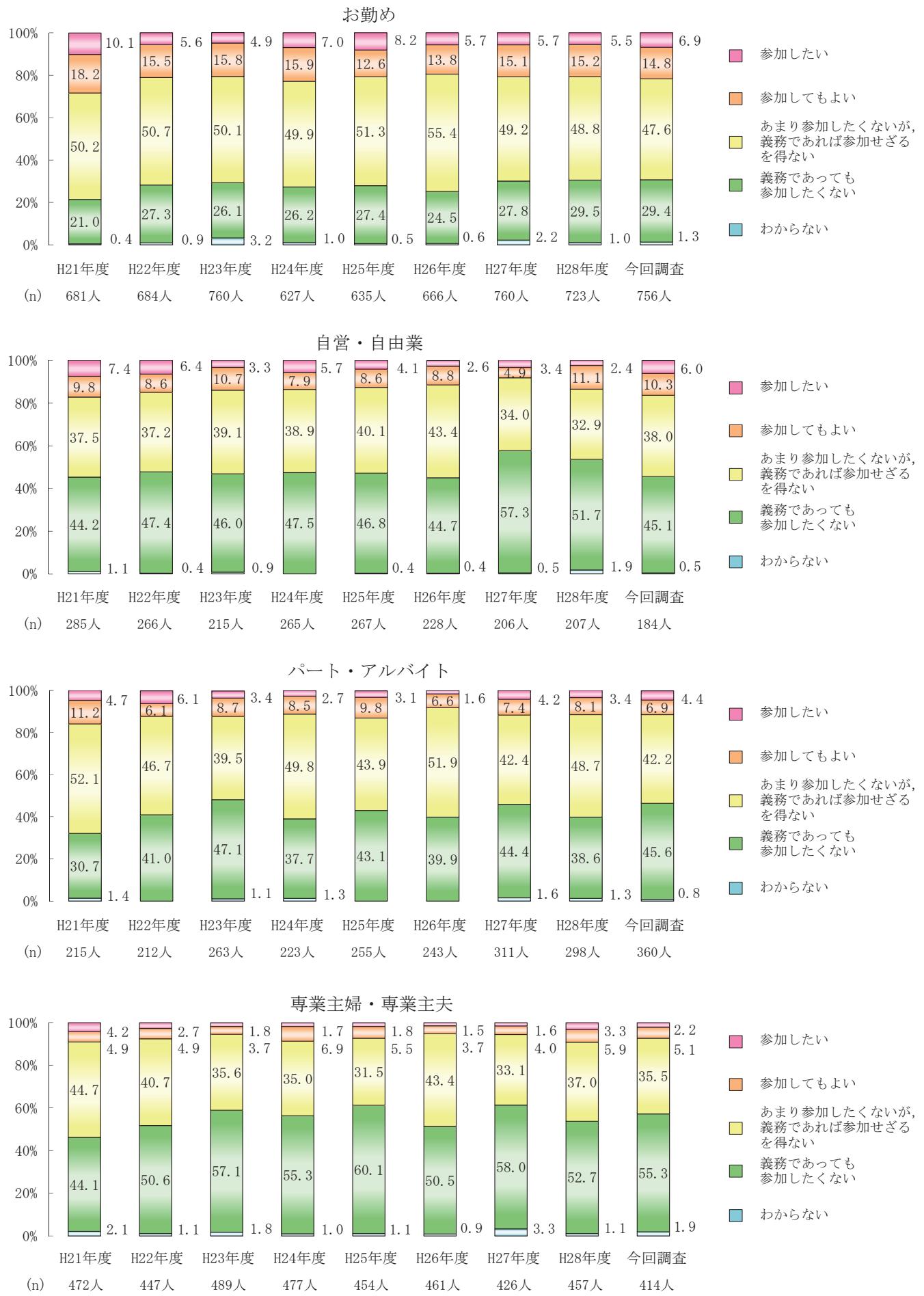


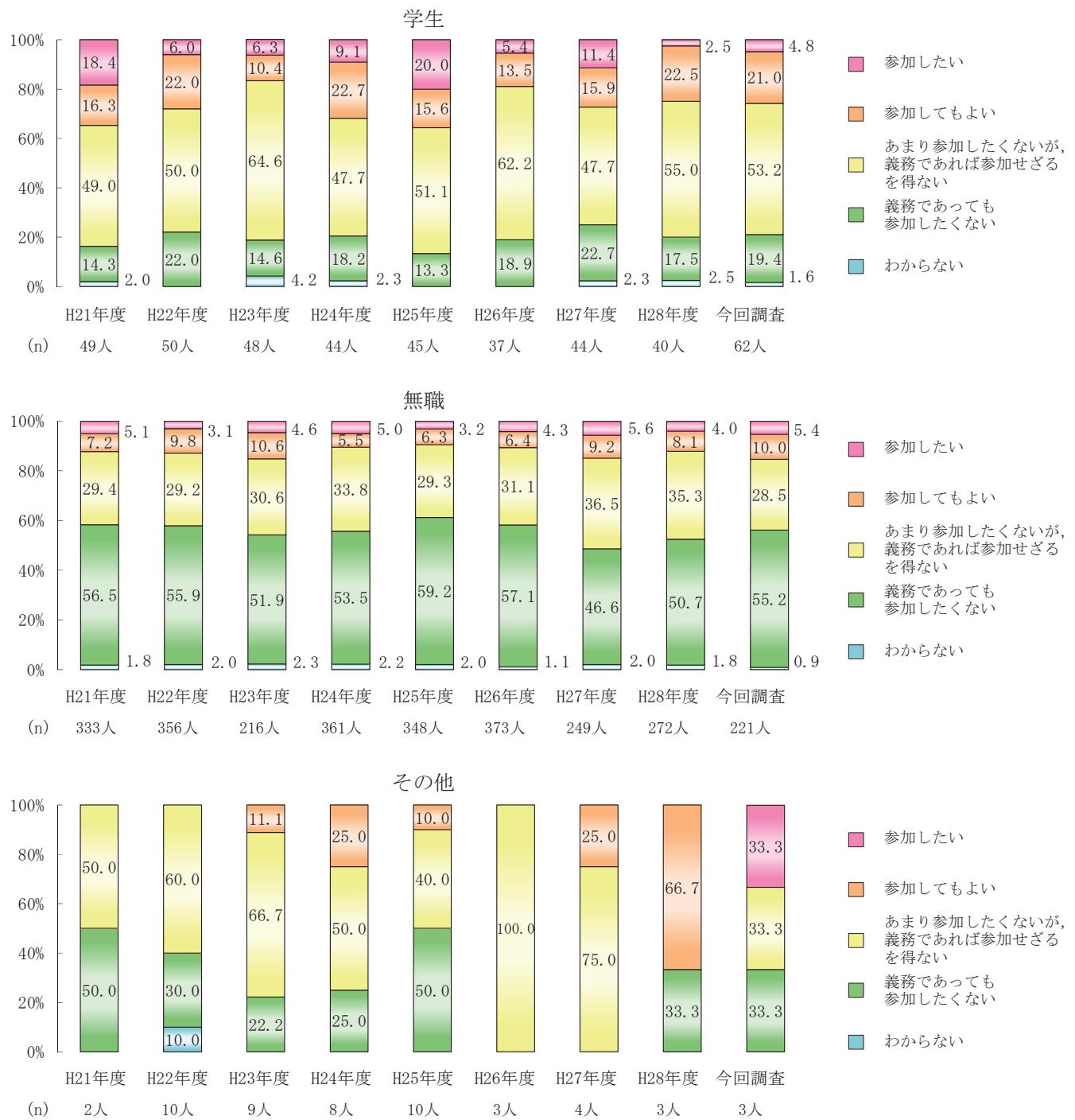
## 【年齢別】





## 【職業別】





## 16 集計結果表(Q1, Q2, Q4, Q5)

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。項目ごとに「知っている」、「知らない」の2つから回答を選択してください。

全体

	(a)			(b)			(c)								
	裁判員制度が実施されている		(n)	知っている	知らない	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である		(n)	知っている	知らない	選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある		(n)	知っている	知らない
H 21 年 度	2,037	98.2	1.8	2,037	96.6	3.4	2,037	93.3	6.7	2,025	93.6	6.4	2,025	93.6	6.4
H 22 年 度	2,025	99.1	0.9	2,025	98.1	1.9	2,000	96.1	3.9	2,000	96.1	3.9	2,000	96.1	3.9
H 23 年 度	2,000	99.1	1.0	2,000	98.2	1.8	2,005	97.0	3.0	2,005	94.5	5.5	2,005	94.5	5.5
H 24 年 度	2,005	98.5	1.5	2,014	96.5	3.5	2,014	93.2	6.8	2,014	91.5	8.5	2,011	91.5	8.5
H 25 年 度	2,014	98.8	1.2	2,011	95.7	4.3	2,000	92.2	7.9	2,000	93.4	6.7	2,000	93.4	6.7
H 26 年 度	2,011	98.1	1.9	2,000	96.8	3.3	2,000	97.2	2.9	2,000	90.6	9.5	2,000	90.6	9.5
H 27 年 度	2,000	97.8	2.2	2,000	97.2	2.9	2,000	94.6	5.4						
H 28 年 度	2,000	98.3	1.8												
今 回 調 査	2,000	97.9	2.1												

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】		【年齢別】		【職業別】					
男 性	969	98.6	1.4	969	95.1	4.9	969	91.3	8.7
女 性	1,031	97.3	2.7	1,031	94.1	5.9	1,031	89.8	10.2
【年齢別】									
20～29歳	236	95.3	4.7	236	90.7	9.3	236	87.7	12.3
30～39歳	291	99.0	1.0	291	93.5	6.5	291	91.8	8.2
40～49歳	366	99.7	0.3	366	98.1	1.9	366	93.7	6.3
50～59歳	297	99.7	0.3	297	97.0	3.0	297	93.6	6.4
60～69歳	347	99.7	0.3	347	97.4	2.6	347	93.1	6.9
70歳以上	463	94.6	5.4	463	90.9	9.1	463	84.9	15.1
【職業別】									
お勤め	756	98.9	1.1	756	95.0	5.0	756	92.5	7.5
自営・自由業	184	98.9	1.1	184	98.4	1.6	184	92.4	7.6
パート・アルバイト	360	98.9	1.1	360	94.7	5.3	360	89.7	10.3
専業主婦・専業主夫	414	96.1	3.9	414	94.2	5.8	414	88.9	11.1
学生	62	95.2	4.8	62	91.9	8.1	62	90.3	9.7
無職	221	95.9	4.1	221	91.4	8.6	221	86.9	13.1
その他	3	100.0	-	3	100.0	-	3	100.0	-

※ (c) の質問項目は、平成28年度調査から「20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある」。

Q 2 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次のの中から全てあげてください。

全体

	(n)	テレビ報道	新聞報道	家族・友人・知人等の話	インターネット	ラジオ報道	勤務先での話	雑誌	各種パンフレット	書籍等	裁判員制度に関する各種説明会	その他	わからない	回答計
H 21 年 度	2,010	96.5	74.2	15.1	11.7	13.7	8.7	7.9	7.3	2.7	2.6	1.0	0.0	241.4
H 22 年 度	2,013	97.2	73.2	14.7	13.0	13.9	7.6	8.6	5.5	4.3	1.1	0.9	-	239.9
H 23 年 度	1,988	95.3	73.3	17.6	13.1	14.2	8.8	8.1	5.9	3.2	2.2	1.2	0.1	243.0
H 24 年 度	1,986	95.1	67.2	15.1	12.6	12.0	6.4	6.9	4.6	3.2	1.8	1.5	0.2	226.6
H 25 年 度	1,999	94.6	68.4	14.4	14.0	12.7	6.8	7.5	3.8	3.9	1.1	1.2	0.1	228.3
H 26 年 度	1,984	95.8	66.1	13.4	16.0	12.0	6.4	7.0	4.1	3.6	1.3	1.4	0.2	227.2
H 27 年 度	1,964	95.3	64.1	16.6	16.6	12.9	7.2	7.2	3.7	2.8	1.1	0.6	0.1	228.2
H 28 年 度	1,976	94.1	62.0	14.3	18.1	12.4	7.5	8.6	3.8	3.7	1.2	1.8	0.1	227.7
今回調査	1,965	93.7	57.6	16.1	15.4	8.6	7.0	6.3	4.1	3.4	1.0	1.5	0.3	215.0

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	男 性	959	92.4	63.0	12.3	18.8	11.7	8.9	7.5	4.3	4.2	1.8	1.4	0.2	226.3
【年齢別】	女 性	1,006	95.0	52.5	19.7	12.1	5.7	5.2	5.2	4.0	2.7	0.3	1.7	0.3	204.3
【年齢別】	20 ~ 29歳	226	91.2	26.1	20.8	30.1	4.9	3.1	1.8	3.5	0.9	0.9	9.3	-	192.5
	30 ~ 39歳	289	96.2	34.6	15.6	26.3	3.5	7.3	4.8	2.8	2.4	0.7	0.3	-	194.5
	40 ~ 49歳	366	93.4	53.6	15.3	14.2	6.3	10.7	4.9	4.1	2.5	-	-	0.3	205.2
	50 ~ 59歳	297	92.9	70.0	19.2	16.8	11.8	11.4	6.7	5.1	3.7	2.0	1.0	0.3	241.1
	60 ~ 69歳	346	93.6	71.4	12.1	10.4	9.0	5.5	7.8	4.0	2.3	1.2	1.2	-	218.5
	70歳以上	441	94.3	73.0	15.6	4.5	13.4	3.9	9.3	4.8	6.8	1.4	0.2	0.7	227.9
【職業別】	お勤め	751	93.1	53.1	15.6	23.4	8.1	11.7	6.4	5.3	3.5	1.5	0.9	0.1	222.8
	自営・自由業	183	94.5	71.0	12.0	9.3	15.3	3.3	8.7	2.7	3.8	1.6	0.5	0.5	223.5
	パート・アルバイト	356	94.1	51.4	18.5	10.1	5.9	5.9	2.8	3.1	2.5	0.3	1.4	-	196.1
	専業主婦・専業主夫	400	96.0	60.8	19.0	8.8	7.0	2.3	6.5	3.0	2.5	0.3	0.8	0.8	207.5
	学生	59	86.4	32.2	18.6	28.8	8.5	3.4	3.4	3.4	1.7	-	18.6	-	205.1
	無職	213	92.5	72.8	11.3	9.9	12.2	5.2	10.3	5.2	6.6	1.9	1.4	-	229.1
	その他	3	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200.0

※Q 3については、9 頁を参照。

Q4 あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当たるものを1つ選んでください。

(a)公正中立である

全体

	(n)	そう思う (5)	やや そう思う (4)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (2)	そ う 思 わ な い (1)	平均点
H 21 年 度	2,010	20.4	22.4	42.4	11.0	3.7	3.45
H 22 年 度	2,013	20.1	25.8	39.4	11.0	3.6	3.48
H 23 年 度	1,988	19.5	25.6	37.6	13.0	4.3	3.43
H 24 年 度	1,986	17.9	25.9	41.1	11.9	3.1	3.44
H 25 年 度	1,999	18.8	25.4	41.9	10.9	3.0	3.46
H 26 年 度	1,984	20.8	23.9	42.6	9.6	3.0	3.50
H 27 年 度	1,964	19.7	27.1	38.7	11.2	3.4	3.48
H 28 年 度	1,976	19.9	26.7	38.4	11.7	3.3	3.48
今 回 調 査	1,965	17.6	26.5	40.8	12.2	3.0	3.44

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【 性 別 】							
男 性	959	19.7	26.1	37.3	13.5	3.4	3.45
女 性	1,006	15.5	26.9	44.0	11.0	2.5	3.42
【 年 齢 別 】							
20～29歳	226	14.6	30.1	39.8	15.0	0.4	3.43
30～39歳	289	15.9	27.3	44.3	10.4	2.1	3.45
40～49歳	366	14.2	26.5	44.0	12.6	2.7	3.37
50～59歳	297	18.2	24.2	41.4	13.1	3.0	3.41
60～69歳	346	16.8	28.6	39.6	10.7	4.3	3.43
70歳以上	441	23.1	24.0	36.7	12.2	3.9	3.50
【 職 業 別 】							
お 勤 め	751	16.4	27.3	40.3	13.3	2.7	3.41
自 営 ・ 自 由 業	183	17.5	21.3	41.5	15.3	4.4	3.32
パート・アルバイト	356	16.9	27.2	44.1	11.0	0.8	3.48
専業主婦・専業主夫	400	16.8	26.3	41.3	11.5	4.3	3.40
学 生	59	13.6	37.3	39.0	10.2	-	3.54
無 職	213	25.4	24.9	35.2	9.9	4.7	3.56
そ の 他	3	33.3	-	66.7	-	-	3.67

(b)信頼できる

全体

	(n)	そう思う (5)	やや そう思う (4)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (2)	そ う 思 わ な い (1)	平均点
H 21 年 度	2,010	19.4	32.3	34.2	11.8	2.3	3.55
H 22 年 度	2,013	18.5	34.0	33.9	10.8	2.8	3.54
H 23 年 度	1,988	17.7	30.0	33.6	14.5	4.2	3.42
H 24 年 度	1,986	16.9	32.7	37.4	10.5	2.6	3.51
H 25 年 度	1,999	17.0	34.6	36.0	10.1	2.3	3.54
H 26 年 度	1,984	19.6	32.7	36.1	9.5	2.2	3.58
H 27 年 度	1,964	17.7	33.7	34.9	10.5	3.3	3.52
H 28 年 度	1,976	18.7	32.7	33.5	11.8	3.3	3.52
今 回 調 査	1,965	16.3	32.9	37.0	11.1	2.7	3.49

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【 性 別 】							
男 性	959	18.2	33.1	34.1	11.5	3.1	3.52
女 性	1,006	14.5	32.7	39.8	10.7	2.3	3.46
【 年 齢 別 】							
20～29歳	226	15.5	30.1	40.3	13.7	0.4	3.46
30～39歳	289	12.8	37.4	36.7	11.1	2.1	3.48
40～49歳	366	13.9	35.8	34.7	13.9	1.6	3.46
50～59歳	297	15.5	33.0	37.7	10.4	3.4	3.47
60～69歳	346	15.0	31.8	39.3	10.7	3.2	3.45
70歳以上	441	22.7	29.7	35.1	8.2	4.3	3.58
【 職 業 別 】							
お 勤 め	751	15.4	34.5	34.9	12.6	2.5	3.48
自 営 ・ 自 由 業	183	15.3	27.3	42.1	10.9	4.4	3.38
パート・アルバイト	356	15.2	30.6	42.7	10.7	0.8	3.49
専業主婦・専業主夫	400	13.8	35.0	38.0	10.3	3.0	3.46
学 生	59	15.3	35.6	37.3	10.2	1.7	3.53
無 職	213	27.2	31.0	28.6	8.5	4.7	3.68
そ の 他	3	33.3	33.3	33.3	-	-	4.00

(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある

全体

	(n)	そう思う (1)	やや そう思う (2)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (4)	そ う 思 わ な い (5)	平均点
H 21 年 度	2,010	50.0	26.4	14.4	6.0	3.1	1.86
H 22 年 度	2,013	48.1	29.7	13.8	6.3	2.2	1.85
H 23 年 度	1,988	51.5	26.6	10.4	6.9	4.6	1.87
H 24 年 度	1,986	48.6	28.4	14.6	6.2	2.2	1.85
H 25 年 度	1,999	46.7	27.3	16.0	6.8	3.2	1.92
H 26 年 度	1,984	44.6	29.0	16.6	6.6	3.3	1.95
H 27 年 度	1,964	49.6	27.7	13.5	6.3	2.9	1.85
H 28 年 度	1,976	48.7	26.9	14.0	6.5	3.9	1.90
今 回 調 査	1,965	45.4	29.7	15.9	6.6	2.3	1.91

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)							
【性別】							
男 性	959	39.6	31.9	17.2	8.1	3.1	2.03
女 性	1,006	51.0	27.6	14.7	5.2	1.5	1.79
【年齢別】							
20 ~ 29 歳	226	49.6	28.3	17.3	4.9	-	1.77
30 ~ 39 歳	289	46.7	26.6	17.6	6.9	2.1	1.91
40 ~ 49 歳	366	45.6	30.9	14.5	6.0	3.0	1.90
50 ~ 59 歳	297	43.4	36.7	12.5	6.4	1.0	1.85
60 ~ 69 歳	346	47.4	27.2	16.2	6.6	2.6	1.90
70 歳 以 上	441	42.2	28.8	17.5	7.9	3.6	2.02
【職業別】							
お 勤 め	751	43.0	30.5	17.6	6.8	2.1	1.95
自 営 ・ 自 由 業	183	42.6	33.3	12.6	8.7	2.7	1.96
パート・アルバイト	356	51.1	29.8	11.8	6.5	0.8	1.76
専業主婦・専業主夫	400	49.5	27.0	17.0	4.3	2.3	1.83
学 生	59	39.0	37.3	18.6	5.1	-	1.90
無 職	213	41.3	26.3	17.4	9.4	5.6	2.12
そ の 他	3	33.3	66.7	-	-	-	1.67

(d) 納得できる裁判(判断)が行われている

全体

	(n)	そう思う (5)	やや そう思う (4)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (2)	そ う 思 わ な い (1)	平均点
H 21 年 度	2,010	10.5	27.4	45.2	13.1	3.7	3.28
H 22 年 度	2,013	9.6	27.0	45.5	13.7	4.3	3.24
H 23 年 度	1,988	9.1	24.0	47.3	14.6	5.0	3.17
H 24 年 度	1,986	8.2	26.0	48.4	13.6	3.9	3.21
H 25 年 度	1,999	8.6	25.7	48.7	12.7	4.4	3.21
H 26 年 度	1,984	10.0	27.3	48.8	10.7	3.2	3.30
H 27 年 度	1,964	8.5	26.0	49.1	11.1	5.3	3.21
H 28 年 度	1,976	8.5	26.3	47.1	13.5	4.6	3.20
今 回 調 査	1,965	8.0	25.6	49.4	12.9	4.1	3.21

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)							
【性別】							
男 性	959	8.4	25.5	48.0	13.7	4.4	3.20
女 性	1,006	7.7	25.6	50.7	12.2	3.8	3.21
【年齢別】							
20 ~ 29 歳	226	7.5	28.3	49.1	11.9	3.1	3.25
30 ~ 39 歳	289	6.6	21.1	57.4	12.1	2.8	3.17
40 ~ 49 歳	366	6.3	26.8	50.8	11.2	4.9	3.18
50 ~ 59 歳	297	7.4	26.9	45.5	15.5	4.7	3.17
60 ~ 69 歳	346	7.5	27.2	47.4	13.9	4.0	3.20
70 歳 以 上	441	11.6	24.0	47.2	12.9	4.3	3.26
【職業別】							
お 勤 め	751	7.3	26.6	49.0	13.0	4.0	3.20
自 営 ・ 自 由 業	183	6.0	22.4	48.1	16.9	6.6	3.04
パート・アルバイト	356	7.3	23.0	53.4	14.0	2.2	3.19
専業主婦・専業主夫	400	8.0	25.3	51.5	11.0	4.3	3.22
学 生	59	11.9	28.8	42.4	13.6	3.4	3.32
無 職	213	12.7	28.2	43.2	10.8	5.2	3.32
そ の 他	3	-	66.7	33.3	-	-	3.67

(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている

全体

	(n)	そう思う (5)	やや そう思う (4)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (2)	そ う 思 わ な い (1)	平均点
H 21 年 度	2,010	7.1	21.5	47.5	18.6	5.3	3.07
H 22 年 度	2,013	8.4	21.8	46.8	17.9	5.1	3.11
H 23 年 度	1,988	7.1	17.2	46.0	21.4	8.2	2.94
H 24 年 度	1,986	5.9	20.4	49.3	18.8	5.5	3.02
H 25 年 度	1,999	6.0	19.7	49.8	19.2	5.4	3.02
H 26 年 度	1,984	6.5	21.2	51.4	15.5	5.4	3.08
H 27 年 度	1,964	6.5	22.1	46.7	18.5	6.1	3.05
H 28 年 度	1,976	6.9	21.9	47.4	18.1	5.7	3.06
今 回 調 査	1,965	7.2	19.4	48.0	19.6	5.8	3.03

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】							
男 性	959	8.4	19.3	46.3	19.5	6.5	3.04
女 性	1,006	6.0	19.6	49.7	19.7	5.1	3.02
【年齢別】							
20 ~ 29 歳	226	10.2	17.7	49.6	19.5	3.1	3.12
30 ~ 39 歳	289	5.2	17.0	51.9	21.5	4.5	2.97
40 ~ 49 歳	366	3.0	22.7	47.3	21.6	5.5	2.96
50 ~ 59 歳	297	5.4	18.5	47.8	20.2	8.1	2.93
60 ~ 69 歳	346	6.9	19.7	46.8	19.7	6.9	3.00
70 歳 以 上	441	11.8	19.7	46.5	16.3	5.7	3.16
【職業別】							
お 勤 め	751	6.7	20.5	45.0	21.8	6.0	3.00
自 営 ・ 自 由 業	183	7.1	12.6	47.5	24.0	8.7	2.85
パート・アルバイト	356	4.5	17.7	56.7	18.0	3.1	3.03
専業主婦・専業主夫	400	8.3	20.8	47.3	17.0	6.8	3.07
学 生	59	10.2	20.3	45.8	22.0	1.7	3.15
無 職	213	10.8	21.1	46.9	15.0	6.1	3.15
そ の 他	3	-	66.7	33.3	-	-	3.67

(f) 事件の真相が解明されている

全体

	(n)	そう思う (5)	やや そう思う (4)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (2)	そ う 思 わ な い (1)	平均点
H 21 年 度	2,010	7.6	28.6	43.9	15.3	4.7	3.19
H 22 年 度	2,013	9.0	27.6	42.4	16.2	4.7	3.20
H 23 年 度	1,988	8.6	24.8	43.4	16.5	6.7	3.12
H 24 年 度	1,986	7.0	27.1	44.2	16.9	4.8	3.15
H 25 年 度	1,999	7.0	28.5	44.5	15.2	4.9	3.18
H 26 年 度	1,984	7.8	25.8	47.6	14.3	4.6	3.18
H 27 年 度	1,964	7.1	28.0	42.7	16.7	5.5	3.15
H 28 年 度	1,976	7.5	28.2	42.6	16.0	5.6	3.16
今 回 調 査	1,965	7.4	28.8	42.5	16.4	4.9	3.17

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】							
男 性	959	7.7	29.0	41.6	16.5	5.2	3.18
女 性	1,006	7.2	28.5	43.3	16.3	4.7	3.17
【年齢別】							
20 ~ 29 歳	226	5.8	30.5	45.1	16.8	1.8	3.22
30 ~ 39 歳	289	5.5	26.0	44.6	20.8	3.1	3.10
40 ~ 49 歳	366	5.7	29.2	44.5	16.4	4.1	3.16
50 ~ 59 歳	297	6.1	27.9	38.0	20.2	7.7	3.04
60 ~ 69 歳	346	9.0	29.8	39.9	16.2	5.2	3.21
70 歳 以 上	441	10.7	29.0	43.1	10.9	6.3	3.27
【職業別】							
お 勤 め	751	5.9	27.7	42.7	18.9	4.8	3.11
自 営 ・ 自 由 業	183	7.1	27.9	40.4	18.6	6.0	3.11
パート・アルバイト	356	6.5	30.1	43.3	16.9	3.4	3.19
専業主婦・専業主夫	400	10.5	25.0	43.8	15.3	5.5	3.20
学 生	59	5.1	37.3	45.8	10.2	1.7	3.34
無 職	213	9.9	34.7	39.4	8.9	7.0	3.31
そ の 他	3	-	100.0	-	-	-	4.00

(g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい

全体

	(n)	そう思う (1)	やや そう思う (2)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (4)	そ う 思 わ な い (5)	平均点
H 21 年 度	2,010	50.5	26.7	16.7	4.6	1.5	1.80
H 22 年 度	2,013	48.6	27.5	17.5	4.5	1.9	1.84
H 23 年 度	1,988	54.9	26.4	13.3	3.5	1.9	1.71
H 24 年 度	1,986	49.7	27.5	17.5	3.7	1.6	1.80
H 25 年 度	1,999	47.1	28.5	17.6	4.6	2.2	1.86
H 26 年 度	1,984	45.8	27.5	20.5	5.1	1.2	1.89
H 27 年 度	1,964	48.2	30.2	15.7	4.2	1.6	1.81
H 28 年 度	1,976	47.0	28.9	17.8	4.0	2.3	1.86
今 回 調 査	1,965	45.4	28.8	20.2	4.2	1.4	1.87

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】							
男 性	959	40.4	30.4	22.5	4.9	1.8	1.97
女 性	1,006	50.2	27.2	18.0	3.6	1.0	1.78
【年齢別】							
20 ~ 29歳	226	40.3	31.4	23.9	3.5	0.9	1.93
30 ~ 39歳	289	47.1	25.6	22.1	4.2	1.0	1.87
40 ~ 49歳	366	43.7	32.0	18.9	4.1	1.4	1.87
50 ~ 59歳	297	44.8	32.3	16.2	5.4	1.3	1.86
60 ~ 69歳	346	46.8	28.0	19.7	4.0	1.4	1.85
70歳以上	441	47.6	25.2	21.3	4.1	1.8	1.87
【職業別】							
お勤め	751	41.7	28.6	22.6	5.5	1.6	1.97
自営・自由業	183	49.7	29.5	15.8	2.7	2.2	1.78
パート・アルバイト	356	50.3	29.5	15.7	4.2	0.3	1.75
専業主婦・専業主夫	400	48.5	29.0	19.0	2.3	1.3	1.79
学生	59	40.7	33.9	25.4	-	-	1.85
無職	213	42.3	26.3	23.0	6.1	2.3	2.00
その他	3	33.3	-	66.7	-	-	2.33

(h) 裁判に時間がかかる

全体

	(n)	そう思う (1)	やや そう思う (2)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (4)	そ う 思 わ な い (5)	平均点
H 21 年 度	2,010	73.3	14.7	9.6	1.6	0.8	1.42
H 22 年 度	2,013	70.6	16.2	9.9	1.8	1.4	1.47
H 23 年 度	1,988	72.5	16.8	7.8	2.1	0.9	1.42
H 24 年 度	1,986	69.9	16.7	11.0	1.7	0.7	1.46
H 25 年 度	1,999	69.6	15.6	11.8	1.6	1.5	1.50
H 26 年 度	1,984	67.6	17.0	12.7	1.6	1.1	1.52
H 27 年 度	1,964	68.5	18.6	9.9	1.4	1.6	1.49
H 28 年 度	1,976	67.9	18.0	11.6	1.4	1.1	1.50
今 回 調 査	1,965	63.3	21.0	13.9	1.3	0.6	1.55

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】							
男 性	959	62.5	21.6	13.8	1.7	0.5	1.56
女 性	1,006	64.0	20.5	14.0	0.9	0.6	1.54
【年齢別】							
20 ~ 29歳	226	58.8	22.1	18.1	0.4	0.4	1.62
30 ~ 39歳	289	59.2	21.1	17.0	2.1	0.7	1.64
40 ~ 49歳	366	62.6	21.3	13.7	1.9	0.5	1.57
50 ~ 59歳	297	70.4	19.5	8.8	0.7	0.7	1.42
60 ~ 69歳	346	65.9	20.5	11.8	1.2	0.6	1.50
70歳以上	441	61.9	21.5	15.0	1.1	0.5	1.57
【職業別】							
お勤め	751	61.5	20.8	14.8	2.3	0.7	1.60
自営・自由業	183	65.0	23.5	9.8	0.5	1.1	1.49
パート・アルバイト	356	66.0	21.3	11.5	0.8	0.3	1.48
専業主婦・専業主夫	400	64.8	19.5	14.0	1.0	0.8	1.54
学生	59	45.8	25.4	28.8	-	-	1.83
無職	213	65.7	20.7	13.6	-	-	1.48
その他	3	33.3	33.3	33.3	-	-	2.00

( i ) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている

全体

	(n)	そう思う (5)	やや そう思う (4)	どちら とも いえない (3)	あまり そう 思わない (2)	そ う 思 わ な い (1)	平均点
H 21 年 度	2,010	9.9	20.3	39.2	21.5	9.1	3.00
H 22 年 度	2,013	8.8	21.0	37.6	23.0	9.7	2.96
H 23 年 度	1,988	9.4	16.4	31.4	29.0	13.8	2.79
H 24 年 度	1,986	7.9	19.8	39.4	22.8	10.1	2.93
H 25 年 度	1,999	7.7	19.2	40.1	23.2	9.8	2.92
H 26 年 度	1,984	7.4	20.6	42.5	20.1	9.3	2.97
H 27 年 度	1,964	7.5	19.1	38.2	23.8	11.4	2.88
H 28 年 度	1,976	7.7	20.0	39.1	22.2	11.0	2.91
今 回 調 査	1,965	6.3	18.7	41.9	23.4	9.7	2.88

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】							
男 性	959	7.5	20.5	40.7	21.5	9.8	2.94
女 性	1,006	5.2	16.9	43.1	25.1	9.6	2.83
【年齢別】							
20 ~ 29 歳	226	2.7	18.6	41.2	27.4	10.2	2.76
30 ~ 39 歳	289	5.2	12.5	46.7	24.6	11.1	2.76
40 ~ 49 歳	366	6.0	19.1	46.4	22.1	6.3	2.96
50 ~ 59 歳	297	4.4	20.9	42.1	24.2	8.4	2.89
60 ~ 69 歳	346	5.2	24.6	40.5	19.9	9.8	2.95
70 歳以上	441	11.3	16.3	36.5	23.6	12.2	2.91
【職業別】							
お勤め	751	5.6	20.0	43.5	21.4	9.5	2.91
自営・自由業	183	4.9	18.6	38.3	22.4	15.8	2.74
パート・アルバイト	356	2.5	17.4	47.2	24.4	8.4	2.81
専業主婦・専業主夫	400	9.0	18.5	38.3	25.8	8.5	2.94
学生	59	5.1	10.2	40.7	42.4	1.7	2.75
無職	213	11.7	18.3	38.0	19.7	12.2	2.98
その他	3	-	66.7	33.3	-	-	3.67

Q 5 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次のなかから全てあげてください。

全体

	(n)	テレビ報道	新聞報道	インターネット	家族・友人・知人等の話	特に原因はなく、自分でそのように考えた	ラジオ報道	雑誌	書籍等	勤務先での話	専門家・識者等の話	裁判への関与	裁判傍聴	その他	わからない	回答計
H 21 年 度	2,010	89.6	70.2	9.2	9.6	3.7	11.0	9.5	4.1	4.5	4.2	1.5	1.4	0.5	0.5	219.4
H 22 年 度	2,013	90.9	67.2	10.3	11.3	3.7	11.9	8.6	4.8	4.3	3.8	2.1	1.3	0.3	0.1	220.7
H 23 年 度	1,988	85.7	66.0	10.8	11.9	4.5	13.3	9.0	3.8	4.4	5.7	2.1	1.6	1.0	0.4	220.2
H 24 年 度	1,986	88.6	64.2	12.6	10.2	3.9	10.8	7.9	4.6	3.6	4.4	2.1	1.1	0.6	0.5	215.1
H 25 年 度	1,999	90.2	64.0	11.9	10.1	2.5	11.0	7.5	3.2	2.7	3.1	1.6	1.5	0.5	0.8	210.6
H 26 年 度	1,984	88.8	62.9	15.4	9.0	3.2	10.7	7.5	4.2	3.9	4.7	1.9	1.7	0.6	0.6	215.1
H 27 年 度	1,964	89.0	59.9	16.4	12.8	6.6	10.4	7.7	3.3	3.3	3.5	1.6	1.2	0.5	0.7	217.0
H 28 年 度	1,976	88.3	58.9	19.0	10.0	6.5	11.5	9.3	4.2	3.4	4.0	1.7	1.5	0.6	0.6	219.4
今 回 調 査	1,965	87.3	54.3	14.8	9.9	8.0	7.7	5.5	3.6	3.5	3.3	1.8	0.9	1.0	0.9	202.6

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】		959	85.4	57.8	17.9	9.0	8.1	10.9	7.0	4.4	4.8	4.4	2.5	1.3	0.9	1.3	215.6
男 性		959	85.4	57.8	17.9	9.0	8.1	10.9	7.0	4.4	4.8	4.4	2.5	1.3	0.9	1.3	215.6
女 性		1,006	89.2	51.0	11.8	10.7	8.0	4.7	4.1	2.8	2.3	2.3	1.2	0.6	1.1	0.5	190.2
【年齢別】																	
20 ~ 29 歳		226	83.6	23.5	28.3	12.8	9.7	3.5	1.3	2.7	0.9	2.2	0.4	0.4	4.0	0.9	174.3
30 ~ 39 歳		289	85.5	32.2	20.4	7.6	9.7	3.1	2.4	2.1	4.8	1.4	1.0	0.3	0.7	1.0	172.3
40 ~ 49 歳		366	89.3	50.3	18.9	7.4	6.3	5.2	6.0	4.4	4.6	2.5	2.7	1.1	0.8	0.5	200.0
50 ~ 59 歳		297	88.9	69.0	16.8	11.1	5.7	8.8	8.8	4.7	5.7	5.4	1.7	0.7	0.3	0.3	227.9
60 ~ 69 歳		346	86.4	66.5	8.4	8.4	9.5	8.7	7.2	3.5	2.6	4.0	2.3	1.2	0.9	1.2	210.7
70 歳以上		441	88.4	68.5	4.5	12.2	7.9	13.6	5.7	3.6	2.3	3.9	2.0	1.4	0.5	1.1	215.6
【職業別】																	
お勤め		751	85.5	49.7	22.1	9.1	8.4	6.4	6.4	4.8	6.1	3.5	2.3	1.2	1.1	0.7	207.1
自営・自由業		183	90.2	64.5	8.2	12.0	6.0	12.6	4.9	2.2	1.1	5.5	2.7	1.1	-	2.2	213.1
パート・アルバイト		356	89.0	48.3	10.4	9.8	7.9	4.2	3.1	2.0	3.1	1.4	1.1	0.6	1.1	-	182.0
専業主婦・専業主夫		400	88.5	59.3	8.0	10.3	7.8	7.0	4.5	2.8	1.0	2.5	1.0	0.5	0.8	1.0	194.8
学生		59	72.9	30.5	32.2	5.1	13.6	8.5	1.7	3.4	-	3.4	-	-	6.8	3.4	181.4
無職		213	90.1	69.0	10.3	11.7	7.5	15.5	9.9	4.7	2.8	5.6	2.8	1.4	0.5	0.9	232.9
その他		3	100.0	66.7	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200.0

※Q 6～Q 13 については、12 頁以下を参照。



### III 調査票（付：今回調査単純集計結果）



### III 調査票（付：今回調査単純集計結果）

#### 裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 30 年 1 月

**Q 1 【回答票 1】** あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。（各 S A）

※項目ごとに「1 知っている」、2 知らない」の 2 つから回答を選択してください。

(n=2,000)

		知っている	知らない
(a)	裁判員制度が実施されている	97.9	2.1
(b)	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	94.6	5.4
(c)	20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	90.6	9.5

※ Q 1 で (a)～(c) のすべてに「2 知らない」と回答した人に対しては、  
Q 1 1 へ

**【Q 1 でひとつでも「1 知っている」と回答した人に Q 2～10 を聞く】**

**Q 2 【回答票 2】** では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当  
てはまるものを、次のの中から全てあげてください。（MA）

57.6(ア) 新聞報道	4.1(イ) 各種パンフレット
6.3(イ) 雑誌	16.1(ク) 家族・友人・知人等の話
3.4(ウ) 書籍等	7.0(ケ) 勤務先での話
93.7(エ) テレビ報道	1.0(コ) 裁判員制度に関する各種説明会
8.6(オ) ラジオ報道	1.5 その他(具体的に )
15.4(カ) インターネット	0.3 わからない

(n=1,965, M.T.=215.0%)

**Q3 【回答票3】** 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。（S A）

(n=1, 965)

25.9(ア) 以前に比べて興味や関心が増した

2.8(イ) 以前に比べて興味や関心が減った

71.2(ウ) 特に変わらない

**Q4 【回答票4】** あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当たるものを1つ選んでください。（各 S A）  
まず、「(a)公正中立である」についてはどうですか。  
(以下(b)～(i)について聞く)

(各項目 n=1, 965)

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	公正中立である	17.6	26.5	40.8	12.2	3.0	3.44
(b)	信頼できる	16.3	32.9	37.0	11.1	2.7	3.49
(c)	裁判所や司法は近づき難い印象がある	45.4	29.7	15.9	6.6	2.3	1.91
(d)	納得できる裁判（判断）が行われている	8.0	25.6	49.4	12.9	4.1	3.21
(e)	国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	7.2	19.4	48.0	19.6	5.8	3.03
(f)	事件の真相が解明されている	7.4	28.8	42.5	16.4	4.9	3.17
(g)	裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	45.4	28.8	20.2	4.2	1.4	1.87
(h)	裁判に時間がかかる	63.3	21.0	13.9	1.3	0.6	1.55
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている	6.3	18.7	41.9	23.4	9.7	2.88

**Q5 【回答票5】**あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(MA)

54.3(ア) 新聞報道	0.9(ケ) 裁判傍聴
5.5(イ) 雑誌	9.9(ケ) 家族・友人・知人等の話
3.6(ウ) 書籍等	3.5(コ) 勤務先での話
87.3(エ) テレビ報道	3.3(サ) 専門家、識者等の話
7.7(オ) ラジオ報道	8.0(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた
14.8(カ) インターネット	1.0 その他(具体的に )
1.8(キ) 裁判への関与	0.9 わからない

(n=1,965, M.T.=202.6%)

**Q6 【回答票6】**あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各SA)

まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになる」についてはどうですか。

(以下(b)～(i)について聞く)

(各項目 n=1,965)

	そう思 う	ややそ う思 う	ど ちらとも いえ ない	あ まりそ う思 わ な い	そ う思 わ な い	平 均 点
(a) 裁判がより公正中立なものになる	38.1	33.7	20.2	6.3	1.7	4.00
(b) 裁判がより信頼できるものになる	34.4	34.0	23.7	6.0	1.9	3.93
(c) 裁判所や司法が身近になる	28.1	37.6	23.1	8.2	3.0	3.80
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	27.3	34.3	29.4	6.8	2.2	3.78
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる	30.9	39.0	23.1	4.8	2.1	3.92
(f) 事件の真相がより解明される	27.3	27.8	32.9	9.0	3.0	3.68
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	23.7	32.1	31.9	9.0	3.4	3.64
(h) 裁判が迅速になる	22.1	22.8	36.0	13.8	5.2	3.43
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	22.9	35.7	30.4	8.0	3.0	3.67

**Q7 【回答票7】**あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各SA)

まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。

(以下(b)～(i)について聞く)

(各項目 n=1,965)

	そう思 う	ややそ う思 う	ど ちらとも いえ ない	あ まりそ う思 わ ない	そ う思 わ ない	平均 点
(a) 裁判がより公正中立なものになった	8.3	31.5	46.6	10.3	3.4	3.31
(b) 裁判がより信頼できるものになった	8.1	31.0	47.1	10.8	3.0	3.30
(c) 裁判所や司法が身近になった	13.1	35.2	34.2	12.8	4.8	3.39
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになった	6.9	24.1	53.5	11.1	4.3	3.18
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった	14.4	38.7	35.7	8.1	3.2	3.53
(f) 事件の真相がより解明されている	6.6	23.5	53.2	12.6	4.1	3.16
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなった	6.5	22.0	50.1	15.8	5.5	3.08
(h) 裁判が迅速になった	6.6	17.5	50.0	19.0	6.8	2.98
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	9.7	32.8	41.7	11.8	4.0	3.32

**Q8 【回答票8】**あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(MA)

51.8(ア) 新聞報道	0.8(ケ) 裁判傍聴
5.8(イ) 雑誌	10.1(ケ) 家族・友人・知人等の話
3.2(ウ) 書籍等	2.8(コ) 勤務先での話
85.2(エ) テレビ報道	3.6(サ) 専門家、識者等の話
8.2(オ) ラジオ報道	11.3(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた
16.6(カ) インターネット	0.6 その他(具体的に )
1.4(キ) 裁判への関与	0.9 わからない

(n=1,965, M.T.=202.2%)

**Q9 【回答票9】**あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(MA)

- 75.0(ア) 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる  
56.8(イ) 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある  
46.0(ウ) 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない  
47.2(エ) 冷静に判断できる自信がない  
46.3(オ) 遺体写真等の証拠を見ることに不安がある  
47.3(カ) 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある  
28.7(キ) 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない  
38.7(ク) 裁判に参加することで仕事に支障が生じる  
17.6(ケ) 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる  
4.0(コ) 特にない  
1.1 その他(具体的に )  
0.7 わからない

(n=1,965, M.T.=409.4%)

**Q10 (調査員注：対象者に資料1をよく読んでもらってから質問をする)**

**【資料1】**刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では55.6%となっています。

**【回答票10】**裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどう思いますか。(SA)

- 18.3(ア) 妥当だと思う  
27.7(イ) どちらかといえば妥当だと思う  
41.7(ウ) どちらともいえない  
8.7(エ) どちらかといえば妥当ではないと思う  
3.7(オ) 妥当ではないと思う

(n=1,965, 平均点 3.48)

(全員の方に)

Q11 【回答票1 1】あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。（S A）

(n=2,000)

- 5.2(ア) 参加したい
- 10.6(イ) 参加してもよい
- 41.3(ウ) あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない
- 41.7(エ) 義務であっても参加したくない
- 1.3 わからない

Q12 (調査員注：対象者に資料2をよく読んでもらってから質問をする)

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、46.9%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.7%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。（平成28年度アンケート調査結果報告書）

【回答票1 2】あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。（MA）

- 45.7(ア) 勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）
- 18.5(イ) 周辺地域における一時保育・介護サービス
- 42.1(ウ) 裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償
- 49.3(エ) 裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度
- 40.0(オ) 裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談
- 6.5 その他(具体的に )

(n=2,000, M.T.=202.0%)

**Q13 【回答票1 3】** 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどう思いますか。（S A）

19. 6(ア) そう思う  
32. 8(イ) ややそう思う  
27. 1(ウ) どちらともいえない  
12. 8(エ) あまりそう思わない  
7. 7(オ) そう思わない

(n=2,000, 平均点 3.44)

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

**F 1 【回答票F 1】** あなたの性別を教えてください。（S A）

48. 5(ア) 男性      51. 6(イ) 女性

**F 2 【回答票F 2】** あなたの満年齢を教えてください。（S A）

11. 8(ア) 20～29歳      14. 6(イ) 30～39歳      18. 3(ウ) 40～49歳  
14. 9(エ) 50～59歳      17. 4(オ) 60～69歳      23. 2(カ) 70歳以上

**F 3 【回答票F 3】** あなたのご職業を教えてください。（S A）

37. 8(ア) お勤め（公務員・会社経営者を含む）  
9. 2(イ) 自営・自由業  
18. 0(ウ) パート・アルバイト  
20. 7(エ) 専業主婦・専業主夫  
3. 1(オ) 学生  
11. 1(カ) 無職  
0. 2 その他(具体的に )

以上で面接調査は終了です。

ご協力ありがとうございました。



## 標本抽出方法

母集団：全国の市区町村に居住する満20歳以上の者

目標回収数：2,000人

地点数：125地点

抽出方法：層化2段無作為抽出法

### 〔層化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

#### (地区)

北海道地区	=北海道	(1道)
東北地区	=青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	(6県)
関東地区	=茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県	(1都6県)
北陸地区	=新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	(4県)
東山地区	=山梨県, 長野県, 岐阜県	(3県)
東海地区	=静岡県, 愛知県, 三重県	(3県)
近畿地区	=滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	(2府4県)
中国地区	=鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	(5県)
四国地区	=徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	(4県)
北九州地区	=福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県	(4県)
南九州地区	=熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	(4県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類しそれぞれを第1次層として、計65層とした。

#### ○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部, 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 相模原市,  
新潟市, 静岡市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市,  
北九州市, 福岡市, 熊本市）

#### ○ 人口20万人以上の都市

#### ○ 人口10万人以上の都市

#### ○ 人口10万人未満の都市

#### ○ 町村

（注）ここでいう都市とは、平成29年4月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成29年1月1日現在の人口による。

## [目標回収数の配分及び調査地点数の決定]

地区・都市規模別各層における母集団数（平成29年1月1日現在の20歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

### [抽出]

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成27年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成27年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。